

中大法曹

2021.06

No. 30

特集

ビフォアコロナ, ウィズコロナ,
そしてアフターコロナ

中央大学法曹会

| | | |
|-------------------------|------------------------|----|
| LAW & LAW への期待 | 中央大学法曹会会長 若江 健雄 | 2 |
| 法学部の都心移転を進める | 中央大学理事長 大村 雅彦 | 3 |
| 中長期事業計画と近未来の大学像 | 中央大学総長 酒井 正三郎 | 5 |
| AI・データサイエンスと新時代の法曹養成 | 中央大学学長 福原 紀彦 | 7 |
| 新しい法曹養成制度への取組みとご支援のお願い | 中央大学大学院法務研究科長・教授 小林 明彦 | 8 |
| 「法科の中央」の金看板になお一層の磨きをかけて | 中央大学法学部長 猪股 孝史 | 9 |
| 落第事務局長の雑感 | 中央大学法曹会事務局長 吉岡 毅 | 10 |

法曹だより

| | | |
|----------------------|-----------------------------------|----|
| 法曹養成制度の大改革 | 中央大常任理事・法科大学院教授・前法科大学院協会理事長 大貫 裕之 | 11 |
| 法律扶助雑感～扶助制度創設70年を迎えて | 小林福井法律事務所 小林 元治 | 13 |
| 「法科の中央」を確固たるものに | 中央大学理事(元中央大学法曹会幹事長) 大谷 隼夫 | 15 |

特集：ビフォアコロナ、ウィズコロナ、そしてアフターコロナ

| | | |
|-----------------------------------|----------------------------|----|
| 新型コロナウイルス関連の出来事 | 東京弁護士会 小峯 健介 | 17 |
| コロナ禍における中央大学大学生の状況について | インタビュー 國井 友和 | 18 |
| 東京地裁における 新型コロナウイルス感染拡大防止策と業務継続 | 東京地方裁判所所長代行者 島田 一 | 21 |
| 検察庁における新型コロナウイルス対策について | 千葉地検 眞田 寿彦 | 23 |
| 第1回目の緊急事態宣言と第一東京弁護士会の対応 | 第一東京弁護士会 柳澤 崇仁 | 25 |
| 新型コロナウイルスと司法修習の現状 | 第二東京弁護士会 司法修習委員会副委員長 南山 佳仁 | 27 |

講演録

| | | |
|-------------|---------------------|----|
| 私の裁判官人生一筆書き | 講演者 元松山家裁所長 大谷 吉史先生 | 29 |
|-------------|---------------------|----|

物故会員を偲ぶ

| | | |
|-----------|---------------------------|----|
| 松家里明先生を偲ぶ | 中央大学法曹会副会長 第一東京弁護士会 横溝 高至 | 35 |
|-----------|---------------------------|----|

学生支援活動：法曹会賞

| | |
|------------------|----|
| 令和3(2021)年度 法曹会賞 | 38 |
| 令和2(2020)年度 法曹会賞 | 41 |

資料

| | |
|------------------------------|----|
| 中央大学法曹会会則 | 44 |
| 中央大学法曹会執行部・役員・委員会名簿(令和元・2年度) | 57 |

| | |
|------------------------|----|
| 法学部都心移転&法科大学院へのご支援のお願い | 61 |
| 編集後記 | 62 |

LAW & LAW への期待

中央大学法曹会会長 若江 健雄



令和2年はすべての活動が新型コロナウイルス感染症のもとで行わざるを得ず、従来の活動が制約を受けたしまった年度でした。月に1度行われる執行部会だけでなく拡大幹事会、総会もすべてZOOMにより行われました。したがって、他の学会支部との交流のような対外的活動も、また司法試験合格者祝賀会、法曹会賞や法曹会奨学金の授与式も中止となり、新入会員への当会の紹介もままならぬ状況となりました。

しかしながら、法科大学院同窓会と共催でロースクール生を対象に合格後の進路についてのパネルディスカッションをZOOMで行い多くの参加者を得ることができました。また、法科大学院の協力を得て合格後の職業紹介に関する講演会を行うことができました。

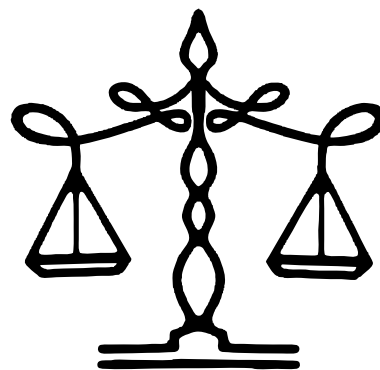
このような状況から、本冊子もコロナ禍における司法試験受験者、合格者をはじめ法曹会会員の皆様の日常をテーマとして取り上げることにいたしました。この時期の会員の皆様の生活ぶりが一つの資料として残されることも意義のあることと考えられます。

一方、大学の状況ですが、国際経営学部、国際情報学部の創設、学部共通棟の「FOREST GATEWAY CHUO」の竣工と、教育のグローバル化や新たな教育環境への展開を図っております。さらに、昨年8月には法学部都心移転のための茗荷谷キャンパスの建設工事が始まり、本年2月には法科大学院の移転先となる駿河台キャンパス（駿河台記念館跡地）の地鎮祭が行われました。それぞれ2023年から授業開始を予定しておりますが、茗荷谷キャンパスには学術研究団体等の研究室も移転されることになっております。これにより、法科大学院と法学部がお茶の水と茗荷谷という丸の内線一本でつながることになり、まさに「Law & Law」の教育環境が整うことになるとともに、いわゆる学部3年で、当該大学の法科大学院へ進学できる「5年制」により、他大学の法科大学院への進学者が多かった法学部学生をより多く中央大学法科大学院へ迎えることができる可能性が出てきました。

法曹会としては、待ちに待った状況の到来であり、大学および「法曹を目指す学生」に対するあらゆる支援活動を一層活発なものにしていきたいと考えております。また、そうすることが中央大学法曹会会員に受け継がれてきた伝統であると思います。今後、会員の皆様には125周年記念以上に、ご寄付や学生への奨学金等の拠出をお願いすることになると思いますが、大学の益々の発展と学生の一層の躍進を期するためにも、よろしくご協力を賜りたいと存じます。

私は、会長任期の途中から急遽就任することになり、コロナ禍における各種制約のなかでの対応を試みてきましたが、どうしても会員の親睦活動、対外的な活動が例年のようにできなかったことを大変残念に思っております。コロナが一日も早く終息することを祈念しております。また、2023年4月からは茗荷谷キャンパスでの法学部、駿河台キャンパスでの法科大学院での授業も始まりますので、会員の皆様も是非両キャンパスを訪れ、後輩の指導や励ましの言葉をかけていただければと思っております。

以上



法学部の都心移転を進める



中央大学理事長 大村 雅彦

中大法曹会の皆様には大学運営や教育の面でご尽力頂いており、感謝申し上げます。昨年6月に理事長に再任されましたが、新型コロナウイルス感染症という世界的災厄の中での船出となりました。大学では授業も会議もそのほとんどがオンラインで行われてきましたが、皆様も裁判手続のオンライン化で類似の変化を経験されておられることと拝察致します。ワクチンの普及や特效薬の開発が遅れたことにより、まだ当分の間は窮屈な日常生活を強いられそうですが、どうぞご自愛下さい。

昨年秋からの後期授業では小規模な科目の面接授業が復活したとはいえ、まだまだ普段通りとは行かず、大人数の授業はオンライン方式でした。オンライン授業では、学生の方も通信環境の整備が不可欠であり、そのための経費がかかります。昨年5月に理事会に提案した一律5万円の特別奨学金は、どのような状況下でも学生の勉学を維持・継続してもらうための措置でした。学生数2万6000人ですから総額13億円に上りましたが、その後、公益財団法人白門奨学会から3億円の奨学支援金をいただき、その一部に充当できました。2021年度に向けても、大学はコロナ禍の影響を受ける新入生を中心とする困窮学生の支援を準備しており、白門奨学会や学会にご支援頂ける見込みです。この場をお借りしてご配慮に深く感謝申し上げますと同時に、大学が募集しておりますコロナ禍対応奨学支援募金への皆様のご協力にも心から感謝申し上げます。

中長期計画は2021年度に6年目を迎えます。これまでできなかったことに果敢に挑戦し、新たな伝統を築くことが、「世界に存在感のある大学」の形成につながります。一步を踏み出す勇気が必要です。そういう思いで、理事長就任以来、この計画を推進して参りました。

昨年3月には、多摩キャンパスにおいて、グローバル館と国際教育寮が竣工しました。本年3月には、新しい教育の推進の場としての学部共通棟（Forest Gateway Chuo）が完成しました。これにより、多摩キャン

パスではグローバル化とダイバーシティをより強く推進していきます。

また、都心では、丸ノ内線茗荷谷駅すぐそばの都有地で、法学部の新棟の建設に昨秋着工しました（学研連・法職講座も収容）。周辺は大学が多く点在する文教地区です。東京駅から丸の内線で11分ですから、完成後は、全国の中大法曹の皆様との連携が容易になるでしょう。駿河台記念館はすでに取り壊され、ロースクールとビジネススクール（および学会本部等）を収容する駿河台キャンパス（仮称）として、もう建築が始まります。丸の内線で結ばれる3つの校地において、近い将来、法曹養成教育の有機的な連携を図ることができます。これらは2023年度開校を予定しています。

2019年度にスタートした新学部、すなわち、国際経営学部（多摩キャンパス）と国際情報学部（市谷田町キャンパス）は、それぞれ順調に発展しています。社会のニーズを捉えたコンセプトを持つため、将来のさらなる展開を期待できます。

このように中長期事業計画は、法学部の都心移転によって本学の体幹を強化し、都心における本学の存在感を高めるとともに、2つの新学部をラインナップに加えて「総合大学」として豊かな花を咲かせようとするものです。それは言い換えれば、故阿部三郎先生が理事長のときによく唱えられた「世界に存在感のある大学」に通ずる計画であります。

今年に入り、アメリカではトランプ氏から正統派政治家のバイデン氏へと政権移譲が行われました。すでに浮き彫りになった米国社会の分断を修復する道程は容易ではないでしょう。それでも、アメリカ国民という共通のベースに立ち、再び各国との協調を取り戻して、「世界」に貢献してもらいたいものです。中央大学も、世界を見据えながら発展していくことが重要であり、「広い視野から社会に貢献する法曹」や「世界に羽ばたく各種の専門職」を育成することが重要であると考えています。

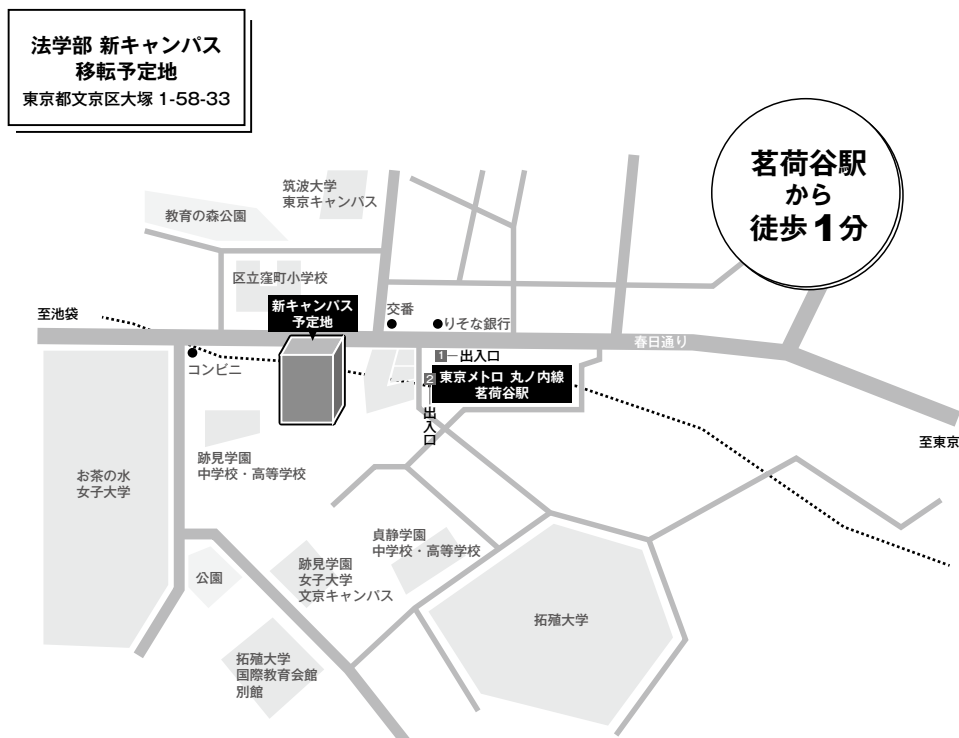
最後になりますが、法学部都心移転の要となる茗荷谷キャンパス及び新駿河台キャンパスの建設工事が始まった今こそ、中大法曹会並びに学研連の皆様、母校のさらなる発展のために、ご支援、ご寄付を心からお願い申し上げます。

本来であれば、直接お目にかかってご依頼申し上げるべきですが、コロナ禍でそれも叶わず、学会の各支部への積極的なお願いも憚れる状況の中で、先駆けてのご依頼となり、また本誌面をお借りしてのお願いとなり、甚だ恐縮ではありますが、中大法曹会並びに学研連としての寄付目標総額を、茗荷谷キャンパス（法学部新棟）建設工事費160億円の約1割となる15億円と設定頂きまして、法曹関連の皆様挙げてのご支援を賜れば誠に幸甚であります。

また、本学へのご寄付は、特定公益法人並びに税額控除の対象となっており、確定申告していただくと、個人寄付総額の約4割について税制優遇措置を受けることが可能です。

皆様の篤志には、新駿河台キャンパスに設置予定である寄付者銘板の製作、あるいは、茗荷谷キャンパスのホール座席への寄付者ネームプレート等、まもなく公表予定となっておりますが、その他、私共から心より感謝の意をお示しできるよう、寄付者顕彰を整えてまいります。

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を完遂し、新たな中央大学の幕開けが迎えられるますよう、今後5年間、強力なご支援のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。



中長期事業計画と 近未来の大学像



中央大学総長 酒井 正三郎

総長の酒井正三郎です。この度は「中大法曹」にご寄稿の機会をいただきまことにありがとうございます。

中央大学法曹界の皆さまからは、平素より大学に対して、さまざまな形でご支援、ご協力を賜っておりますこと、学内を代表して厚く御礼を申し上げます。なかんずく、本学法学部ならびに法科大学院の教育研究活動に対しては一方ならずお世話をいただいております。心からの敬意と謝意を表する次第です。

さて、新型コロナ禍により学生の授業のあり方や教職員の働き方が大きく影響を受けている現下において、2016年度より着手された「中央大学中長期事業計画《Chuo Vision 2025》」は2020年度末をもって「計画」の前半期である第Ⅰ期が終了し、2021年4月の新年度からは後半の第Ⅱ期が始まりました。ご案内のとおり、第Ⅰ期の5年間でアプローチ1と呼称された「学部の改編・創設」に関しては、2019年度より「国際経営学部」と「国際情報学部」の国際系2学部がスタートし、現在までのところ社会からも概ね好意的な評価をもって迎えられ、グローバルビジネスリーダーの育成ならびに情報化社会の諸課題の探求を目的とする各々の学部教育においても、着実な前進が見られてきています。

また、アプローチ2としての「キャンパス整備計画」では、2023年のLaw & Lawの都心における教育研究の展開を目ざして、茗荷谷（法学部）と駿河台（専門職大学院法務研究科、ここには併せて戦略経営研究科が入る）の2拠点においてキャンパス施設の建設工事が始まっています。また、多摩キャンパスにおいても、2020年4月に供用が開始されたグローバル館・国際教育寮に続き、昨年度末にはこれまで学部共通棟の仮称で呼ばれてきた《FOREST GATEWAY CHUO》が竣工の時を迎えました。さらに、詳細は省きますが、アプローチ3の「グローバル化の推進」や同4の「スポーツ振興」なども、第Ⅰ期中にさまざまな面において多くの成果をあげてきました。

以上の結果をふまえ、2021年4月以降の第Ⅱ期では、

いよいよ改革の本丸というべき研究教育における内実面の発展・充実にチャレンジする段階に至ってきています。そこには、Law & Lawの教育の一体化とそのための体制整備をはじめ、文理融合型の学際的研究拠点の形成、AI・データサイエンス教育の全学的展開、総合学園構想による中高大連携の緊密化、スポーツ振興のための機構の開設、財務とガバナンス・マネジメントの強化、等々といった諸課題が含まれています。

法人と教学は一体となって、Society5.0 や第4次産業革命と呼ばれる急速なデジタル化の進行、地方創生とグローバル化、気候変動対策、そして何といても今次のコロナ禍にみられる新型感染症の世界的蔓延といった社会経済的環境の中で、こうした学内の諸課題に向き合い、その実現のために努力を傾注していかねなければなりません。

以下では、こうした社会経済環境の変化の中から「人口減少時代」と「人生100年時代」の到来という2つの事象を取り上げ、これらと大学教育のあり方との関連についてひと言だけ私見をのべて本稿の責めを塞ぎたいと思います。

文部科学省は、この点に関して、2018年11月26日付の中教審答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」において要旨次のように述べています。すなわち、改革の基本方向は、18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、あらゆる世代、多国籍の学生が学ぶ大学へと転換していくことにある、と。

かかる提言の背景には、現在120万人のわが国の18歳人口が2040年には80万人台に減少する一方で、現在76億人の世界の総人口は今後も増加を続け、高等教育のマーケットは引き続き拡大基調を辿っていくこと。また、これまでのわが国で一般的であった「会社に人を合わせる」メンバーシップ型の終身雇用制度は解体が進み、欧米で広く普及している「仕事に人を合わせる」ジョブ型雇用への転換が急速に進んでい

く、という認識があるように思われます。

こうした現実に対応する大学の施策は、主として留学生受け入れと社会人リカレント教育の拡大のふたつになりますが、現在のコロナ禍と労働市場の急速な変化は、従来からのこれらのあり方に大きな見直しを迫っているようにも感じます。

本学を含むわが国大学への留学生は、中国やベトナムなど東アジアの出身者が多い訳ですが、これらの諸国とは時差も小さく「留学」の趣旨の相当部分はオンライン教育で代替できますし、また、長い人生の中で環境変化にあわせてスキルを高めていくという「リカレント教育」の目的はリモート的方法によっても十分追求可能なものです。こうした変化は教育研究活動の手法だけでなくその本質、ひいては財務への影響など大学のあり方の抜本的な再検証を迫ってきています。未来に生き残る大学とは、変化を受け容れそれに合理的かつ柔軟に対応しうる大学です。

本学は、これからも法曹界の皆さまのお力添えを得て、そうした大学の中のトップランナーであり続けるべく改革を継続して参りたいと考えています。



AI・データサイエンスと 新時代の法曹養成



中央大学学長 福原 紀彦

大学における法曹養成課程の再構築を目指す新制度が稼働し始めたこの時期、コロナ禍の困難を克服する各種コミュニケーションのオンライン化とデジタルトランスフォーメーション（DX = Digital Transformation）の急速な進行を背景として、Society5.0と呼ばれる近未来社会に向けたAI・データサイエンス教育の重要性が高まっている。

確かに、法曹にとって、法の適用や法的判断の対象となる事実のデジタル化と法実務におけるDXの進行との双方の局面に対応するために、すでに獲得している知識や技能をリカレントすることが必要となり、新たに法曹を目指す人達には未来社会の法曹像を展望した学修と訓練が求められている。この傾向は、質的にも量的にも、つい先頃のコンピュータ化や電子化が普及した場合の比ではない。私の専門である商法（商取引法・会社法）の分野では、既存法令の改正や新法の制定が最近とみに頻繁であり、大学や大学院の講義や演習では、例えば、電子契約や電子決済を素材にしたり、株主総会の電子化（ハイブリッド総会とバーチャルオンリー総会の実務）を検討したりすることを、オンライン双方向の授業やオンデマンド授業などを活用して展開している。学生の頃どころか数年前と比較しても隔世の感を禁じ得ない。

また、DXはAI・データサイエンスの活用と普及によって進行している。データを積極的に活用していく方法論を総称してデータサイエンスと呼び、言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術がAI（人工知能）である。デジタルデータは21世紀の石油とまで呼ばれ、人類社会を支える資源として活用されている。感染症予防や温暖化対策といった地球規模の課題から個人の購入履歴による商品・サービスの開発といった課題まで、社会が抱えるさまざまな課題を解決するために、AI・データサイエンスが利活用され、その知見や活用能力の修得は、従来の文系や理系といった受験勉強の区分を超えて求められている。AI・データサイエンスは、知識基盤社会の景色を一変させ、高度専門職業人の役割さえ変容させるとも指摘されている。

しかしながら、法の理論や実務にとって、対象とする現象の激しい変化や方法や手段の高度化・複雑化が進行しても、法曹の社会的役割と必要性は揺るぐものではない。むしろ、法曹は、人類社会が育んできたデータサイエンティストの先駆であり、膨大な法令や判例のデータを駆使して、先例があればそれを参考にして、先例がなくても法の「賢慮」（Jurisprudence）と法的思考（Legal Mind）によって、幾多の

社会問題を解決してきたのであり、法曹の真髄は揺るぐものではない、と私は思う。但し、これまで多用してきたデータは、紙を媒体とした文書として存在するアナログデータであるのに対して、今日、コンピュータネットワークで利活用されるのは電子化されたデジタルデータであり、これまで当然であった対面によるコミュニケーションがオンラインで代替されるから、技術的対応が必要となる。しかし、それも初期的にはほんの少しの努力で意外と簡単に対応できる。それよりも、デジタルデータに慣れた世代は機械的にランダムアクセスができるから、アナログデータの活用で鍛えた体系的思考が弱い傾向が否めない。また、リアル人間関係対応術はオンラインだけでは鍛えられないとも思われる。

法科大学院課程に接続する法学部課程に2年次から「法曹コース（連携法曹基礎課程）」が新設され、法曹コースを履修した一定の学生は、法学部を3年間で早期卒業して、法科大学院の2年間の法学既修者コースに進学することができるようになり（いわゆる3+2のルートの新設）、このコースが完成後には、法科大学院の最終学年在籍中に、一定の要件のもとに修了見込みで学長が認定した者が司法試験を受けることができるようになる。現行制度より2年近く所要の期間が短縮される一方で、リベラルアーツやDX、グローバル化に対応して、法曹としての豊かな資質を磨く機会をどのように付けていくかが課題である。中央大学では、コロナ禍にあっても、学生の学びと大学の進化を止めないとの意気込みをもって、さまざまな取組を進め、その一つとして、2020年4月にAI・データサイエンスセンターを設立し、2021年4月からAI・データサイエンス教育を全学的に展開している。新時代の法曹養成制度への対応として、法学部の茗荷谷キャンパスへの移転と法科大学院の駿河台キャンパスへの移転を、ハード面でもソフト面でも成功させ、AI・データサイエンス教育の取組が、新時代の法曹養成にも資することが期待される。

日頃、中大法曹会より賜っている御高配に対し、あらためて感謝の意を表し、引き続き、現下の事情をご賢察の上、何卒よろしくご指導ご鞭撻を賜るよう御願ひ申し上げます。

福原紀彦学長は、任期満了により令和3年5月26日に退任し、5月27日より、河合久先生が学長に就任しました。

（編集部）

新しい法曹養成制度への 取組みとご支援のお願い



中央大学大学院法務研究科長・教授 小林 明彦

1. いわゆる「3+2」とは

今夏から、新しい法曹養成制度（いわゆる「3+2」）による法科大学院入学者選抜が始まる。新制度の柱は、①法学部を3年で早期卒業させ、②法科大学院2年目の在学中（7月ころになる見込み）に司法試験の受験を可能にする、という点にある。学部での学年に換算して説明すると、学部4年次と5年次に法科大学院在学、その間に司法試験受験し、合格すれば学部6年次の春から1年間の司法修習を経て、満6年で法曹資格を得る、ということになる。現在の法科大学院経由ストレート合格組は、法曹資格を得るのが学部8年次の12月末であるから、1年9カ月の短縮が実現される。これは、法科大学院を経由せず予備試験合格によって司法試験受験資格を得る場合の主流と思われる「学部4年次予備試験合格、学部5年次司法試験合格」というパターンとはほぼ一致する。

2. 法曹養成連携協定

新制度は、単純に期間を短縮するだけでなく、これによっても教育内容の劣化を招かないよう、学部教育の密度を高めるとともに、学部と法科大学院との連携を強化することによる一貫型教育の実現を企図している。

まず、各大学の法学部には「法曹コース」という特別なプログラムを用意したコースを設け、各法科大学院は、この法曹コースを設けた大学の学部（自大学に限らない）と法曹養成連携協定を締結し、法科大学院教員を学部へ派遣したり学部教員との共同授業研究をしたりするなどの協働作業を推進するとともに、学部で修得した単位を法科大学院での単位取得に読み替えるなど学修効率の向上を図る施策を設けている。

中央大学法科大学院では、昨年度までに、自大学である中央大学法学部はもちろんのこと、南から鹿児島大学、熊本大学、西南学院大学、立命館大学、信州大学、新潟大学、明治大学、明治学院大学及び立教大学の計10大学と法曹養成連携協定を締結した。

3 新たな入学者選抜方式

法科大学院入試との関係でも大きな変更がある。現在の法科大学院入試（既修者コース）は、法律基本科目に関す

る筆記試験のみであるが、これを3種類とすることが可能となる。一つは、文科省の命名によれば「5年一貫型」とされるもので、筆記試験を課すことなく学部での成績や推薦状などの資料を総合して合否を判定する。学部と法科大学院との連携協定がある場合に限り実施することができる。二つ目は、「開放型」と称されるもので、筆記試験（憲民刑の3科目とする例が主流）と学部成績等の資料を総合して合否判定されるものである。これは、連携先の法学部であることを要件としない。この「5年一貫型」と「開放型」の二つを「特別選抜方式」と称する。三つ目は、筆記試験のみ（6科目または7科目）で判定する従来型の方式であり、「一般選抜方式」と呼ばれる。

中央大学法科大学院では、5年一貫型45名、開放型45名の定員を設け、今夏に迎える初の特別選抜入試に向けて、精力的に準備を進めているところである。

4 中央大学全体としての法曹養成支援のお願い

前述したとおり、新制度は、学部と法科大学院とで連続した教育課程を整え、5年計画で司法試験合格に必要な実力を鍛えさせようとするものである。従来は、司法試験合格者数も法科大学院別のデータのみが公表され、学部時代の出身大学別データは公式な集計すらなかった（実際には、中央大学法学部と中央大学法科大学院の双方またはいずれか一方で学んだ司法試験合格者数は、全国トップ（合格者の7人に一人）であると思われる）。

今後は、出身法科大学院別データだけでなく、学部と法科大学院の連続した教育課程を通じてどのような成果を上げられたかが社会的にも注視されることが必定である。

そこで、中大法曹会の会員諸兄姉には、これまで中大法学部から他大学法科大学院に流れていた法曹志望者を中大法科大学院に呼び戻し、オール中央の力で、5年間の教育プログラム、さらにはその後のリカレント教育も含めて、四半世紀先の社会を支える法曹を中央大学の手で育てていけるよう、お力添えをお願いしたい。そして、その第一歩として、中大法学部から中大法科大学院へ進学する者をオール中央の力で支えていくための経済的支援策を構想している。中大法曹会の諸兄姉に倍旧のご支援をお願いする次第である。

「法科の中央」の金看板になお一層の磨きをかけて



中央大学法学部長 猪股 孝史

中央大学法曹会のみなさまには、日頃より、本学及び法学部における研究・教育活動に多大なるご支援、ご協力を賜っており、篤く御礼申し上げます。

法学部が文京区、茗荷谷の地に移転することとなり、大変にありがたいことに、「法学部都心文京区茗荷谷への移転を熱烈大歓迎!」と題した新春随想（中央大学学員時報2021年1月新春[513]号）も頂戴し、こうした折柄にあつて、受験業界等の方がたともお話をさせていただく機会等も増えました。その際に話題となり、担当者から伺いますのは、やはり「法科の中央」という金看板、つまり、法曹養成教育には一日の長があるとして、高校生から年配の方まで広く年代を問わず、また、広く全国的にも浸透しているという事実であり、これまでに諸先輩方が積み重ねてこられた歴史と伝統、実績の重みに改めて思いを致しておるところです。

すでにご案内のところかもしれませんが、令和2年司法試験の合格者総数は、1450名でした。中央大学法学部で学んだ合格者の数は、通信教育課程の卒業生4名を含め144名、これに総合政策学部の卒業生1名を加え、145名です（2021年2月26日現在、法学部事務室調べ）。総数のちょうど1割の合格者を輩出したことになります。このうち、在学中に予備試験で合格した者は7名、法学部を卒業した後の予備試験合格者は25名です。他方、法学部卒業後に、中央大学法科大学院に進学し、合格した者は37名でした。これを含め、合計85名が、中央大学法科大学院を修了し、合格した者の数です。このようにみえますと、中央大学（学部）か、あるいは中央大学法科大学院で法学教育を受け、司法試験に合格した者の数は、193名となり、合格者総数の1割をゆうに超えることになります。まさに「法科の中央」を体現するものであり、これを裏付ける確かな数字であると言ってよいのではないのでしょうか。

これもまたご案内のところでしょうけれども、2019年度入学生を対象に、いわゆる3+2、法曹一貫教育プログラムが開設されました。これは、法学部と法科大学院を接続する5年一貫型の法学教育プログラムで、法学部は、中央大学法科大学院と連携協定を締結し、また、このプログラムを実際に動かしていくための連携協議会を発足させ、法

学部では、2020年度から2年次生を対象として授業が始まりました。この法曹一貫教育プログラムに在籍する一期生は127名、これに新規希望者11名を加えた、合計138名が、いよいよ本格的なものとなる3年次生の授業の受講を許可されるかどうか、選抜するための試験を、この2月に受験し、これに見事、合格した者の数は88名でした。この精鋭メンバーが、いよいよ実質的な法曹一貫教育プログラムのためのカリキュラムを受講し、今夏から今秋にかけて実施される各法科大学院の入学試験に挑むことになります。新しい法曹一貫教育プログラムを受講した学生たちが初めて受験する2021年は、この制度の試金石とも位置付けられますので、その成果に期待したいと思っています。

これまで、中央大学における法曹養成教育は、正課授業、学研連、そして法職と、いわば三位一体として行われてきました。どれか一つだけ、というのではなく、これら三者が、それぞれ有機的に、かつ密接に、相互連携を図りながら、相補的な法曹養成教育を実現してきたわけです。このような法曹養成教育のあり方は、先ほど数字を確認したように、着実に成果を挙げてきたと言ってよいでしょう。このたび、法学部が都心移転し、またこれと同時に、法科大学院はかつての駿河台の地に復帰し、同一敷地ではありませんが、東京メトロ丸ノ内線一本で繋がることで地理的な距離が短縮され、さらなる協働が可能になるものと期待されます。実際にも、法曹一貫教育プログラムでは、法科大学院に所属する教員が法学部の授業科目を担当し、法科大学院の授業科目の法学部で先取り履修することを認めるほか、法務インターンシップの充実なども推進することとしています。正課授業を、法学部だけでなく、法科大学院とともに担い、いくなれば四位一体で「法科の中央」の金看板になお一層の磨きをかけていくつもりです。

中央大学法曹会のみなさまには、中央大学及び法学部における研究・教育活動のさらなる発展のため、引き続きご支援、ご協力を賜りたく、心よりお願い申し上げます。

落第事務局長の雑感



中央大学法曹会事務局長 吉岡 毅

令和2年4月に、右も左もわからず中央大学法曹会事務局長の職を引き継ぎましたが、何もできないまま1年が過ぎようとしている、というのが率直な感想です。そのため、「中大法曹」の発刊の遅れを初めとして、中央大学法曹会(以下「中大法曹会」といいます)の事務が停滞してしまい、会員の皆様にはもちろん、役員各位にも大変なご迷惑をおかけしたことが、まずはお詫び申し上げます。また、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、同年4月7日から7都府県について政府から1回目の緊急事態宣言が発せられ、同月16日からはそれが全国に拡大されたため、中大法曹会を含め、社会における様々な活動が影響を受けることになり、その点も異例づくめでした。そこで、落第事務局長である私が、僭越ながら、新型コロナの影響を、雑感的に振り返りたいと思います。

まず、新型コロナ感染拡大防止のため、社会における「リアル」な(実際に、参加者が一堂に会して行われる)活動が、あらゆる場面で制約を受けることになった、ということです。中大法曹会については、若江会長も述べていますが、昨年度までは実施されていた司法試験合格者祝賀会、法曹会賞や法曹会奨学金の授与式、叙勲祝賀会、懇親会、ホームカミングデー等の各種のイベントをはじめ、他の学協会支部との交流会等が中止となりました。実際に様々な方々とお会いして交流を深めるという機会が失われたことは非常に残念と言わざるを得ませんが、万全の対策をとっていたにもかかわらず感染者が出た場合(最悪の場合、クラスターが発生した場合)、感染された方の健康を害することになるのはもちろん、中大法曹会の社会的評価自体にも影響を及ぼしかねないため、リスクマネージメントの観点からは、やむを得ないものと言えるかと思われます。

その反面として、Web会議システムやネットを利用した業務管理システム等の利用がかなり進行したため、これらを用いた会議、リモートワークがかなり普及したと言えるでしょう。中大法曹会においても、総会、拡大幹事会・幹事会、執行部会、各種委員会活動やセミナー等は、Web会議システム(Zoom等)を利用して実施されています。私は、中大法曹会の事務局長になる前は、他の方が主催するWeb会議システムを利用した各種の会議(日弁連の委員会

や会社の役員会等)に参加したことはありましたが、事務局長になった直後に緊急事態宣言が発令されたことにより、総会や執行部会等の開催のため、私自身がWeb会議システム(Zoom)の設営をしなければならない立場に立たされました。何せ初めてのことでしたのでかなり苦勞しましたが、泥縄式で何とか対応した、というところでしょうか。このWeb会議システムを利用した会議等は、もちろん、お互いの表情や雰囲気を感じるという点ではリアルな会議には劣りますし、大規模な会議には不向き、というデメリットがありますが、他方、時間的、空間的な障壁をかなり低く出来ますし、会議のためのコストも節約できる、というメリットがあります。従って、新型コロナウイルス感染症が収束した後も、これらの特色を踏まえながら、Web会議システムの利用を進めていくべきでしょう。

ちなみに、裁判所の手続は、少なくとも東京、横浜では、最初の緊急事態宣言の際は急を要する事件以外は期日が取り消され、手続がストップしました。ところが、2回目の緊急事態宣言以降は「感染拡大防止と、司法機関としての適切な機能維持を図る」として、通常業務が行われています。また、少なくとも、私の担当事件では、東京ではWeb会議システム(Teams等)を利用する事件はないのですが、横浜や盛岡の案件では利用されています。感染力が強いイギリス型等の変異株が拡大しているところから、今後は、Web会議システムのさらなる利用の促進が期待されるところです。

今後、ワクチン接種が進むことにより新型コロナの感染状況がどのようになるかは予断を許しませんが、いずれにしても、中大法曹会として、有意義な活動を推進していければと考えております。

以上

法曹だより

法曹養成制度の大改革

中央大常任理事・法科大学院教授・前法科大学院協会理事長
大貫 裕之



(1) はじめに

質・量ともに豊かな法曹を輩出するために、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度は2004年に創設された。爾来、各法科大学院で実務と理論の架橋を意識した教育が行われ、幅広い分野で活躍する、多くの多様な人材を輩出した。しかし、司法試験合格率が想定より低迷したこと（法科大学院が最も多い時期で74校創設されたことが大きい）、急激な法曹人口の増大を受け入れる体制が社会の側に十分なかったことなどにより、法曹志願者が大幅に減少することになった。こうした状況を承けて、政府においても「プロセス」としての法曹養成制度の立て直しに向けて継続的に検討してきたところ、一昨年、法科大学院創設以来最大の制度改革が行われた（「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」2019年6月19日成立）。

改正法による制度改革は多様なものを含むが（法務大臣と文部科学大臣の協議による法科大学院の総定員管理の導入なども含まれる）、次の点が重要である。

(2) 法曹コース（法律上は「連携法曹基礎課程」）の設置と早期卒業等の拡大

法学部と法科大学院が、法学部教育と法科大学院教育との円滑な接続を図るために、「法曹養成連携協定」を締結し、文部科学大臣の認定を受けて、法学部に法曹コースを設置することになった。法曹コース修了予定者は、法科大学院既修コース（2年間）の入学者選抜に於いて、特別選抜枠（場合によっては論文式試験が課されない）での選抜を受けることができる。法曹コースでは、3年で卒業する制度（早期卒業等）の活用が期待されており、これにより、法学部の学生が学部3年間と法科大学院2年間で法曹になるルート（いわゆる「3+2」）が、法曹になるためのルートとして強く打ち出されることになる。法曹コース自体は学部4年も許容

されているが、今般の制度改革の主たる眼目は学部3年をメインに据えることにあってよい。これは、予備試験への対抗とみてよいが、改正法の目的にそのようなことが掲げられているわけではない。法科大学院修了をしなくても司法試験受験資格を獲得できる予備試験制度は本来例外的なものであるが、受験資格の限定もなく、広く開かれており、プロセスとしての法曹養成制度を常に脅かしている。経済的困窮者や社会ですでに実務経験を積んだ者など法科大学院を経る必要のない者がいることは事実なので、予備試験は必要であるが、受験資格制限などの本来の趣旨に沿った制度改正あるいは運用が必要である。

(3) 在学中受験資格の導入

現在、法科大学院を修了すること（例外的には予備試験合格）が司法試験を受験する要件であった。したがって司法試験は法科大学院修了後に行われることになり、具体的には例年5月に行われていた。合格発表は9月で司法研修所入所は11月末であった。このため修了後司法研修所入所まで約8ヶ月の期間が空いていた（これをギャップタームと呼んでいる）。改正法により、法科大学院修了者と予備試験合格者に加えて、法科大学院在学中で一定の要件を満たした者にも司法試験受験資格が与えられることになった。司法試験を在学中に受けて合格すれば、法科大学院修了後直ちに司法研修所に入所できることになり、ギャップタームはゼロになる。そして、早期卒業等を使い法学部を3年で卒業した者が、在学中に司法試験に合格し、直ちに司法研修所に入所すれば、法曹になるための時間的・経済的負担が一層軽減される（これまでは、学部入学から法曹になるまで約8年を要したところ、6年に短縮される）。在学中受験資格導入後の司法試験は7月上旬から中旬の間に行われることになった。

(4) 今回の制度改革の意味

今回の改革を巡っては法曹関係者において激しい議論がなされた。法科大学院でじっくりと2乃至3年勉強し、修了後司法試験を受験することはプロセスとしての法曹養成制度の重要なポイントであるからである。しかし他方で、ギャップタームにも表れている時間的負担、授業料などの経済的負担への配慮も必要である。今回の制度改革は、さまざまな考慮を行い、プロセスとしての法曹養成制度を堅持するために現状で取りうるベターな政策としてなされたと言ってよい。

今回の改革について立法者が描いた想定をざっくりと示せば次のようになるだろう。法曹コースに入った学生の多くは、早期卒業等を利用し、入学試験における優遇を享受して法科大学院の既修者コースに入学する。この道筋をとった者のかなりの割合の者が在学中に司法試験を受験し（いわゆる「3+2」）、その合格率は相当高いものとなる（現行制度において、学部早期卒業等で既修者コースに入り法科大学院を修了して司法試験を受ける者の合格率である57%を超える程度）。

(5) 課 題

今回の改革には課題もある。

一つは、上に述べたような立法者の構想が実現されるには、何より、法科大学院と法曹養成連携協定を締結する法学部（中大法科大学院は現在中大法学部を始めとする9つの法学部と連携協定を締結している）の法曹コースの教育が充実したものでなければならぬ。法曹コースでは法科大学院未修1年次に匹敵する密度の濃い教育が効果的に行われなければならない。言うまでもないが、法科大学院は在学中受験に対応したカリキュラムを作って質の高い教育をしなければならない。改正法によって、法学部及び法科大学院教育の質が向上し、上述のような高い司法試験合格率が可能になる。

2つ目の課題は次のようなものである。法曹コースの構想は既修者というカテゴリーに特化して制度改革をするという構造になっている。こういう特化するやり方は良い面と悪い面を持つ。良い面は、既修者教育及び法学部における法曹教育の充実である。特に、リベラルアーツ化した法学部教育の中で法曹教育は行き場を失っていたところがあるが、この法曹教育がしっかりと足場を持つことになる（尤も、中大法学部は今回の改革前から「法曹コース」を設置して、多くの優秀な卒業生を輩出している。中大法科大学院に限らず、法科大学院への進学者数は全国1位の数を誇っている）。他方、特化は問題も生じる。今回の制度改革は既修コースに進む学生を対象としたものであり、未

修者は制度改革による時間短縮の恩恵を受けないことになる。これから各法科大学院は既修者を主に念頭におきながら制度改革に対応して教育を行うだろう。しかし、多様な法曹を輩出するという、法科大学院に課せられた使命を果たすべく、法学未修者に対してこれまで以上の充実した教育を行わなくてはならない。

第三に、在学中受験資格が導入されることによって、法科大学院はカリキュラムの見直しを行うことになるが、その際には司法試験に合格する力を短期で養成するだけでなく、法科大学院はこれまで以上に充実した展開的、先端的な教育を提供し、経済・金融・環境問題・国際犯罪等のグローバルな問題や、知的財産権、医療過誤等の最先端の専門分野に対応できる法曹を育成しなくてはならない。

改革の真の成果は、今後のこれらの課題への取組に懸かっている。

(6) お わ り に

— 中央大学法学部及び法科大学院の課題

もちろん、他の法科大学院、法学部と同様に、上で述べた課題に対応すべきことは言うまでもない。特に、「3+2」で司法試験を受験する者の合格率を高い水準にするために、充実した教育を行うべきことは必要である。前述のように法学部と法科大学院は綿密な協議をへて「法曹養成連携協定」を締結し、お互いのカリキュラムをまさに連携のとれた充実したものとしている。結果、法科大学院の教員が法学部法曹コースで多くの科目を担当することになっている。そうした連携に基づいた充実した法曹養成教育をおこなうことには、法曹コースに優秀な学生が所属することを促すであろう。

既修者について学部早期卒業等と在学中受験のセットを制度改革の柱に位置付けたにも拘らず、「3+2」ルートで在学中受験をした者の司法試験合格率が低迷すると、今回の制度改革は失敗との評価を受ける可能性がある。中大法学部、法科大学院の連携法曹教育により多くの司法試験合格者を輩出し、中央大学の法曹養成教育が成功し、ひいては今回の制度改革を成功に導くことを期待している。

（筆者が別の場所で書いた制度改革の解説、座談会での発言を利用している部分がある）

以上

法曹だより

法律扶助雑感
～扶助制度創設70年を迎えて
 弁護士
小林 元治

1. 法律扶助の始まり～法律扶助協会時代

2022（令和4）年1月、我が国の法律扶助は開始から70年を迎える。1952（昭和27）年1月24日、日本弁護士連合会（日弁連）の主導で財団法人法律扶助協会が設立された。今でも弁護士雑誌に1月24日が「法律扶助の日」と記載されているのは設立記念日のゆえである。因みに、設立50周年には法律扶助制度50周年の記念切手が発売されたこともある。

法律扶助協会の設立に当たっては、二つの考えがあった。一つは、扶助事業を国の社会保障事業として政府の補助金をもって行うというものである。もう一つは、弁護士会と民間寄付により民間主導で扶助事業をおこなうというものである。1949（昭和24）年成立した弁護士法には「無資力者のためにする法律扶助」が弁護士会の事業とされていた（同法33条2項9号）。公共的性格を有する弁護士会の使命に加えたといえる。しかし、その役務提供は弁護士・弁護士会が担うとしても、事業費をどこが負担するか法律上は明記されていないので、いずれの選択もあったと考えられる^{*1}。結果は日弁連を中心に民間主導で財団法人を設立し、基金を含め約280万円の資金でスタートした。

この背景には、イギリスのチャールズ主導の下約8割の市民を対象とする国費投入型の法律扶助と、アメリカの慈善的寄付金や弁護士会の資金など民間資金による政府に頼らない法律扶助が存在した。当時、戦前・戦中の司法大臣、検事局からの支配を脱し、弁護士自治を獲得した日本の弁護士・弁護士会にとって、国から資金を得ることに抵抗があったと推測される。政府に頼ることのない民間主導アメリカ型が説得力を持った。自主・自立の気概は当時の新憲法下の弁護士・弁護士会だけでなく、日本に横溢していたことを考えれば成り行きとしては自然である。

2. 財政破綻と国庫補助の開始～立替償還制の固定化

扶助の対象者は、生活保護受給者、これに準じる人、多少の資産はあるが弁護士に事件を依頼するだけの余裕のない人とされ、財源が少ないこともあり、対象者は限定されていた。また、援助された弁護士の費用等は、訴訟の結果相手方から利益が得られた場合に限り返済を求められるという原則給付制であった。返済は想定したほど伸びず、たちまち財政破綻をきたした。

1958（昭和33）年から法務省による国庫補助が開始された^{*2}が、支出の根拠となる法律はなく、通達より下位の補助金交付要領に基づく不安定なものであり、訴訟の結果に拘わらず、原則経費の全額を償還させるという極めて厳しい立替償還制が取られるに至った^{*3}。これが現在まで続く償還制の原点でもある。

国庫補助開始とともに、扶助協会設立当初の原則給付制から事件結果に拘わらない原則償還制になり、その後は事件の継続中から償還を行う進行中償還制となって固定化された。これに対し、アメリカでは利用者には一切負担を求めない。当初アメリカの影響を受けた日本の法律扶助だったが、国庫補助を受けるにあたり償還制を採らざるを得なかったのは苦渋の選択であったと思われ、給付制を採る諸外国から見ても制度の立ち遅れがあった。

3. 弁護士報酬の限度額の設定

扶助の担い手である弁護士の報酬について触れておきたい。国庫補助金が交付される根拠になった補助金交付要領では、弁護士手数料等は「日弁連報酬基準規程の範囲内とする」とされていた。1966（昭和41）年、法務省は法律扶助立替金に最高基準額を設けることを求め、基準額決定には法務省人権擁護局との事前協議を求めるとしている。この基準額の設定は日弁連報酬基準規程より一般に極めて低いものであったことから、扶助費用についての不評は当時からあった。償還制は、

立替金を利用者が返済してゆくことから、資力の乏しい利用者の負担になる報酬について、弁護士にとっても増額に躊躇せざるを得なかったという事情も背景にはあると言えよう。本来であれば利用者負担と弁護士の報酬問題をリンクさせない利用者負担の在り方を検討する必要がある。当時の法務省担当者は、「従来のように、弁護士の経費を扶助であるからと言って普通の相場より安くすることは、結局、担当弁護士に奉仕を強いることになり、熱意のある法廷活動を期待し難く、貧困者救済の趣旨が死ぬ心配があるので、扶助する以上は普通の基準で弁護士に支払い、もって十分な活動を期待したいと言う意図である。」と述べている^{※4}。

4. 時代を反映した法律扶助

法律扶助は、時々の社会状況を色濃く反映している。1960（昭和35）年代、日本の自動車普及により交通事故が急増し、1967（昭和42）年、財団法人日弁連交通事故相談センターが設立され、同センターから回付される事件への援助を行ったことで事件数も増加し、扶助事業を伸長させた。その後、自動車事故案件は1968（昭和43）年をピークに、保険制度の普及により主役が扶助から保険に代わったため減少し、その頃から、離婚事件等の家事事件が増加した。また、1960年代は高度経済成長の時でもあったが、急激な経済発展の中で、各種の公害事件やサリドマイド事件、スモン事件など大型薬害事件が発生し、これらを法律扶助として援助している。1975（昭和50）年頃からはサラリーマン金融（サラ金）利用者による犯罪、自殺、一家心中などサラ金地獄と言われる深刻な事件が多発したが、債務整理や自己破産に法律扶助の援助を行い、サラ金被害者救済に大きな役割を果たしたことも忘れられない。

5. 民事法律扶助法から総合法律支援法へ ～指定法人から法テラス

法律扶助協会は、2000（平成12）年10月から、民事法律扶助法制定に伴い法務大臣による指定を受けた指定法人として法律扶助を国の業務として行うことになる。法律により国の事業としての予算がつき事業規模も拡大した。もっとも、当番弁護、刑事被疑者弁護、少年保護事件等は、国の予算がつかない自主事業として取り残された。しかし、司法制度改革が進む中、総合法律支援法が成立し、2006（平成18）年4月には日本司法支援センター（法テラス）が設立され、民事、刑事、情報提供、犯罪被害者支援、過疎対策など総合法律支援がスタートする。また、担い手として一般弁護士のほかに法テラス常勤弁護士（スタッフ弁護士）が登場する。私は、設立1年目からスタッフ弁護士の養

成に関わってきた。養成事務所におけるOJTだけでなく、法テラスでは民事・刑事の集合研修や業務研修を始め、ニーズの高い司法ソーシャルワークのノウハウや様々な相談者に対応出来る研修など充実しており、スタッフ弁護士の法的対応能力を高めるものとなっている。

6. 今後の課題

新型コロナウイルス感染症の拡大により法テラスの法律相談では、コロナ禍による解雇や雇い止め、就業不能による個人や個人事業者の自己破産、DV、児童虐待などが増えている。これらについて、有資力者の相談も可能にする法的支援のスキームを検討する必要があるのではないだろうか。また、法テラス常勤弁護士が減少傾向にあるなか、一般弁護士による援助の必要性が増すことが想定され、償還制での免除・猶予を拡げつつ、応能負担の理念に基づく原則給付制への移行が望まれる。利用者負担の在り方を見直す中で、民事・刑事の報酬基準をその時間・労力に見合うものにしてゆく必要がある。更に、自己破産の援助を申し込んだ利用者が、同時に、若しくは、時期を相前後して労働事件や離婚事件の援助申込みを行う案件が今後増えることも予想される。このような場合に、自己破産を予定しているが故に償還可能性がないとして他の事件の援助を認めないというのは、資力の乏しい者への法的支援を行うという法律扶助制度にとって背理であり、放棄に他ならない。償還制を厳格に解釈して法律扶助の保護を拒むべきではないと考える。

- ※1 もっとも当時制定された日弁連会則89条は、無資力者の法律相談、訴訟救助に費用を弁護士会の負担とするが、あくまで救済政策として限定的なものと考えられた。
- ※2 初年度1000万円
- ※3 訴訟の結果相手方から得られる金額が僅少であるときには償還猶予又は免除も認められるがこれを一件ごとに法務大臣の承認にかからしめていた。
- ※4 小島初男「我が国における法律扶助事業について」民事研修34、35号

この原稿をまとめるに当たっては、以下の文献を参考にさせて頂いた。紙面を借りてここに厚く御礼申し上げます。

- 法律扶助の歴史と展望
（昭和57年 財団法人法律扶助協会編集）
- リーガル・エイドの基本問題
（平成4年 同 編集）
- 日本の法律扶助—50年の歴史と課題—
（平成14年 同 編集）

法曹だより

「法科の中央」を確固たるものに



中央大学理事 (元中央大学法曹会幹事長)
大谷 隼夫

1. 大学の中長期計画を軸に進む

「法科の中央」強化作戦

中央と言えば法学部と言われるほど中大法学部は長年にわたり社会的に高い評価を博してきた。

それは、中大の法学部が司法界はもとより経済界、政界、言論界等で活躍し影響力のある幾多の人材を輩出してきたからに他ならない。

ところが、この十数年来「法科の中央」のブランドイメージに陰りが見え、それが近年加速しつつあると言われるようになった。

その大きな原因は、法学部のキャンパスが都心を離れ刺激の少ない郊外の地に移り、優秀な学生には魅力が薄れて集まらなくなったためと見られてきたが、近年ではそれに加え中大出身者の司法試験合格者数の低迷、合格率の低下が指摘されるようになった。

確かに、中大法科大学院(中大ロースクール)は合格者数こそ上位を維持しているが、合格率は30%にも達せず、50%前後の上位校とは水をあけられている。

早期合格をめざす受験生にとって合格率の高い他大学の法科大学院に目が向くことはやむを得ないとも言えよう。

ではなぜ合格率が低いのか。毎年の合格者数が上位であることから見て、法科大学院の教育レベルが高いことは確かであり、主な原因は受験生の多さにあると見られている。つまり、中大法科大学院の入学定員を当初は300名としていたため、毎年その数に近い受験生が受験するばかりでなく、回を重ねるごとに、前年以前に卒業した何百人もの滞留組も受験するので、その中から100名前後の合格者を出しても合格率が下がるのである。

この悪循環を断つため、入学定員を次第に減少させ、2018(平成30)年度以降は200名としてきた。司法試験受験期間は、法科大学院卒業から5年間に限定されているので、あと数年で定員減の効果が表れるものと

見られている。

学生に魅力あるキャンパス作りの問題は、いよいよ昨年から校舎建設に動き出した茗荷谷キャンパスの法学部移転とこれに近接する駿河台キャンパスへの法科大学院移転により解決されることとなった。いずれも2023(令和5)年度開校予定である。

学研連等在学生が主体となって運営する司法試験受験団体も茗荷谷校舎に部屋が確保され、法学部移転と同時に多摩の炎の塔から移転する。

これによって、学部の教室からも駿河台の法科大学院の教室からも至近の場所に受験生一人ひとりに机が割り当てられ、他大学には見られない、勉強に専念できる最高の環境が整うこととなった。

2019(平成31)年度法学部入学者から対象となった3+2の法曹コースにおいて勉学している中大法学部の学生は2021(令和3)年5月1日現在2年生が132名、3年生が80名を数え、そのうちの3年生が今秋の法科大学院受験に挑むことになる。

どの大学の法科大学院を受験するかは受験生の自由であるが、多くの優秀な学生が教授陣も満を持している中大法科大学院を選んで受験し、入学してもらいたいものである。

そして、今秋法科大学院受験に合格した学生は2022(令和4)年4月から大学院生となり、翌2023(令和5)年4月に2年生となって駿河台の新校舎に移り、その2か月後の6月には司法試験受験資格を与えられることになる。

2. 大学間競争戦略と「法科の中央」

これまで述べたことは、中大から司法界に有為な人材を送り出すための諸施策であるが、激化する大学間競争を勝ち抜く戦略としても「法科の中央」のイメージは大いに活用されて良いであろう。

法律実務に携わる者にとって、法の適用による問題解決には、常にその前提として、正しい事実解明を必

要とする。

例えば、経済犯罪に立ち向かうには、高度な会計処理を学ばなければならない。往年の東京地検特捜部長河合信太郎氏が名を馳せたのは、若い検事時代に夜間中大の経理研究所に通って会計知識を身に付け、それが巨悪の解明に役立ったからである。MMT、fintech等々経済、金融の世界では新しい理論や政策が次々と生まれて、日々の社会生活、事業活動に影響を与えつつあり、それに対応するルール作りやその解釈は新たな研究教育分野となり得る。

また、様々な事故原因の解明には工学的専門知識を要する場合が多く、我々法曹が大学理工学部教授らの協力を得ることは少なくない。

このように実務の世界では、学部学科とは関わりなく、問題解決に向けての知識経験が連動しているのである。

そこで、社会が求める実学の学部や学科を、法学に強い中大という視点から見ると、2019年度からスタートした国際情報学部は正にそれが当てはまる。ITL (Information Technology & Law) を標榜し、現代社会の情報技術とそれに関わる問題の法的解決策を学べるもので、期待どおりの人気学部となっている。

日々進化する経済金融理論、先端技術の開発には必ず暴走を防ぐルールが求められる。生命科学、エネルギー開発、医療技術その他あらゆる分野に法は関わるのであり、法に関わることをアピールポイントとする学部、学科の新設は他大学との違いを鮮明にし、「法科の中央」の名を一層高めることに繋がるのではないかと思う。

3. 「法科の中央」を担う我々中大法曹

「法科の中央」と呼ばれるようになった所以は、我々中大法曹の先輩らが大勢活躍し高い評価を得てきたのみならず、先輩の法曹が後に続こうとする学生達に大学の協力を得ながらも無償で勉学の間を提供し、受験指導を献身的に行って多数の司法試験合格者を生んできた伝統に由るところが大きい。

法学部も学研連などの受験指導団体も交通至便な都心キャンパスの同じ新校舎に入ることが決まった。これによって実務家教員あるいはインターンシップやリーガルクリニック担当弁護士など法曹を志す学生に対する勉学指導に参加協力が可能となる法曹の数がぐっと増えるものと見込まれる。先輩が後輩を熱心に指導する古き良き伝統は確実に強化され、人的バックアップには心配がない。

最後まで難航しているのは、この都心回帰に要する数百億円の資金調達問題である。大学の自己資金と銀行融資だけでは到底賄いきれない。

資金面においても中大法曹会員による協力支援が必

要である。それも絶大なる協力支援である。中大法曹会執行部では既に組織を挙げて募金活動を展開する準備に取り掛かっている。

都心回帰が現実となる今こそ、全国の会員諸兄がこぞって相応な寄付をし、資金面からも協力していただきたいと思えます。

そうして「法科の中央」の名を不動のものとなし、胸を張って後輩たちに引き継いで行こうではありませんか。



特 集

ビフォアコロナ、ウィズコロナ、そしてアフターコロナ

2020年から始まった新型コロナウイルス感染症拡大は、日本のみならず全世界的規模で拡大することとなった。大学や法曹界でも、経験したことのないウイルスとの戦いを強いられ、手探りの中、感染症対策をとりつつ、授業や本来の業務を遂行するという困難な要請を満たすため、様々な対応を行うこととなった。この様な未曾有の事態へどの様な対処をしたのかは、後世に記録として残しておくべきと考え、本特集を企画した。企画時には、アフターコロナについても記したいと考えていたが、未だ新型コロナウイルス感染拡大は収まらず、収束に至っていない。この状況が、一刻も早く落ち着くことを願いつつ、奮闘の状況を記録したい。(編集部)

本記事は、2021年5月2日までの状況を基準としています。

新型コロナウイルス関連の出来事

東京弁護士会 小峯 健介

新型コロナウイルス関連の出来事を簡潔にまとめました。
本原稿は、朝日新聞縮刷版No.1195 [2021年1月分] p568, 569 (2021年1月15日朝刊記事)を
全面的に参考にして作成したものです。

2020年

- 1月 15日 中国・武漢市から帰国した神奈川県の30代男性の感染を確認。
- 2月 3日 クルーズ船ダイヤモンド・プリンセスが横浜沖に到着、船内での検疫が始まる。
- 2月 27日 安倍晋三首相が、全小中高校と特別支援学校について臨時休校を要請。
- 3月 10日 マスクの転売を禁じることを政府が閣議決定。罰則も設けた。
- 3月 24日 安倍首相と国際オリンピック委員会のバッハ会長が東京五輪・パラリンピックの延期で合意。
- 3月 25日 東京都の小池百合子知事が夜間や週末の不要不急の外出自粛を要請。
- 3月 29日 タレントの志村けんさんが新型コロナによる肺炎のために死去(70歳)。
- 4月 1日 安倍首相が、布マスクを国内全世帯に2枚ずつ配る方針を表明。
- 4月 7日 政府が東京、大阪など7都府県に緊急事態宣言を出し、16日には全国に拡大。
- 4月 16日 全住民に一律10万円を給付する考えを安倍首相が表明。
- 5月 20日 全国高校野球選手権大会の中止を日本高野連が表明。中止は戦後初めて。
- 5月 25日 緊急事態宣言がすべての都道府県で解除された。
- 6月 19日 プロ野球が開幕。公式戦では史上初の無観客試合となった。
- 7月 20日 新型コロナによる国内の死者が、クルーズ船の乗船者を含め1000人を超えた。
- 7月 22日 政府の観光支援策「GO TO トラベル」が始まった。
- 10月 29日 国内の感染者が10万人を超えた。その後の感染拡大で増加のペースが加速、12月20日には20万人、1月13日には30万人を超えた。
- 11月 27日 大阪府が大阪市内の一部飲食店に営業時間の短縮を要請。その後、各地で飲食店などへの時短要請が相次いだ。
- 12月 28日 「GO TO トラベル」を全国で一斉に停止。感染の再拡大を受け、菅義偉首相が表明していた。

2021年

- 1月 7日 政府が東京など首都圏4都府県に2回目の緊急事態宣言を出し、13日に7府県を追加した。
- 3月 21日 2回目の緊急事態宣言がすべての都府県で解除された。
- 4月 25日 政府が東京など首都圏4都府県に3回目の緊急事態宣言を出し、その後対象地域を追加拡大。

特 集 ビフォアコロナ、ウィズコロナ、そしてアフターコロナ

コロナ禍における 中央大学大学生の状況について

2021年1月21日、2度目の緊急事態宣言下ということもあり、zoom形式で、「法曹特講」というゼミ形式の大学の授業を選択されている中央大学三年生の学生の皆様（実務家客員講師の弁護士秀島晶博先生のクラスの生徒さん）にコロナ禍における中央大学の状況などにつきお伺いしました。インタビューに応じて下さったのは、井上瑛さん、松山幹さん、小松原柘さん、弁護士秀島晶博先生です。インタビュアーは弁護士國井友和です。



Zoom形式による座談会 左上より
松山 幹さん 井上 瑛さん
小松原 柘さん 秀島 晶博先生
國井 友和

國 井 1度目の緊急事態宣言（2020年4月～5月）が出た際、大学はどのような状況だったのでしょうか？

井 上 2週間ほど大学が閉鎖されて中に入ることができませんでした。その後、オンラインで授業・講義を再開するようになりました。

國 井 ちなみに中央大学は、オンラインでの授業・講義において、ツールとしては何を使っていたのでしょうか。

秀 島 中央大学では、基本的にはCisco Webex Meetingsを推奨しています。

小松原 講義によってはzoomをメインとして使っているときもありました。

國 井 そういったオンラインによる授業・講義で何か支障はありましたか？

小松原 大教室で行われる授業・講義は、オンラインでもそこまで大きな影響があるとは感じませんでした。逆にゼミ形式の授業では、直接会うことができないので混乱しました。

國 井 1度目の緊急事態宣言が明けてから、大学での授業・講義はどのような状況だったのでしょうか？

小松原 ゼミについては、除菌とかマスク着用を徹底することで必要があれば開催していました。もっとも、教授ごと（ゼミごと）に対応は異なっていました。

國 井 昨年2020年は、合格者ゼミや基礎講座、基礎ゼミといった司法試験受験を目指す人たちに向けて法職が用意したカリキュラムはどのように行われていたのでしょうか？

井 上 オンラインで行っていました。リンクが送られてきて、そこにアクセスをして講義やゼミを受講するような形式でした。

松 山 オーダーゼミもオンラインで行っていました。例えば論文面談ゼミ（生徒が書いた論文を講師が添削してコメントするゼミのこと）では、手書きで書いた論文をPDFにしてmanaba（クラウド型教育支援サービス）に提出し、Cisco Webex Meetingsを使って講師と生徒が面談を行うという形式で行っていました。

國 井 コロナが流行りだす前と比べて大学での学習という面で変化はありましたか？

小松原 個人的には家で自習する時間が増えて、基本書とかを読む時間が増えたので、コロナ前と比べて一人で勉強する時間が増えました。

松 山 コロナの影響のため自宅で学習することが多いのですが、やはり自習室が欲しいなど思うことはありました。また、共用スペースなどで直接友達との間で疑問点などを聞いてみたり、議論するような時間がなくなってしまったので、それは困りました。

井 上 私は一緒に勉強する友達がいないとモチベーションが保てないタイプだったので、その点は困りました。それから、コロナ前はどこの法科大学院がどうなっているとか気軽に友達と情報交換をすることができていたのですが、直接会うことがなくなってしまったので…。自分から連絡して聞かなければならず…。

國 井 ぶっちゃけた話、1度目の緊急事態宣言（2020年4月～5月）以降、大学に直接行ったのはどのくらいの回数ですか？

小松原 10回程度ですかね。

松 山 5回以内ですね。

井 上 私は週に2回くらいは行っていました。大学の図書館は9月頃から空いていたので、それもあって大学には行っていました。

國 井 授業・講義はほとんどオンラインだったと思うのですが、どこで過ごされていたのでしょうか？

井 上 8号館は、部活とかをやった後にすぐオンライン授業を受けることができるスペースとして、教室が使えるようになっていました。そ

こではWi-Fi（ワイファイ）や給電用コンセントがあったので、そこを利用していました。

國 井 どのくらいの人がいたのですか？

井 上 大教室に6人くらいですかね…。

國 井 大学の生協や食堂はやっていたのでしょうか？

井 上 生協はやっていました。食堂は閉まっていたのですが、代わりにお弁当を売っていました。

國 井 2021年1月7日、2回目となる緊急事態宣言が発令されましたが、1回目の緊急事態宣言の時と比べて何か変わったことはありましたか？

松 山 2回目は、緊急事態宣言が出る前に、授業・講義などの実施について事前アナウンスがありました。

國 井 12月から1月にかけて、大学では学期末の定期試験のシーズンかと思いますが、どのようにして実施したのでしょうか？

井 上 事前にレポートを課され、期限までに提出するという形式が多かったです。私が履修している授業は、レポートの提出で単位認定という授業が多かったです。

小松原 授業によっては、決められた時間内にWordファイルで作成した答案（レポート）を送信するという、時間を図ってテストを行う形式を採用する授業もありました。manaba（クラウド型教育支援サービス）にファイルをアップロードする期間が制限されているので、指定された時間が過ぎると提出ができなくなっています。問題に関しては、参照物可という前提で作られているものが多いという印象があります。

國 井 少し話は変わりますが、コロナ禍で大学でのサークル活動にはどのような変化があったのでしょうか？

松 山 聞いたところ、私が所属している勉強系サークルは2020年の入会者ゼロということでした。私の所属している落語サークルでは、オンライン部会として事前に撮影したものをYouTubeにアップしたり、後はGoogledriveで共有して、事前に落語の映像をみてzoomで講評をする、というようなことをやっていました。だいたい月1回くらいのペースでやっていました。

小松原 今は名前だけ入っているだけなのですが、サッカーサークルではTwitterなどのSNSを使っ



中央大学 manaba トップページ

て人を集めているという話を聞きました。

井 上 去年までいたサークルでは、直接集まらずに、オンライン上で映画を皆で鑑賞し、感想を言い合うというようなことをやっていたと聞いています。

國 井 コロナ禍では大学生のアルバイト事情はどうだったのでしょうか？

小松原 塾講師のアルバイトは特にコロナによる変化は感じませんでした。

井 上 居酒屋のアルバイトはシフトが入らず、途中で辞めてしまいました。

國 井 コロナの影響で休学をしたり、地元に戻省したという人はいたのでしょうか？

松 山 オンラインでの授業ではなくなるまで地元に戻った友達はいます。大学周辺に住むと家賃がかかってしまうので、それであれば一度休学して地元に戻るといことなのかなと思います。

井 上 授業・講義もオンラインで受講できるので、実家で大学のオンライン授業を受けるということもできました。

國 井 コロナ禍において、大学側にもう少しこのようなところが良くなれば、と思うところがあれば教えてください。

小松原 大学の図書館で、判例検索システムはネットで使えるのですが、文献情報などの他の資料

もオンラインで閲覧できるようになると便利だなと思いました。

井 上 率直に言いますと、大学の図書館が18時までなのでもう少し長い時間開いていると助かるなと思いました。

國 井 最後に、大学生を教える実務家教員としての立場で、コロナによる変化というものは何かございましたでしょうか？

秀 島 法職のゼミではオンデマンド方式の授業も担当したのですが、オンデマンド方式の場合は講師の事前準備の負担が増えるように思います。

同時性のあるオンラインの授業は、そこまでやり難さを感じませんでしたが、教室と異なり、黒板がないので板書きがしにくく不便と感じました。

学生からは、オンラインでの授業の方が質問などの発言がしやすいという意見を聴きます。私自身もオンライン授業では通常時の授業と比較して質問が多くなった、という印象があります。

國 井 本日はお忙しい中、皆様どうもありがとうございました。

以 上

東京地裁における新型コロナウイルス 感染拡大防止策と業務継続



東京地方裁判所所長代行者
島田 一

1 はじめに

令和2年1月16日に国内で最初の新型コロナウイルス(COVID-19)の感染者が確認されてから、1年余りが経過した。国内の感染者は、令和3年5月2日の時点で、60万人に達した。その中でも、東京地裁がある東京都の感染者数は、47都道府県の中で最多となっており、新型コロナウイルス感染症は、東京地裁の業務遂行に多大な影響を及ぼしている。

本稿では、東京地裁における感染拡大防止策と業務継続の状況について、簡潔にご紹介する(以下の統計数値については、東京地裁本庁における数値である)。なお、東京地裁民事部及び刑事部において、その業務内容や基本的な感染防止策を変更した際は、それぞれ裁判官の合意や申合せをした上、事前に検察庁と弁護士会に説明するとともに、裁判所ホームページに情報を掲載するなどして、関係者のご理解とご協力を求めてきた。また、令和2年10月には、感染症の専門家(医師)に東京地裁の法廷や各種の手続室を見ていただき、多くの助言を受けた。その助言を参考にして、感染症の実情に合った適切な感染防止策を講じるように心掛けている。

2 民事部の状況

(1) 緊急事態宣言発令前の状況

令和2年2月後半頃から、感染拡大を念頭に置いた対応を検討し、体調不良等を理由に出頭しない当事者を不利益に扱わないこと、マスク着用の奨励、法廷の傍聴席の制限(概ね1メートルの距離を確保)、柔軟な期日の取消しなどの感染防止策を講じた。

(2) 4月7日の緊急事態宣言発令後、 5月25日の宣言解除までの状況

政府から人と人との接触の機会を最低7割、極力8割削減することを目指して、外出自粛が要請されたことを踏まえ、民事部では、緊急性の高い業務のみ継続することを申し合わせた。具体的には、受付事務、保全事件やDV事件、

特に緊急性のある倒産や民事執行などの事件について、業務を継続した。それ以外の事件は中断し、民事通常訴訟などはすべての期日を取り消した。当事者が出頭せずに実施可能な期日についても、取り消した。なぜならば、期日の準備や判決への対応の検討などのために、人の移動や接触が生じると考えられたからである。

しかし、5月4日に緊急事態宣言が延長された後は、それ以上、先延ばしできない事件があったことから、和解成立予定の事件や要急の尋問など、少しずつ期日を入れ始めた。業務継続に当たり、電話会議やウェブ会議を利用したほか、法廷などできる限り広い部屋を使用することとし、その部屋の確保のため、各部ごとに隔週開廷とするなどの感染防止策を講じた。

(3) 5月25日の緊急事態宣言解除後の状況

段階的に業務を再開することとし、同一時刻に複数事件の期日指定をしないなどの感染防止策を講じながら、再開する業務を少しずつ増やしていった。8月には、緊急事態宣言前と同様の事件処理を行うようになったが、広い部屋で期日を実施するため、引き続き、隔週開廷とした。また、ウェブ会議の利用が進み、6月は21件、9月は400件、12月は1365件と大幅に利用件数が増加した。

なお、法廷の傍聴席の制限は、専門家の意見を参考にして、10月27日以降、概ね1メートルの間隔から概ね1席間隔に緩和した。

(4) 令和3年1月7日の2回目の 緊急事態宣言発令後の状況

1回目の緊急事態宣言時とは異なり、新型コロナウイルスに感染する危険性の高い場面として、マスクを着用しない状態での会話や食事であることが分かってきた。民事裁判による紛争解決機能を果たすべく、これまでに講じてきた感染防止策を引き続き徹底した上、全ての業務を継続している。

3 刑事部の状況

(1) 緊急事態宣言発令前の状況

令和2年2月までは、全ての事件について、通常どおり審理を実施していた。ところが、2月末に首相による学校の一斉休校要請がなされた。感染症の実態がよくわからない中で、多くの裁判員候補者に、選任手続に集まってもらうことは適切ではないと考えられた。そこで、3月中に裁判員選任手続を予定していた裁判員裁判13件について、当事者の意見を聴取した上、各裁判体の判断により期日を取り消した。他方、裁判員裁判以外の事件は、民事部と同様の感染防止策を講じながら、ほぼ通常どおり審理していた。

(2) 4月7日の緊急事態宣言発令後、 5月25日の宣言解除までの状況

刑事部では、①令状事務、②医療観察事件のうち鑑定入院命令・決定が出されている事件、③公判請求事件のうち被告人が勾留されている事件（ただし、追起訴が予定されている事件等を除く）を、継続業務として行うことを申し合わせた。裁判員裁判以外の公判請求事件のうち、被告人が勾留されている事件については、未決勾留の状態をできるだけ早く解消する必要性が高いため、緊急事態宣言下でも、原則として審理することとした。他方、在宅起訴や被告人が保釈中の事件については、原則として期日を変更した。

裁判員裁判のうち、緊急事態宣言の期間内に期日が予定されていた20件については、当事者の意見を聴いた上で、延期することとした。もっとも、その公判前整理手続については、法廷など広い部屋で実施したり、電話による打合せを実施したりして、審理の再開に向けた準備を進めていた。

(3) 5月25日の緊急事態宣言解除後の状況

裁判員裁判については、6月1日以降に選任手続が予定されている事件から再開した。緊急事態宣言期間中も、審理の再開に向けて準備を進めていたため、概ね順調に審理を再開することができた。裁判員裁判の6月の終局人員は6件、7月は19件、8月は14件であった。

裁判員裁判の再開に当たり、安全と安心を確保して、広く国民に参加してもらえるよう、次のような感染防止策を講じている。

- ・裁判員候補者に体温測定、マスク着用、手指の消毒を依頼
- ・広い裁判員等選任手続室を使用し、候補者間の距離を確保
- ・裁判官及び職員のマスク着用、検察官、弁護士等に対するマスク着用の依頼
- ・法壇におけるアクリル板の設置、法廷の消毒、休廷中の

換気

- ・広い評議室を使用（相互に約2メートルの距離を確保）、定期的な換気
- ・裁判員等選任手続期日や公判期日の指定に当たり、通勤時間帯を避ける
- ・裁判員には、各自の席で昼食を食べてもらい、会話は食事を終えた後、マスクを付けた上でしてもらおうよう要請

このような感染防止策について、裁判員等経験者からは、勤務先の感染防止策よりも徹底していて感心したとか、安心して審理や評議に臨むことができたという意見が多く聞かれた。ただし、評議室が広く、裁判官や他の裁判員との距離が離れていて、一体感が持ちにくいという意見もあるため、この点も踏まえて丁寧な評議を行うように心掛けていく。

裁判員裁判以外の事件については、在宅起訴や被告人が保釈中の事件を含めて、ほぼ通常どおり審理を実施した。

法廷の傍聴席の制限緩和は、民事部と同様である。

(4) 令和3年1月7日の2回目の 緊急事態宣言発令後の状況

民事部と同様、これまでに講じてきた感染拡大防止策を引き続き徹底して、全ての業務を継続している（1月以降、裁判員裁判における昼食時の工夫として、昼食場所を2部屋用意したり、裁判員と裁判員との間にパーテーションを置いたりして、一層の感染防止に努めている）。

4 今後の課題

東京地裁としては、引き続き、専門家の意見を聴くなどして、感染防止策を徹底しつつ、できる限り裁判の実施に努めていく予定である。民事事件において、ウェブ会議が多数利用されているし、刑事事件においても構外ビデオリンクを利用した証人尋問や電話会議を利用した打合せが行われるなど、審理や訴訟準備の方法について、選択の幅が広がった。

しかし、仮に、感染状況が再び大きく悪化し、緊急事態宣言により一層強い措置が求められた場合には、裁判所は、国の一つの機関として、感染症の蔓延防止のための取組を行う必要がある。すなわち、できるだけ人の移動や接触を避けるための取組をする必要があり、裁判員裁判やその他の業務の継続について、慎重に検討しなければならないこととなる。

そのような事態に陥ることを回避し、安全と安心を確保して裁判業務を継続できるようにするため、法曹関係者には、感染防止に向けたご理解とご協力を改めてお願いする次第である。

(了)

特 集

ビフォアコロナ、ウィズコロナ、そしてアフターコロナ

検察庁における 新型コロナウイルス対策について

千葉地検
眞田 寿彦



検察の職務は、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用して、社会正義を実現することである。このことは新型コロナウイルス禍の中においても、また、その前後においても、変わるところはない。

ただ、感染予防策及び発症後の治療法が一般的に確立されていない（本稿執筆の時点で我が国でもワクチン供与が開始されたものの、まだ一般への供与はなされていない）。新型コロナウイルスの感染者が急増した昨年来、検察では、職員が同ウイルスに感染することによって、業務の停滞を生じさせ、あるいは、裁判所、警察等の関係機関や事件関係者（弁護人や通訳人を含む）に更なる感染を及ぼす事態を未然に防止することが喫緊事となった。

検察が扱う事件の大半において、事案の真相を解明するためには、被疑者や参考人から事情を聴取することが不可欠である。その方式は、現在においても対面による取調べが基本である。また、刑罰法令の適用及び刑の執行に関しても、法廷では裁判官・裁判員、弁護人、被告人及び身柄事件の場合にはさらに矯正施設職員とも一同に会し、また、刑の執行の場面においても、在宅又は保釈中の被告人が実刑判決を受けた場合には刑事施設までの収容業務を担当し、罰金等の徴収のときも被告人らと接触することが多い。

このように、検察庁職員は、検察官・検察事務官を問わず、通常の業務遂行に当たり、外部の方々と接触する機会が非常に多いため、職員が感染するのを防ぐことはもとより、職員が業務を通じて外部の方々へ感染させることも未然に防止しなければならず、そのために全庁を挙げて種々の対策を講じている。その概要については、法律のひろば2020年12月号ひろば時論「検察における新型コロナウイルス感染症への対応」でも述べられているところである。

各庁における具体的な対応策については、それぞれの庁の規模や実情に応じ、多少の差異はあるが、例えば、筆者が勤務する庁では、自庁に所属する個々の職員が感染しなければ、職場内における感染者の蔓

延によって業務が停滞するということが起こらず、また、業務を通じて接触した外部の方々への感染という事態も生じ得ないとの理由から、「感染対策の最大のポイントは、個々の職員が感染しないこと」との方針の下、①マスクの着用、手指消毒及び毎日の検温による体調管理並びに大人数での会食等の感染リスクの高い行為の自粛といった個々の職員の自衛的な感染予防策の実施、②来庁者に対する検温、手指消毒及びマスク着用の協力要請等の業務上の接触による感染防止策の実施、③執務室内における職員間の間隔確保、室内の換気、衝立やビニールカーテン等を利用した飛沫の拡散防止措置等の職場内における感染拡大防止策の実施、などといった一般的な感染予防策を講じているほか、裁判所、警察、矯正施設等の関係機関等との間で感染者情報の交換を密にし、他の機関に所属する職員の感染情報に接した場合は、即時に当該職員と自庁職員の接触の有無を確認し、自庁職員に感染のおそれが少しでも認められた場合には、その自庁職員に体調に係るより慎重な経過観察を指示するとともに、感染のおそれの程度に応じて、在宅勤務を命じたり、別室で勤務させるなどして隔離し、他の職員への感染の可能性をできるだけ減じる措置を講じている。

このように個々の職員の感染防止に重点を置いて対処しているものの、それでも感染を完全に防ぎきれものではない。そこで、仮に感染者が出た場合でも、その影響が最小限度にとどめられるように、更に、①職員本人及びその同居の家族に発症の兆候が見られた場合における当該職員からの即時の報告及び当該職員への経過観察等の指示並びにこれらを踏まえた庁内における対応策の検討に係るそれぞれの体制の確立、②当該職員と業務を通じて接触した可能性のある関係機関職員や事件の関係者への情報提供体制の確立をそれぞれ図ることにより、職場内での感染拡大の防止及び関係者等への感染防止を図っている。

例えば、職員の中で発熱を確認した者がいた場合には、その段階で直ちに当該職員からあらかじめ定めら

れている報告ルートを経て関係部署に順次報告がなされ、その責任者において、当該職員に経過観察及び爾後の適時における状況報告を求めるとともに、当該職員と他の職員との接触状況を調査・確認の上、必要な範囲で他の職員にも経過観察及び適時の報告を求めるとしている。そして、感染のおそれがあると判断された場合には、早退や休暇の取得を勧奨したり、前記のとおり当該職員を他の職員と隔離し、その被隔離者の業務を他の者に交代させるなどの対応策を講じ、業務の継続性を確保するとともに、職場内での感染拡大の防止を図っている。また、このような庁内での対応と並行して、自庁が他の関係機関から感染情報の提供を受け、これを自庁内での感染の拡大防止に活用しているのと同様、当該職員が接触した可能性がある関係者及び関係機関に情報を提供して、それぞれの関係者及び関係機関における善処方を求めている。

以上のほか、事件関係者の感染が判明している場合も、これと接触する各関係機関の職員らが感染するおそれがあることから、職員の感染の場合に準じ、関係機関等の中で情報交換をし、感染拡大の防止を図っている。例えば、勾留中の被疑者については、逮捕した警察はもとより、送致を受けた検察庁、勾留質問をする裁判所、接見をする弁護士らがこの被疑者と接触することから、当該被疑者の感染を覚知した機関等において、他の関係機関等に情報提供し、関係者において、被疑者の感染を知らず、感染防止の必要性について認識のないまま接触してしまうことのないように十分に配慮しているところである。

本稿執筆の時点でも、新型コロナウイルスの収束の見通しは全く立っていない。しかし、日々刑事事件が発生する以上、これに対応する検察も、警察同様、その職務の停滞は許されない。今後しばらくの間は、前記のような対策を講じながら、業務を継続していくこととなる。



第1回目の緊急事態宣言と 第一東京弁護士会の対応



第一東京弁護士会
柳澤 崇仁

1 はじめに

私は、令和2年度の第一東京弁護士会副会長を務めました。災害対策が担当の1つでしたので、新型コロナウイルスの感染拡大という事態に直面し第一東京弁護士会がどのような対応をとったのかに関する雑文を関弁連会報に寄稿しました（第112号に掲載される予定と伺っています）。そこで、今回は、関弁連会報には書ききれなかったことをお伝えしたいと思います。

2 定時総会

令和2年4月7日（火）、東京都を対象に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、「3密」を避けること、人と人との接触を7割（できれば8割）減らすことが要請されました。このような状況下において、職員に対する安全配慮とともに、まず問題となったのが各種会議の持ち方でした。第一東京弁護士会が入居している霞が関の弁護士会館ビルは窓が開かない構造となっており（密閉）、各会議室の定員も10人程度から40人程度と必ずしも広い部屋ばかりではありませんので（密集）、審議が密接とならないようにするためには来館して出席する人数を絞るほかありません。幸い、第一東京弁護士会では、新型コロナウイルスの感染がじわじわと広がり始めた令和2年3月の臨時総会で、オンラインで委員会を開催することができるよう会規を改正していましたので、委員会についてはオンライン開催を活用することで、令和2年5月にはほぼ全ての委員会を正常化することができました。また、毎月2回開催される常議員会（定数46人）についても、最低限の定足数（15人）を満たしつつ、オンラインを併用して4月から一度も休会とすることなく開催することができました（オンライン併用については、委員会とは異なり会則・会規上の積極的根拠はなかったものの、第1回常議員会の開会宣告直後に、現下の緊急事態においては必ずしも否定されるものではないとの

理事者の見解を説明しました。これに対してオンラインを含めた出席常議員から特段の異論はありませんでしたので、御了解いただいたものと理解しています。

第一東京弁護士会の定時総会は、会則上、毎年5月に開催することとされ、通例5月下旬に開催されてきました。令和2年度は5月26日に予定されていましたが、予定どおり開催するためには、4月28日の第2回常議員会で定時総会に上程する予定の議案について頭出しをし、5月12日の第3回常議員会で上程議案を確定する必要があります。そこで、私たち理事者は、4月下旬頃から、定時総会を延期すべきか否かの判断を迫られることとなりました。総会は、常議員会のように固定した比較的小人数の構成員が短期間（約2週間ごと）に繰り返し会同する機関ではないことから、自律的に自らの会議の在り方（オンライン併用など）を決定することはできない一方、常議員会より多い定足数が定められており（最低限の定足数は50人で、原則は70人）、「3密」を避けることが困難だったからです。

私たち理事者の間では、当初、例えば2か月延期したとしても7月の感染状況が5月より好転しているとは限らない、逆に5月より悪化している可能性もあるとして予定どおり開催すべきとする意見もありました。しかし、日弁連を始め他会が次々と総会の延期を決める中において、当会だけが開催を強行し万が一クラスターでも発生させてしまえば取り返しがつかないこととなります。また、延期する場合の会場の確保、延期しない場合の議案書等の印刷・発送など、検討にかけられる時間も限られていました。

このようなことから、令和2年度の定時総会は、当初予定から約2か月遅れの7月29日に、会場をクレオに移して各席の間隔を十分に確保し（第一東京弁護士会の総会はこれまで弁護士会館ビル12階の講堂で開催されてきましたが、折りたたみ椅子使用時で約100人を収容するのが限界の講堂に50人以上の会員に参集してもらうことはできないことから、会場はクレオを使用することとしました）、開催することに決定し

ました。ちなみに、令和2年5月26日の新規感染者数は27人、同年7月29日の新規感染者数は1242人でしたので、結果的には当初の予定どおり開催した方が良かったのかもしれませんが。

3 多 摩 支 部

私は災害対策だけでなく多摩支部の担当でもあったのですが、ある意味、定時総会以上に対応が困難だったのが多摩支部の問題でした。細かな対応の一つ一つをご紹介することはできませんので、多摩支部事務局等の休止についてだけ記すこととします。

令和2年4月6日(月)、ほぼ全面的に弁護士会館(霞が関)の出入口を閉鎖する方針が四会(日弁連・東京三弁護士会)会館運営委員会から示されました。これに伴い、霞が関の第一東京弁護士会でも70~80パーセントの職員に自宅待機を命じ、対外的には事務局を休止することとしたのですが、同時に問題となったのが多摩支部をどうするかでした。

東京三弁護士会はそれぞれ多摩支部を有しており、各会の多摩支部にはそれぞれ支部長・副支部長がいます。また、東京三弁護士会は、共同して、立川市に多摩支部会館と立川法律相談センター(多摩支部会館とは別ビル)を設け、八王子市と町田市に法律相談センターを設けています。そして、多摩支部会館と各法律相談センターに常勤職員を配置しているのですが、多摩支部会館の事務局は東京三弁護士会の各正規雇用職員と第一東京弁護士会が雇用する非正規雇用職員から成り、立川法律相談センターの職員を雇用しているのは東京弁護士会、八王子・町田法律相談センターの職員を雇用しているのは第二東京弁護士会というように、雇用会はばらばらです。

つまり、第一東京弁護士会の判断だけで多摩支部職員の自宅待機などを決めることはできず、仮に多摩支部の事務局等を休止しようとするのであれば、東京三弁護士会(本会)相互の調整、各会多摩支部相互の調整を経て、本会と多摩支部で調整して決定するというのが本来の姿です。しかし、就任直後のことで、東二弁の多摩支部担当副会長とも、各会の多摩支部役職員とも、ほぼ面識がないというのが実情で、仮に休止するにしても国選・当番といった刑事弁護、多摩地域各自治体等との協定に基づく法律相談など継続させなければならない業務もあるのに、刑事弁護や法律相談の担当副会長が必ずしも多摩支部担当ではないという事情もありました。このように関係各所と十分な連携・調整が取れない状況にありながら、判断に許された時間は1~2日しかありませんでした。ただ、東京三弁護士会の本会が、程度の差こそあれ、揃って事務局を

休止することを決めた以上、多摩支部を平常どおり動かすという選択は事実上あり得ませんでした。

このような次第で、本会側のみで多摩支部の事務局等を休止することとなりました。支部役員を始め支部会員の先生方にとっては寝耳に水の決定で、大変ご迷惑をおかけしました。本紙面をお借りしてお詫び申し上げます。

4 お わ り に

令和3年2月9日開催の第一東京弁護士会臨時総会において、定期総会を毎年5月以外の時期に開催することを可能とする会則改正が可決承認されました(同時に、令和2年4月1日に遡ってオンラインによる常議員会出席を可能とする会規改正も可決承認され、令和2年度における常議員会のオンライン併用による開催に明文上の根拠が付与されることとなりました)。

また、今後多摩支部の事務局等を休止せざるを得ないような状況となった際には、東京三弁護士会理事者会など多摩支部の休止を決定する会議には多摩支部役員も出席できるように各会の本会と多摩支部間で申し合せがなされました。

新型コロナウイルスの感染拡大という未知の事態に直面した弁護士会の対応を今の時点から振り返ってみると、過剰であったり強引であったりという側面があったことは否めません。この反省は、次年度以降の理事者にしっかりと引き継がなければならないと感じています。

特 集

ビフォアコロナ、ウィズコロナ、そしてアフターコロナ

新型コロナウイルスと司法修習の現状

第二東京弁護士会 司法修習委員会副委員長
南山 佳仁



1 はじめに

私は、登録初年度から第二東京弁護士会の司法修習委員会に所属し、4年前より副委員長として活動しております。

昨年の新型コロナウイルス感染症拡大によって74期の弁護修習にも大きな影響が生じ、その時々状況に応じた臨機応変な対応が必要となりました。

その状況を皆様にご説明させていただき、コロナ禍における司法修習の実情をご理解いただく一助になればと思っております。

2 第二東京弁護士会における
弁護修習(合同修習)の内容について

第二東京弁護士会では、指導担当弁護士の個別指導を補完する役割として、司法修習委員会で合同修習を行っており、主に民事弁護演習と刑事弁護演習の2つに分かれて行っております。

(1) 民事弁護演習

現在の民事弁護演習プログラムでは、短い弁護修習期間(約2か月弱)中に、証人尋問の機会に接することが難しくなっている実情を踏まえ、民事模擬裁判を実施しております。弁護修習期間に合計4回起案・演習を行っております。

- ①司法修習生は、1班(5~6名)を原告チームと被告チームの2組に分けられ、司法修習委員会が作成したオリジナルの事案について、修習開始日に訴状又は答弁書の起案・講評等を行います。
- ②その後、研修旅行の日程で、証人役の司法修習委員への事情聴取(模擬法律相談)を行った上で準備書面の起案・講評を行います。
- ③弁護修習半ばに、証人役の修習委員への再聴取を経て、陳述書の起案、証人テスト等を実施します。
- ④そして、その集大成として弁護修習期間の最終日に東京地方裁判所の法廷をお借りして、証人尋問を行うのが通例です。証人役の司法修習委員は、司法修習生からの質問がない限りシナリオの細部まであえて回答をしない等、各自の実務経験に照らし合わせて実際のシチュエーション

に近づけるよう工夫しています。

(2) 刑事弁護演習

刑事弁護に造詣が深い講師を招き、捜査段階から公判段階にかけての刑事弁護の実習をロールプレイング方式で行っています。捜査段階では、接見における事情聴取や接見後の弁護活動等を、公判段階では、証拠調べ請求、証人尋問、被告人質問等を行い、弁護人の立場からの一連の刑事手続きを体得することを目指しています。

(3) 研修旅行・懇親会

例年、司法修習生と20名前後の司法修習委員で研修旅行に行っています。研修旅行では、先に述べた民事弁護演習の一環として、証人役の司法修習委員からの事情聴取や、事情聴取を踏まえた準備書面の起案・講評を行っています。また、研修旅行中の懇親会(任意参加)や、民事弁護演習後の懇親会(任意参加)では、司法修習委員が司法修習生からの実務に関する質問に答えたり、進路や二回試験への不安や悩みを聞いたりする等、和やかな席でコミュニケーションを図っています。

そのときの縁で就職先が見つかったり、個別指導担当弁護士の下では経験できなかった事件(例えば、保全事件や執行事件、家事調停、管財事件、株主総会指導など)を、司法修習委員の下でスポットで経験する機会などに繋がっております。

3 ウィズコロナ

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、74期の第2クールより新型コロナウイルス感染症対応をする必要が生じました。

(1) 個別指導担当弁護士による弁護修習について

4月に東京都に緊急事態宣言が出された際には、東京地方・簡易・家庭裁判所に係属している事件のほとんどが延期となってしまいました。そのため、その期間には訴訟事件について実務を経験することがほぼできませんでしたが、緊急事態宣言下においても、弁護士業務自体は継続してお

りましたので、弁護士のコロナ対応含めて弁護実務を経験することができていたと聞いております。

なお、裁判所及び検察庁も、選択型修習のカリキュラムの中で、期日延期に伴い裁判実務の経験に乏しい修習生向けに補充できる機会を設ける等の配慮がされました。

(2) 民事弁護演習について

4月の緊急事態宣言直後には感染拡大防止を最重視して、やむなく原則として中止にすることが多かったです。その後、緊急事態宣言が解除となって以降は、できる限り、弁護修習を経験していただくために、可能であれば、コロナ対策を施して弁護士会館で実施し、次善の策としてZoomを利用したオンライン形式で模擬相談・事情聴取・証人尋問を実施しました。

修習生からは、オンラインであっても、法律相談・事情聴取・証人尋問のロールプレイを経験することができて良かったとの意見を貰っていますので、今後も少なくともオンラインを利用して実施することで対応することを考えております。

もっとも、オンラインはあくまでも代替手段であり、実際に、対面で事情聴取や証人尋問を行う緊迫感や雰囲気などを体感することは難しいと実感しております。私も、オンラインでの模擬裁判で裁判長役を行いました。他の裁判官役と合議をすることができなかつたり、証拠の摘示している様子が確認しにくかつたり等、オンラインならでの難しさを経験致しました。

委員会としては、感染予防対策を取ったうえで、できる限り対面で実施し、緊迫感など現場の空気感を体験ができる環境の提供を第一に考えつつ、日々刻々と変わる状況に臨機応変に対応できるように、少なくともオンラインで民事弁護演習の機会を提供する予備対応も準備していく考えております。

(3) 刑事弁護演習について

刑事弁護演習においても、民事弁護演習と同様の対応を致しました。オンラインによる代替策によって一定の効果はありましたが、特に迫真に迫ったロールプレイに重点を置いているカリキュラムということもあり、実際に1人の新人弁護士として、突発的なこちにも即時対応することや、他の修習生のロールプレイの空気感を感じて自分であればどのように対応するかを考えてもらうという点には、対面よりも制約されてしまう状況となっております。

(4) 研修旅行・懇親会

新型コロナウイルス感染症拡大後は、残念ながら、研修旅行や懇親会については全て中止となってしまいました。懇親会については、Zoomを利用して、有志少人数でのオンライン飲み会を実施しました。

少人数でのオンライン飲み会については、「やった方が良い」という意見もある一方で、少人数とはいえ、なかな

か初対面の者同士が全体で話を進めることや、Zoomの特性上、同時に多数人が話すことが難しいこと等から、打ち解けたり盛り上がりやすくなるのが容易ではないという課題があります。

受験時代には経験できない弁護修習での『楽しい思い出』というものを経験できずに、修習を終えて実務に出てしまった74期の方々がいることが非常に心残りです。

(5) 感染者対策

修習関係者にいつ感染者が発生するかが予想できず、万が一にもクラスターにはならないように細心の注意を払って対応していくことがと至上命題でありましたが、他方で、修習の実りを例年と変わらなくできるようにしなければならぬという思いとの間で葛藤の多い一年でした。

修習の準備を進めるうえで、いろいろな場面を想定して、複数のプランを検討して臨機応変な対応ができる体制を整えることに力を注ぎ、幸いにも無事に乗り切ることができました。

今回の経験を踏まえて、75期の修習を実りあるものにしていきたいと考えております。

4 アフターコロナ

現在の新型コロナウイルスの感染者数は増減を繰り返しており、終息する時期は未だめどがつきません。

しばらくは、コロナウイルスと共生することを前提にし、創意工夫をしてできる限り実りのある修習生活を提供しなければなりません。今後、新型コロナウイルスが終息した暁には、修習時代に、弁護士などの法曹三者と、食事やお酒を飲みながらざっくばらんな話をできなかった若手法曹と積極的に交流を持っていくことが大切であると思っております。

コロナが終息した際には、是非、皆様に、若手法曹と宴席等で交流をしていただき、弁護修習で不足している『楽しい思い出』を共有していただければと思っております。

アフターコロナにおいて、若手法曹との交流こそが、中大法曹会の新規加入者の増加につながり、会のますます発展につながるものと思っております。

〈講演録〉

私の裁判官人生一筆書き



元松山家裁所長 **大谷 吉史**先生
 (令和元年11月25日 中央大学法曹会講演抄録)

大谷 吉史先生 経歴

昭和53年 4月 7日 ~ 昭和56年 3月 31日 青森地裁判事補
 ※昭和53年4月から約4ヶ月東京地裁第3刑事部で研鑽(参与)判事補
 昭和56年 4月 1日 ~ 昭和59年 3月 31日 和歌山地家裁判事補
 昭和59年 4月 1日 ~ 昭和62年 3月 31日 千葉地家裁松戸支部判事補
 昭和62年 4月 1日 ~ 昭和63年 3月 31日 名古屋地家裁判事補
 昭和63年 4月 1日 ~ 昭和63年 4月 6日 名古屋地家裁判事補
 昭和63年 4月 7日 ~ 平成 2年 3月 31日 名古屋地家裁判事
 平成 2年 4月 1日 ~ 平成 6年 3月 31日 長野地家裁諏訪支部判事
 平成 6年 4月 1日 ~ 平成 9年 3月 31日 東京地裁判事
 平成 9年 4月 1日 ~ 平成11年 3月 30日 新潟地家裁長岡支部判事
 平成11年 3月 31日 ~ 平成13年 3月 31日 新潟地家裁長岡支部長
 平成13年 4月 1日 ~ 平成16年 3月 31日 千葉地家裁判事
 平成16年 4月 1日 ~ 平成20年 3月 31日 新潟地裁刑事部部総括
 平成20年 4月 1日 ~ 平成23年12月18日 さいたま地裁第5刑事部部総括
 平成23年12月19日 ~ 平成25年11月28日 松山家裁所長
 平成25年11月29日 定年退官
 平成26年 4月 7日 ~ 平成28年 3月 31日 川越簡裁判事
 平成28年 4月 1日 ~ 平成30年11月28日 さいたま簡裁判事
 平成30年11月29日 定年退官

プロローグ

歴史と伝統ある白門の法曹会の叙勲のお祝いの席でお話させて頂く機会を与えられ、大変光栄に存じます。

私は、修習期30期で浦和修習でした。ここで修習した14名の司法修習生の中でただ一人任官して、全国各地の裁判所を回り、裁判官一筋で41年間の法曹生活を終えることができました。

私は、「越中盗人、加賀人殺し、能

登はやさしや土までも」の石川県能登半島の出身です。大相撲の遠藤は石川県鳳珠郡穴水町の出身ですが、私は、穴水からさらに奥能登の能登町出身です。町の偉人に「益谷秀次さん」がいます。今は廃止された能登鉄道を引いた政治家であり、衆議院議員を50年務め、衆議院の名議長と謳われ、町に銅像と益谷秀次記念館が建立されていて田中角栄氏の達筆な書が見られます。益谷さんは、サンフランシスコ平和条

約で吉田首相が外遊しているときには首相代理を務め、自由民主党の幹事長や建設大臣を歴任されています。元々は裁判官出身で、良く無罪判決を書かれたそうです。中大法卒で防衛大臣になられた瓦力代議士が秘書を勤められたあと、地盤を受け継がれて活躍されていました。なお、能登町はテニスの町として有名です。令和3年4月から、私の従兄弟が能登町長に当選しています。

痴漢冤罪

皆さまは「それでも僕はやっていない」の映画をご存じですか。「Shall We ダンス？」の名作で有名な周防正行監督の作品です。これは、2007年ヒットした痴漢冤罪を題材にした映画作品です。この映画の冒頭場面に、中年の痴漢男が登場します。現行犯逮捕されて否認しますが、警官からスカートの繊維と中年男性の指についた繊維が同じだと物証を突き付けられて、あえなく自白するというさえない役です。この痴漢の犯人の名前が「大谷吉史」という私と同姓同名なのです。演じたのは俳優の大谷亮介さんです。

私が新潟地裁刑事部所長代行をしていた時に、新潟地裁刑事部裁判官室に突然加藤新太郎新潟地裁所長から、電話があり、「大谷の名前が痴漢犯人に借用されているぞ。調べてみると、痴漢を有罪にした裁判官の名前を複数流用しているようだ。知っているか？」ということでした。

出版社は失念しましたが、弁護士会が「痴漢冤罪裁判例集」の本を出されていて、この本の中に、私が千葉地裁のときに判決した痴漢(強制わいせつ)事件が掲載されています。完全否認事件で実刑にして最高裁まで行き確定した事案です。周防正行監督は3年間刑事裁判を研究され、日本の刑事司法は良くないとの結論に達して映画を作成されたとのこと。その後、千葉景子法務大臣(当時)の主催された検察改革会議のメンバーになられた言論人です。元最高裁調査官、法政大学法科大学院教授で高名な木谷明教授とも対談されるなど相当な勉強家です。

映画も面白く、私は、自分の名が借名されていることを明らかにしたうえで修習生らに名作だから見るようにと勧めていました。痴漢犯人に仕立てて失礼な話なのに、教材にいいと勧めるのは太っ腹な裁判長だと修習生の評判を上げることができました。もちろん、

私は痴漢をしておらず、この映画で示されたような誤判もしていないと考えていますから、冤罪ですよ。但し、悪名は無名に勝るといふことや、講演のネタにできたことから、今では、映画史に残る人物になったと思えば周防正行監督に感謝しています。

ラジオ番組出演

新潟地裁赴任中は、民事部の部長が大工強裁判官と山崎まさよ裁判官で、偶然30期の同期同志でしたので、すぐ打ち解け、地元の医学部教授や病院長などの名士と早朝テニスをするなど仲良く助け合いました。

所長は加藤新太郎氏であり、アイデア溢れる所長で行動力のある方でした。裁判員裁判の広報予算が乏しく広報活動が十分できないとわかると、テレビ、ラジオに交渉して、裁判官の出演の了解を無料で取ってこられたのです。突然私に、ラジオ枠を取って来たから出演してほしい。番組は「～アナウンサーとお友達になろう」というものだというだけです。

ラジオ局に到着すると、すぐ狭い部屋に通され、打ち合わせなしに、「今日のお客さんは、裁判官の大谷さんです。裁判官とはすごいですね。司法試験は一度で合格されたのですか」「いえ、何度も落ちました」「はあ、そうまでして裁判官になりたかったのですか」「尊敬する人物は誰ですか」「加藤新太郎所長です」「所長のどういうところが尊敬できるのですか」「学識があり、ユーモアがあるところです」「たとえばどういうことですか」「北海道の釧路で勤務されているとき、失言されると、釧路湿原といわれたそうです」「寒いギャグですね」「氷(こおり)ますね」

という問答をしました。これは、幹部職員から当意即妙、軽妙洒脱と評価され、ほっとし、嬉しかったです。

裁判員フォーラム

ラジオ番組の応答が好評だったのか、今度は、500人位の市民を集めた市民会場で検事、弁護士、裁判官と医者やアナウンサーなどとのフォーラムが開催され、裁判所代表で出席しろと言われてきました。これも根回し、打ち合わせなしのぶっつけ本番です。時は、裁判員裁判が始まる前の広報時代でした。

「裁判官は、化石といわれますが、化石なのですか」女性アナウンサーからいきなり剛速球の質問です。「はい。裁判官は化石ではないと答えたら、なにが傲慢なおれはなんでも知っているぞという印象をもたれませんか。裁判官は化石です。と答えても、化石が裁判官でいいのかということになりますね。私はこの質問に対して、黙秘権を行使したいと思います」「医学の世界では、専門領域に素人の判断を導入することは考えられない。何故刑事裁判に導入可能なのか」「刑事裁判の中心は事実認定です。事実認定には常識が必要です。裁判官も法律の専門知識以外の実事認定に関しては素人同様です。多様な国民の常識や良識が刑事裁判に導入されることは道理にかなっています」「大多数、8割の国民が裁判員制度はやりたくないと言っているのになぜ裁判所はこれを推進するのですか」「裁判は国民の身体、自由、名誉、財産に影響を与える人権に関する大切な判断をする国家権力です。もともとは国民に由来するこの権力を行使するに当たっては、それに携わる人間は自信満々の人間で人の意見より常に自分の意見が正しいという頑固な人間より、自分の判断は正しいのだろうかや悩み謙虚に他の人の意見を聞いた上で、判断する謙虚な自信のない人間こそふさ



30期テニス大会ダブルス 優勝



ウィーンでクリスマスイブ 2008年

わしいのではないのでしょうか。その意味で、不安をもたれる国民こそ裁判員にふさわしいと思います」と即答しました。すると、傍聴していた裁判所職員が「逆転の発想だ。裁判員制度の必要性が逆説的に説明されて初めて理解できた」と驚かれ、アンケートを書かれた聴衆の方からも、「皆こういう裁判官ならいいのに」と反応が良好で、女性アナウンサーからも楽しかったと好評でした。

裁判員裁判の トップランナーとして

私は、これらの経緯を経て、さいたま地裁に裁判員裁判のために新設された刑事5部の初代の刑事部長に抜擢されました。裁判員に対する自己紹介で、「新設部の親切な部長」が、鉄板ネタでした。

それで、初期の裁判員裁判を担当させて頂いた際、裁判員および補充裁判員らから、「裁判官も同じ人間だとわかった。裁判長は、学識経験も豊かな上にとっても面白い」

「嫌だった裁判所に来て、真剣に自分の話を聞いてもらったが、自分の人生でこんなに自分の意見が大切に扱われ

たことはない」「法律は冷たい冷酷なものだと思っていたが、人に温かく使われることもあると知りました」などという数々の言葉を頂きました。また、裁判員裁判でない単独事件で、実刑を言い渡した前科多数の刑事被告人から手紙を貰ったことがありました。「知人、友人、親戚はもとより、捜査機関の警官、検事からも、お前はもうだめだ。と全否定されていたのに、裁判長は「更生の可能性がないわけではない」と言って下さり、感激しています」「身辺整理のため一旦控訴しますが必ず取り下げます。刑期に不服はありません」とのことでした。若い弁護人の弁護活動が大変熱心で受刑後の処遇にまで疎遠になっていた被告人の親族に依頼し根回しするなど配慮されていた事情を汲んで寛大な量刑にした事案です。この被告人に激励のはがきや手紙を出し応答していたら、もうわかりましたので返事はいりませんと打ち切られたのは残念でした。

司法修習生との交流

私は、新潟では修習生や所長を含む裁判官らと夜の10時からミッドナイトテニス大会を開いて交流したり、良い映画があると修習生を誘って一緒に

見に行きました。修習生を多数見てきましたが、年々優秀になって来ていて頼もしい限りです。みんな優秀で学業でほとんど差はありません。センスの良さしはあります。これは先天的な才能の問題というよりは、「志の問題」と思います。

中には、「刑事事件は弁護士になってから受任するつもりはありません」などと放言し、裁判員裁判の評議をどうするかと裁判官が合議しているかわらで、二人で前日行ったスナックの馬鹿話をしている修習生がいました。私は、「今、歴史的に日本で初めての裁判員裁判が行われ、現に裁判官が合議している。この歴史的な現場で修習しないで何を修習するのか。歴史の現場に立ち会っている自覚を持つべきだ」と強く注意しました。

お金儲けだけを追求するなら法曹を志すのは見当違いだと思います。ただこの二人もその後は熱心に修習されていたので、今は良い法律家になられているものと信じています。

海外派遣

裁判員裁判の準備のためオーストリアのウィーン、インスブルックに一月間派遣され、陪審、刑務所、少年院、テレビ局、ウィーン大学を歴訪しました。今から約10年前ですが、オース

トラリアには男女の能力が同じときは女性を出世させる旨の法律があり、地裁の部長、所長、最高裁長官はもとより刑務所所長、テレビ局幹部も女性がトップで、その高い見識、強烈な熱情に感動しました。

松山家裁所長～調停の勘所

松山家裁に赴任した時は、私の前任の家裁所長が安藤裕子裁判官であり、中大法科の同窓でした。後に高松高裁長官に就任された方です。安藤所長の時は、家裁3人が全員女性裁判官でした。安藤所長の後任の私は女性裁判官の中に一人乗り込む形になりました。そこで、私は、「マドンナ所長から坊ちゃん所長へ」となど駄洒落を連発していました。

松山家裁の調停委員が、私が退職する際に、
「駄洒落とて、知的遊びよ山笑う」
「坊ちゃん所長まっすぐに行け、委員忘れずいい肉の日を」
との歌を送って頂きました。いい肉は11月29日で私の誕生日なのです。

私は、最後の松山家裁所長の時には、何件か調停委員が不調で持ってきた案件について、調停成立に導き、「大谷マジック」と言われました。

松山家裁の調停委員の中には、最高位のお坊さんはじめ、多士済々の面々が揃っており極めて真面目で熱心です。しかし、まじめで熱心であっても、勘所をうまくつかまないと調停はまとまりません。

私は、事件には、個々の事件が持つ個性や運命があると思うのです。どんな名医がついても手遅れでは治せません。事件が落ち着きの良いように解決するには、新鮮なうちに、あるいは潮時のときに一遍に解決するのがいいと思います。調停の本質が何であるかは学者が蘊蓄を込めて論じています。私はうまく言えませんが、民訴ゼミの恩師木川統一郎教授は、「学問は整理、

整頓だ。長たらしい論文でも核心は数行、結論は単純にまとめて理解することだ。困難にあっても太い神経と熱心な勉強で道を開け」と喝破されていたのが参考になると思います。

たとえで申しますと、新婚後まもなく夫が浮気した離婚調停があったとします。妻が100万円の慰謝料請求、夫は妻も家事を怠ったなどという理由で50万円の回答。調停委員会は、これまで間をとって75万円を提示したが、双方から1円の譲歩もなく数回やったが無理ですというような話だとします。

私は調停委員に「どうして妻は100万円の額を要求しているのですか」「わかりません。聞いていません」「夫はどうして50万円というのですか」「わかりません。聞いていません」というようなことがあります。

私は、妻に聞きます。「元に戻る気はないのかな。100万円というのは離婚後に必要な生活費ですか」「私は勤めているので生活費はあります。100万円は、私の女という価値を100万円以下には見られたくないからです」「わかった、じゃあ、分割でもいいのかな」「はい。でもこれまで一円も上げるといわない相手ですから到底無理だと思います」「ちょっと待ってね」

夫に聞きます。「離婚でいいのかな。やり直しする気はないの」「はい」「じゃ浮気したんだから、調停を不成立にして君から離婚請求しても難しいよ。離婚するなら今だね。君の大切な人生の時間はお金じゃ買えないよ。一回の不倫で100万円が高いかどうかは審理してみないとわからないけど、争っても勝ちはないよ」「何で、50万円というの」「貯金が50万円しかないのです」「100万円を認めて、頭金25万、残金75万を5年分割位でどう」「もっと早く払います。毎月5万でいいです。頭金も50万でいいです」「何かあったとき貯金ゼロじゃ危ないよ。頭金30万、あと毎月5万にして、繰り上げ返済も可能だからね」として、100万円を分割支払

いとすることで調停成立にするようなことです。時間であわせて30分もかからないと思います。適切な時期に、核心について説得すれば、一気に解決に至る典型例だと思います。

さいたま簡裁時代

科刑上一罪の関係にある数罪について、重い罪に選択的に規定されている罰金刑よりも軽い罪に選択的に規定されている罰金刑が重い場合に、罰金刑の多額はどちらの罪の罰金刑によるべきかという論点があります。最高裁の優先的対照主義の法令の適用の解釈が現場で分かれていました。

名古屋高裁金沢支部や検察庁の見解は、軽い罪の重い罰金刑に従うとのものでしたが、簡裁実務上は、重い罪の軽い罰金刑に従うとの見解も有力でした。

たまたま、建造物侵入で盗撮した事件がさいたま簡裁の私に配転されたので、検察庁からの見解に反対する判決を書き、今現在は東京高裁で維持されています。この裁判は略式事件の異議裁判でした。略式命令で検察庁が、条例違反の罰金額50万円以下の範囲内で罰金40万円（軽い罪の罰金刑）を求刑し、担当簡裁判事が建造物侵入罪の罰金額の上限である罰金10万円（重い罪の罰金刑）にして、検察官が異議申立て。私は、公判での40万円の求刑に対し、罰金10万円を超えるなら懲役刑選択が相当として、懲役2月執行猶予3年を宣告しました。最高裁の判断はまだではないかと思うのです。判決を書きながら、学者の論文も判決文に引用しました。

この形式は元来、簡裁判事には求められていないと思うのですが、キチンと論争して決めてほしいと思い判決しました（追記、最高裁は、令和2年10月1日東京高裁判決を破棄し判決をさいたま簡裁に差し戻しました。さいたま簡裁は、令和3年1月28日検察官の

求刑通り罰金40万円を言い渡し確定しました)。

最後まで、自己の良心に従って判決をできたことは望外の喜びです。なぜなら、裁判官は、主張の当否を判断する職責があります。しかし、検察庁の見解に正面から反対することは、事実上組織対個人の争いになり、法の解釈であっても情報戦争になり、先例の乏しい分野で一石を投じることは容易ではありません。検察庁は、法の解釈では裁判所に敬意を払う理屈のわかる組織ですが、文献や判例がないと動かない傾向を感じます。そこで、裁判所内部で確立していた実務が検察庁の解釈変更で一方向的に変更させられたように感じられても、これに反論する機会は乏しく、ややもするとただ結論妥当などとアブリオリに検察庁に追随する実務に墮する危険があると危惧されるのです。本件では、高裁の裁判例がありました。東京高裁で反対の裁判例が産まれたように論議の余地ある法解釈だったのではないのでしょうか。しかし、これまで、簡裁や地裁の裁判例でこれを正面から論じたものは乏しく、簡裁実務は分裂した実情にあったと思われるのにこれを的確に指摘する文献はなかったのです。私の判決は敗れ、判決確定まで短くない期間被告人や関係者にご迷惑をおかけしたことは誠に申し訳ないところですが、東京高裁の支持を引き出し、最高裁判決を生み出しました。私的には、結論逆転は残念で、先例拘束理論についての再考を促されました。が、埋もれた論争を可視化し、法的解釈を最高裁が不羈独立の立場から統一する道筋を示す素材を提供できたことの意味は残り得るものと考え、良心に恥じることはないからです(研修 第870号 令和2年12月1日発行 25頁以下岡田祐樹氏の前記最高裁判決の新判例解説ご参照)。

裁判官から見た弁護士像～ 若手弁護士への助言

最後のさいたま簡裁での調停では、若い弁護士さんが、少額の交通事故の事件の調停案の回答を複数回引き延ばし、相手方当事者に呆れられたので、私が間に入り、その場で関係者に連絡させて、調停成立をした事例がありました。コストパフォーマンスの意味でも、弁護士さんの社会的使命や解決能力という専門家としての資質を国民から問われるという点でも如何かと感じました。

司法修習期間が1年と短く、オンザジョブトレーニングにならざるを得ないので若い法曹は長い目で見て育てて下さいと調停委員や書記官をなだめていました。若い弁護士さんには、「勝つべき事件で勝ち、負けるべき事件で負ける」王道の横綱相撲を目指されたら良いと思います。

簡裁でも調停ではスキー事故など事実認定や法的判断に困難な事件が継続します。当事者の方が若い弁護士さんの上から目線の発言に激高し、まともでしかるべき案件が思わぬ紛糾をもたらすことがあります。

また、法律知識以外に、それぞれの領域での常識や経験が必要とされることは少なくありません。文献オンリーにならず、現地を確認し、その分野の専門家や相手方本人からも謙虚に学び取る普通の人間としての姿勢や対応を望みたいところです。

刑事裁判では、傷害事件で、殴打した回数や態様を細かく争われることが少なくありません。当事者の言い分を代弁する意図は了解できるのですが、事件の全体像と関係しない場合に、枝葉にこだわり、木を見て森を見ない弁護活動は、裁判員裁判で裁判員らから疑問を出されます。十発か数十発かが争われたとして、ビデオでもない限り正確な数の特定は困難ですよね。傷の場所、形状等から複数回と立証できて

いれば、「複数回殴打し」と認定することで必要十分と思います。

裁判員裁判も定着して来ていますが、自白事件や否認事件の審理期間のみに目が行き、身柄拘束期間の長さが不問に付されたり、等閑視されていると思います。遅れた裁判は裁判の拒否に等しいと考えていた私は、検察は起訴と同時に弁護側にできるだけ速やかに証拠開示し、弁護側も争点を早期に示してもらう運用に努めていました。争点が明らかになった時点で、審理予定日を仮予約して押さえます。準備する中で、新たな争点や追起訴などの事情が出るなど事件は生き物ですが、さいたま地裁は検察庁も弁護士会も大変に熱心で有能な人材を投入されたので、裁判員裁判はスムーズに滑りだしました。法曹三者の協同や専門家として適正迅速解決の叡智や矜持が望まれます。

裁判所に対する批判について

私は、幸いにも良き先輩、同僚、後輩、職員、家族に恵まれたのはもとより、各地でお会いした弁護士さんからも大切なことを多く学びました。

簡単明瞭に言いますと、法律家には「飲む、打つ、買う」の精神が必要だと思います。

「飲む」は、記録を飲み込む、事件の背景から核心まで、厚い記録の表紙に手を当てるとスーと事件の中身が入ってくるほど熟読して咀嚼する。

「打つ」は、当事者の心を打つ、心の琴線に触れる。論告、弁論、判決を書くにも血を通わせる。

「買う」は、当事者や弁護士、検察官や事件に関与された人々の苦勞を買う、無碍にしない、誠実に応答する姿勢ということです。

ところが、弁護士さんから裁判所や裁判官に対する強い不満を聞いたことがあります。

記録を読んでいない。事件をマニュアルに沿って処理して自分の頭で考え

ていない。審理の見通しを付けずに思いつきでものをいい、理由なく結論を変えるので思考過程がわからず当事者に説明できない。それにも関わらず、実力のないことや、不勉強なことを隠す目的なのか、とにかくスルメのようにふんぞり返って威張る、居丈高で弁護士主張に真摯に耳を傾けず、迅速処理にのみ走り、処理件数、成績を気にする。当事者の悩みや苦しみに寄り添う姿勢に乏しいなどです。法科大学院の設置により新司法試験となり、司法修習期間の短縮が原因かとも指摘されることがありました。

他方で、私は「裁判させて頂けることは有難い。国民の権利や義務を国民が納得でき、常識が通用するような裁判は、裁判所以外ではできない国家の意思表明なのだから、裁判所の悪いところだけを見て、全否定せずに、改良改革することが望ましいと考えます。そうしないと、「木の葉が沈んで石が流れる」暗黒の世の中になりかねません。法の支配の理念は、火事場の馬鹿力の一時的な努力では足りず、黄河の常流のように広く、深く、大きく流れるように。世の中を船に例えれば錨のように。家で例えれば、縁の下の力持ちのような仕事を継続すべきで、これに寄与したいと考えて裁判をしていました。

ですから、裁判官から見た私の弁護士像は、信念を貫いて、当事者のために最大限の努力を惜しまない人が理想です。新潟でお会いした弁護士さんは、「全世界の人間が攻撃しても、弁護士は唯一人、最後まで被告人や依頼者の利益を守るために戦う使命がある」と喝破されていて、立派だなと感心しました。

私は高い法廷の壇上に立ちながら、真実を知るのは当事者であるのだから、裁判官として事件や人を裁くという行為は当事者から、あるいは真実により近い弁護士や検察官から逆に裁かれる立場であるように感じるることがありま

した。

不思議なことに自分で自信がないけれど悩み、苦労した判決は案外確定し、これは論じるまでもなく明らかだと確信してあっさり書いた事件が控訴されることがありました。もちろん、批判をされるような質の悪い裁判官はゼロではないでしょうが、互いに胸襟を開いて意思疎通すれば、「絶望の裁判所」は「幸福の裁判所」に変化可能でしょうし、裁判官生活の実情を聞かれれば、納得、応援される側面が出るというというのが私の感想です。

被告人と弁護士さんを同列には扱えませんが、貧すれば鈍するとの格言もありますので、経済的基盤をしっかりされた上で、これまで以上に社会正義の実現のために健康に留意されておおいにご活躍頂きたいと思います。

エピローグ

振り返りますと、私の法曹への第一歩は中大入学に始まり、この講演も懐かしい駿河台の中大記念会館で行うことができました。

刑訴の渥美東洋先生が「金儲けのために弁護士になるという学生に刑事訴訟法は教えたくない。国家の違法行為にタックルする法律家、貧しい人々を助ける法律家になろうとする学生に教えたい」との授業に共感し、林頼三郎や花井卓蔵のような偉人にはなれないが、東条英機に対峙して、大政翼賛会の選挙無効判決を書かれた吉田久裁判官のようになりたいと思っていました。

学生時代に影響を受けた本として、ノーマン・ピンセント・ピールの「積極的考え方の力」、橋橋渡代議士の「激流に掉さして」があります。サケが産卵のため故郷の川に帰るように、私は浦和で修習して法曹として孵化し、浦和（さいたま）で法曹生活の終焉を迎えた鮭の一生のようなまさに、激流に掉さず法曹生活でした。

瞼を閉じると、憲法橋本公巨、民法

川村泰啓、船越隆司、商法戸田修三、高窪利一、木内宜彦、民訴木川統一郎、小島武司、刑訴渥美東洋、社会学概論高島善哉、政治学小松春雄、英米法小堀憲助、刑法下村康正らの警咳やご尊顔がはっきりと浮かびます。講義の内容は忘れても学問に対する熱い情熱と冷静な頭脳の大切さはしっかりと、私の血肉となりました。

ラクビーの体育の授業で桑原教授の肩を揉まされて、「握力がないな。もっとしっかりとめ」と言われ、「社会への眼と魂」の名副読本を読まれたこと、元札幌市長上田文雄弁護士と正法会研究室で机を並べて競って勉強し、一緒に合格して結婚式で「愛の讃歌」を歌って頂き、同期で修習したのも懐かしい思い出です。

最後に、中央大学に深く感謝し、受章された方々、ご列席の皆さまのますますのご活躍とご多幸を祈念し、幹事の方々のご尽力に厚くお礼申し上げて、私の講演を終わらせて頂きます。ご清聴ありがとうございました。

追記 講演後に最高裁判決が出たので一部加筆訂正したほか、構成の都合で、講演した連続放火犯人の小野悦男や、連続殺人犯人永山則夫についての刑事弁護修習等の逸話を割愛しています。

—— 物故会員を偲ぶ ——

松家里明先生を偲ぶ

中央大学法曹会副会長 第一東京弁護士会 横溝 高至



1 中央大学済美会研究室のこと

私は、昭和45年4月に中央大学に入学し、2年生のときに司法試験受験のため済美会研究室に入室を希望し、入室試験を受験した。理事の先生方からの面接試験もあった。「君は現役で合格できなくても、司法試験の受験を続けるのかね。絶対に合格しようという強い意志は持っているのかね。」「はい。合格するまで死に物狂いで頑張ります。」これが私と松家先生との初めての会話であった。

済美会は、もともとは予科の学生が中心となり、哲学などを研究する団体であったと聞いている。私が入室を許されたころは、司法試験の受験団体になっており、室員が少ない割には毎年司法試験合格者を輩出していた。松家先生が受験勉強していた当時は、まだ合格者は少くないへんだったと聞く。松家先生が、後輩の室員に対し、足の取れた机を黒板代わりにして法解釈の論点を図解して説明してくれていたそうである。松家先生が合格した後、松家先生の指導を受けた後輩室員が次々と合格した。

私が、済美会で勉強していた当時、松家先生は、室員の集まりの機会には必ず研究室にきて下さった。そして激をとばしてくれた。私が司法試験に合格できたのは、当時済美会に在籍していた先輩に指導していただいたことにもよるが、松家先生の激に奮起して頑張ったということにより大なるものがあると思っている。

2 第一東京弁護士会に入会したこと

私は、司法修習の実務修習地は長崎であった。長崎で修習していたため、のんびりと修習生活を送り、勤務弁護士として就職する事務所を探すこともなかなかしないでした。実務修習も終わろうとする昭和52年8月ころ、お願いするのは松家先生しかいないと思い、長崎から上京し、松家先生の事務所を訪ねた。松家先生は、司法修習期12期でいらっしゃるが、12期では最も早く第一東京弁護士会(以下「一弁」という)の副会長を経験され、弁護士会の活動でも活躍され、弁護士間の人脈も豊富でいらっしゃった。私の勤務先事務所探しのお願ひもすぐに引き受けてくださった。9月中旬に松家先生からお手紙をいただいた。そのまま記すこととする。

前略

貴兄より依頼のありましたイソ弁先ですが、私と同期の葎葉君が貴兄を迎えてくれることになりました。
事務所は……略……

同君は中大出身(真法会)、昭和8年生れで男前とはお世辞にもいえないがたいへん人柄の良い人物です。待遇についてもよく話してあります。貴兄より葎葉君によるしく頼む旨の手紙を出してください。そして、上京の節は長崎土産を持って挨拶に行ってください。

終わりにりましたが、体に気をつけてガンバってください。

草々

たいへん有難く思った。この手紙は今でも大切に保存している。

さっそく葎葉昌司先生に手紙を書き、10月中旬頃、松家先生のご指示に従い、長崎土産に「福砂屋のカステラ」を



前列右から4番目が松家先生，後列右から5番目が筆者 昭和56年4月撮影

持参し，葭葉先生の事務所に挨拶にお伺いし，お世話になることになった。松家先生のお陰で昭和53年4月から弁護士としての第一歩を歩み始めることができた。

3 松家先生のお心配り

松家先生のお誕生日は，昭和8年4月6日である。毎年，4月に，先生の誕生日をお祝いし誕生日会を開催していた。その後，7月の七夕の日の頃に，「七夕会」という懇親会を開催することにした。そうした会には，済美会出身の弁護士をはじめ，当時，一弁の会務で活躍していらっしやった多くの先生方も参加されていた。松家先生は，昭和59年には，観光バス1台に乗車するような多くの人数で，法師温泉長寿館での懇親旅行会を企画してくださった。この旅行会にも一弁で活躍する多くの先生方が参加して下さっていた。私は，そうした懇親の席で，一弁の多くの先生方とお話をする事ができ，お付き合いもさせていただけるようになった。

このような懇親会を開催するまでの準備，懇親会での振る舞い，懇親会後のフォロー，この過程での松家先生の細やかな心配りの言動には，驚かされ，敬服するばかりであった。

4 松家先生の弁護士会での活躍

松家先生は，いつ弁護士としての仕事をしていらっしやるのかと思うくらい弁護士会の活動を熱心にしていらっしやった。

松家先生は，昭和46年度に一弁の会派の一つである全期会の世話人代表をお務めになった。松家先生にお聞きしたことがあったが，松家先生が世話人代表の年度には，世話人会を頻繁に開催し，審議を尽くし，努めて全会一致をもって運営すべく努力していたとのことである。また，全期会には機関紙が存在しなかったそうである。当時，弁護士会，引いては司法界に吹く内外の諸状況には厳しいものがあり，そのため会員間において意見が分かれるような事態が頻発していたこともあり，会員相互のコミュニケーションを強く計らなければならない事情があった。そこで，松家先生は，機関紙の必要性を痛感され，機関紙発刊を提案し，発刊することになったということである。

また，松家先生が，全期会世話人代表の年度は，全期会創立20周年であった。松家先生は，記念行事を企画したい旨全期会会員に諮り，賛同を得，創立20周年祝賀会，20周年記念出版を実行に移された。私は，松家先生から，全期会の創立は昭和26年4月とお聞きしていたので，忘れないよう記録に記していた。私が，全期会の幹事長を仰せつかつ

ているとき、全期会創立60周年に当たる年になり、創立60周年記念講演、記念祝賀会を企画し実行をさせていただいた。

松家先生は、昭和49年度に一弁副会長に就任され、財務関係、職員との労務の関係を中心として担当され活躍していらっした。一弁の財務は常時健全な財政で運営されてきている。松家先生のご尽力が、その後の執行部へと引き継がれてきているのではないかと考えている。

松家先生は、新会館建設の関係で、たいへんご尽力をされていた。新会館を建設する計画は昭和40年代に始まり、竣工までに20余年を要した。この間、国との交渉、日弁連、東京三弁護士会間の調整、設計事務所及び建築会社の選考、建設資金の工面、次々に難問題が生じた。松家先生は、新会館建設に向けて、中枢の立場で、難問題を一つづつ解決しながら、進めていらっした。松家先生は、平成3年度に一弁会長・日本弁護士連合会副会長に就任されたが、新会館建設の関係では、重要な時期になっていたのではないと思う。このような経緯で、日本弁護士連合会、東京三弁護士会は、平成7年度に旧弁護士会館から新会館にそれぞれ移転した。

私は、松家先生から、弁護士は、弁護士としての仕事をして一生を終えるのではなく、弁護士会の活動に関わり、弁護士会に少しでも貢献すべきであると言われ続けていた。松家先生のお言葉を胸に刻み、松家先生の域には到底及ばないが、弁護士会の活動に多少なりとも関わらせていただいていた。

5 中央大学法曹会のこと

中大法曹会は、中央大学出身の法曹関係者で構成され、会員相互の親睦と中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする団体である。松家先生は、平成元年度、2年度の副幹事長に就任された。私は、松家先生に要請され、事務局次長として事務局の一人になった。事務局長は故大西昭一郎先生であった。幹事長は、一弁の故設楽敏男先生であった。当時、中央大学理事長、中央大学評議員会議長、中央大学学員会会長は全て中大法曹会の出身であり、法曹会の定時総会、幹事会等には、会場が満席になるほど会員が参加してくださっていた。その後、松家先生は、一弁会長を終えられた後、平成13年度、14年度の中大法曹会の幹事長に就任された。私は、二度目の事務局次長として、松家先生のお手伝いをさせていただいた。事務局長は、松家先生に請われ奈良道博先生に就任していただいた。当時、大学は、司法制度改革実行の一環として、法科大学院開設に向けて精力的に動いていた。中大法曹会も、松家幹事長が中心となり、中央大学法科大学院が、全国に名を馳せる大学院として開設できるよう、財務的支援、教授・講師派遣等大学に積極的に協力した。

6 炎の塔のこと

松家先生は、学校法人中央大学の理事も務められていたが、多摩キャンパスの一角に多摩学生研究棟を建設することに多大な尽力をされた。この研究棟は、平成14年7月に竣工し、「炎の塔」と称されている。由来書には「学生諸君が、この棟に結集し、難関の国家試験の克服に向け、不動の決意のもと、炎のように燃える情熱をこめて当てられるよう、これをもって『炎の塔』と称することとした」と書かれている。松家先生の、ご意志が見事に反映されていると思う。松家先生は、一生涯、「志」高く、「燃え」続けた人であった。

中央大学法曹会賞について

中央大学法曹会賞は、巻末の「中央大学法曹会授与に関する内規」にあるとおり「一世紀を超える母校の歴史と伝統を受継ぎ、これに続こうとする後輩の直向きな研鑽の足跡を讃え、母校の新たな発展を願い」創設されたもので、「学業成績優秀または文化活動に顕著な功績を上げた卒業生」に対して授与するものです。賞状に副賞(金5万円)が添えられます。

現在行われている実際の選考は、対象が法科大学院ではなく法学部等学部の卒業生で、在学中に司法試験に合格した者です。受賞者には、賞が単に早期合格を

称えるのみではなく、後輩への指導助言等法曹会活動への協力を通して母校の発展に寄与することを願って与えるものであることを良く理解してもらおうこととしております。

尚、新型コロナウイルス感染拡大の影響で令和2(2020)年度は、中大法曹会の刊行物の発刊がなかったため、同年度受賞者の受賞記事が掲載できませんでした。そこで同号において、令和3(2021)年度受賞者とともに掲載することとしました。

(編集部)



法曹会賞受賞に際して

長島 誠

この度、法曹会賞という名誉な賞を受賞できたこと、大変光栄に思います。私がこのような賞を受賞できたのは、偏に中央大学、法曹会、炎の塔、真法会の諸先輩方のお力添えのおかげです。誠にありがとうございました。この先輩方から受けた御恩は、後輩に返し、中央大学の未来につなげていく所存です。

私は、法曹を志し、中央大学法学部に進学し、真法会研究室に入室するとともに、多摩研究室員となりました。そこには、同じ志をもつ同期、先輩方がいて、切磋琢磨して勉学に励むことができました。毎日朝から晩まで炎の塔で勉強しました。まさに炎の塔が第2の家、もしかしたら自宅よりも長い時間を過ごしたかもしれません。残念ながら最後の1年間はコロナの影響でほとんど大学に行くことができませんでした。しかし、炎の塔で出会った仲間と司法試験前にオンライン自習室を企画し、直接会うことができない中でも声をかけ合い、司法試験を乗り切ることができました。このような仲間は私の一生の財産です。

私が在学中に司法試験に合格できたのは、優秀な先輩方の存在が大きいのと思います。現在、炎の塔には、司法試験・予備試験に合格するためのノウハウが揃っています。私は、司法試験を受験した後9月～3月までの間、後輩に受験指導をする機会がありました。歴代の先輩方が積み上げてきた炎の塔の財産を、後輩につなげることができていたら幸いです。

3月末から司法修習が始まります。司法試験に合格したことはゴールではなく、スタートラインに立っただけであるということを強く意識し、多くのことを吸収し実りある1年間にしたいと思います。

改めまして、このような賞を受賞させていただき、ありがとうございました。これからも精進してまいりたいと存じますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。



法曹会賞受賞に際して

嶋田 良恵

この度は、法曹会賞という名誉ある賞を頂戴し、大変光栄に思います。今回私が法曹会賞を受賞させていただく理由となった、大学在学中の司法試験合格という結果を残すことができたのは、以下で記述するように、中央大学に関するたくさんの方々の支えがあったからだと感じています。

私は中央大学に入学したころにはすでに法曹を目指しており、大学1年のころから学研連研究室に所属し、勉強に励んでいました。しかし、当初はなかなか成果が出なかったため、勉強することが億劫になってしまったことがありました。そのようなとき、同じ学研連研究室の友人と一緒に勉強を頑張らないかと声をかけてくれました。そしてその友人と、毎朝決まった時間に研究室に来て勉強することを約束し、これにより、日々の勉強のペースを保つことができました。このように、ともに司法試験を目指す友人の存在は、私を支えてくれました。

他にも、勉強の相談や質問に親身になって答えてくださった、研究室の先輩や炎の塔の指導員の方など、たくさんの方々に助けていただきました。私の司法試験合格は、このような方々の支えがあったからこそ果たせたのだと感じています。

そして、これからは、自らが立派な法曹となることで、この恩を周りの方々に返していきたいです。また、かつての私と同じように勉強に苦戦している後輩の支えになればと思います。特に、いま新型コロナウイルスの影響で、満足な勉強ができない環境にある後輩たちがたくさんいることと思います。私は司法試験受験後から半年ほど、炎の塔で後輩を指導する立場を務めさせていただきましたが、これがこのような後輩の支えになればと思います。

改めて、法曹会賞を頂き誠にありがとうございました。これからも、中央大学で学んだことに誇りをもって、日々精進してまいります。



法曹会賞受賞に際して

豊田 祐介

まずはこのような名誉ある賞を頂くことが出来たことを大変光栄に存じます。こうした後輩への手厚いご支援が本学の素晴らしさであることを改めて実感しております。私が司法試験に合格できたのは、偏に法曹会をはじめとするOB・OGの実務家の先生方、大学の先生方、炎の塔の優秀な先輩方の手厚いご支援のおかげです。

私は入学当初より炎の塔に所属し、そこで多くのものを得ることができました。法律の知識はもとより、高い志を持った先輩、同期、後輩の存在や、第一線で活躍されている実務家、学者の先生方とのつながりは、今後の法曹人生においてかけがえのない財産となると確信しております。

入学当初の私は下から数えた方が早いほどの成績で、自分は法曹に向いていないのではないかと思い、進路について悩んでいた時期もありました。そうした中、上述の多くの方々に背中を押して頂き、再度法曹を志したという経緯があります。あの時背中を押してくださった方々には一生をかけて恩返しをしていきたいと思っております。

私が受験した令和二年司法試験は、新型コロナウイルスによる延期という前代未聞の事態となり、直前期は普段通りの環境で学習することが出来なくなりました。改めて自分のいた環境がどれほど恵まれていたのかを実感するとともに、モチベーションを維持することが難しい状況になりましたが、同じ受験者の先輩同期と切磋琢磨することで、何とかこうした困難な状況を乗り越えることができました。

司法試験受験後は僭越ながら炎の塔の専任指導員として、後輩指導に尽力させて頂きました。微力であったと思いますが、少しでも偉大な先輩方から頂いた御恩を後輩へ還元することが出来ていれば、望外の喜びに存じます。

今後とも本賞受賞者としての名に恥じぬよう、慢心することなく常に向上心を持った法曹として精進して参ります。この度は誠にありがとうございました。



法曹会賞受賞に当たって

法学部法律学科4年 本田 陽希

この度は、このような大変栄誉ある賞を頂き、誠にありがとうございます。身に余る光栄にただただ恐縮するばかりです。

私は幼い頃より法曹に漠然とした憧れを抱いていたこともあり、高校受験の際には迷わず「法科の中央」として名高い中央大学の系列校に進学しました。そこから7年ほど経って、中央大学在学中に司法試験に合格できたことは望外の喜びであり、当時の判断は正しかったと確信しております。

大学4年間を振り返ってみると、苦しかったことよりも楽しかった出来事が思い返されます。とりわけ、済美会の大先輩である松家里明先生をはじめとする先生方が建設に尽力された炎の塔で、日々同期や先輩後輩と闊達に議論したことは良き思い出です。

中学高校時代それほど優等生ではなかった私が司法試験に合格できたのは、そのような恵まれた環境を提供してくれた中央大学、そしてこれまで後進のために道を作って下さった偉大な先輩方のおかげだと認識しております。

私は11月まで法職専任指導員として大学に留まるので、諸先輩方から賜った返し切れない恩を少しでもお返しできるように後輩指導に精を出して参る所存です。

他方で、司法試験合格という目標を叶えてみて痛感しているのは、試験合格は単なる出発点に過ぎないということです。

司法試験合格前は、司法試験に合格する方は法律の知識も豊富で、人間的にも成熟している方ばかりだろうと感じておりました。

しかし、いざ司法試験に合格してみると、自分自身が未だ実務のことを何も知らず、人間的にも未熟な若輩者のままであることに気が付きました。

これから法曹としての歩みを進めるに当たっては、比較的早い時期に合格することができたことに慢心するのではなく、むしろ多くの修習同期よりも若輩者であることを意識して、人格の陶冶に努めて参らねばならないと強く肝に銘じて参ります。

法曹会の皆様には、今後とも何卒ご指導ご鞭撻を賜れますよう、心よりお願い申し上げます。



法曹会賞受賞に際して

澤山 穰

この度は、法曹会賞という大変名誉な賞をいただき、ありがとうございます。私がこのような賞を受賞できたのは、法曹会をはじめ、中央大学や炎の塔の諸先輩のお力添えのおかげです。この恩は、中央大学の未来に繋げ、法曹として世のために働くことで、返していきたいと考えております。

私が法曹の道を志した理由は、大きく2つあります。

第一に、中学生の公民の授業で裁判に興味を持ち、民事裁判の傍聴をしたことです。法廷に立つ弁護士が論理的に自分の考えを言葉にして他者を説得する姿に感銘を受け、私も将来同じ職業に就きたいと強く思いました。

第二に、中央大学で実際に法律の勉強を始め、法律という学問の奥深さに魅力を感じたことです。法律は、実生活で起きている諸問題を解決する手段として用いられます。しかし、その解決方法は1通りではなく、数多くの中から当事者の希望を最大限実現できる手段を選択していくことが求められ、この点は、中学、高校と学んできた分野とは異なる点であると考えております。加えて、大学で所属する団体の先輩弁護士の方のお話を伺い、具体的な弁護士の業務を知ったことで、魅力ある「法律」という学問を用いて諸問題に立ち向かっていく「弁護士」という職業に就きたいという想いがより強くなりました。

私は、特定の分野について誰よりも詳しい知識を有し、いかなる問題にも粘り強く取り組むことができる弁護士像を描いております。特定の分野についてスペシャリストになるために、法律に関する学習を今以上に続けていく所存です。しかし、どんなに知識があっても解決が困難な問題は必ず生じるはずで、私が長所であると自負している「一つの事柄に対して地道に努力して取り組む姿勢」を活かし、困難な問題に対し粘り強く取り組んでいきたいです。

改めて、法曹会賞を受賞できたことを光栄に思っております。今後も、この賞を頂いた中央大学の名を背負って日々精進して参ります。



法曹会賞受賞に際して

高橋 玲哉

この度、法曹会賞という輝かしい賞を頂戴し大変光栄に思います。

このような名誉ある賞を受賞できたのは、同じ志を持つ仲間と切磋琢磨できる環境を提供して下さった中央大学や入学以来、時に厳しく、時に温かいご指導をして下さった多くの先輩方のおかげだと存じます。改めて、感謝と御礼を申し上げます。

私は中央大学に入学後、済美会研究室に入室した上で、法職事務室のカリキュラムも利用させていただきました。ここでは、多くの優秀な先輩方から高い質の指導を承ることができ、それと同時に優秀な仲間から刺激を受け、非常に充実した時間を過ごすことができたと感じております。このような環境がなければ、在学中に司法試験に合格することは到底叶わなかったと思います。

そして、今まで先輩方に与えていただいたものを後輩に還元するべく司法試験後から後輩への指導に尽力しています。わずかでも後輩の助けになっていたら幸いです。

私は現時点で司法修習に参加していませんが、今後参加する修習を通して実務家としての第一歩を歩んでいきたいと思っています。さらに、あくまで司法試験合格によって得ることのできる資格は「ツール」に過ぎず、その「ツール」をどのように活用していくかという視点を常に持ちながら日々精進していきたいと考えております。また、司法修習が始まり、実務家として働くようになると後輩へ指導する機会は減ると思いますが、依頼人や社会のニーズに対し1人の法律家として応えていくことにより中央大学の更なる発展に寄与できるよう努めていきたいと思っています。

最後に改めて、今回法曹会賞をいただきましたこと、とても榮譽あることと感動しております。これからは中央大学で学んだ法律家として、社会に貢献できるように満足することなく精進してまいりたいと思いますので、今後お会いする機会等ございましたら、どうぞご指導・ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。



法曹会賞受賞に際して

剛力 大

5年前の4月、私は司法試験合格を志し、中央大学法学部に入学いたしました。小学生のころから弁護士という職業に憧れていた私は、期待に胸を躍らせ法律という学問の門をたたきました。しかし、そこで見た光景は、到底独力では立ち向かえないのではないかとと思わせる領域の広さ、内容の難解さでした。そのような私がこの度司法試験に合格し、法曹会賞という名誉ある賞をいただけるに至ったのも、他でもない、私が所属している真法会研究室のおかげです。真法会研究室には歴代の先輩たちの努力の結晶がありました。司法試験合格のための学習のノウハウを授けていただいたのはもちろん、合格した先輩たちを間近に感じ、目標とすることで長い試験までの道のりにおけるモチベーションを与え続けてもらいました。自分よりも1歩も2歩も先を行く先輩方の背中を追い、同じ目標に向かい切磋琢磨し続ける同期と共に4年間を歩めたからこそ今の自分があると思っています。冒頭で、「5年前」と記させていただいたのには、理由があります。私は、1年生から2年生に進級するはずだった冬に、白血病を患い、入院治療のため、1年間の休学を余儀なくされました。それでも、復帰後にすぐに学習のルールに乗れたのも、真法会研究室の先輩方、同期、後輩の助けがあったからこそでした。司法試験の受験番号を法務省の前の掲示板で自らの目で確認したときは、長い合格までの道のりを思い出すとともに、中央大学に入学したこと、真法会研究室に入室したことが最良の選択だったと、強く感じました。これから、私は社会人という新たなステージに飛び込んでいきますが、中央大学、そして真法会研究室への恩を忘れず、自己の研鑽に努めて参りたいと思います。そして、いつの日か私も後進の目標となれるような存在になれたら、と感じております。



法曹会賞受賞に際しての思い

中央大学 法学部 国際企業関係法学科 山下 もも子

まず初めに、法曹会賞を受賞できたことを大変嬉しく、光栄に思っております。中央大学に入学した当時、まさかこのような名誉ある賞を4年後にいただけるということは夢にも思っておりませんでした。このような賞を受賞できたのは、法曹会の皆さまの多大なるご支援、中央大学の先生方や炎の塔の先輩方の熱心なご指導のおかげです。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

司法試験の受験に至るまでを一言で表現すると、孤独との戦いでした。大学や炎の塔での講義時間以外は、周りの友人とゼミを組むことなく、常に一人で勉強していました。一人で学ぶことが自身の性格に適しているということも理由の一つでしたが、自らを律することができなければ、一人間として社会では通用しないだろうとの思いがありました。ただ、実際は試験が近づくにつれ、一人で学んでいることに対する不安や焦りが大きくなり、周りに頼りたくなつた時期も多々あります。その際は、必ずある言葉を思い出すようにしていました。元中日ドラゴンズの森繁和監督がおっしゃっていた「伸びる選手には、共通点がある。それは、孤独な時間をきちんと過ごせることだ。」という言葉です。孤独な時間ほど、過ごし方が難しく、自分の弱い面がはっきりと表れてきます。その弱さとどのように向き合えばよいのか、その時間こそが自身の心を真に強くできるということをこの言葉から学び、支えてもらっていました。司法試験の受験最終日まで、一人で学ぶという方針を崩さず、何とか合格していたので、自分の弱さと少しは向き合うことができたのではないかと感じております。

現在は、炎の塔で後輩への指導をさせていただいております。指導をしている中で、日々、自分の勉強がいかに浅はかなものであったかを痛感しています。やはり一人での勉強では気づけなかった部分が多くあり、指導しているようで学ばせていただいております。司法修習までの9か月余り、後輩たちに少しでも多く、自身がここで教わってきたものを伝えていけるよう尽力いたします。

最後になりますが、このような賞をいただき、誠にありがとうございました。法曹会賞という大変名誉ある賞を頂いた一学生として、身を引き締めて、精進して参りますので、よろしくお願いたします。



曹会賞受賞に際して

寺西 祐貴

この度、法曹会賞という名誉ある賞を受賞することができ、大変嬉しく思います。中央大学法曹界の皆様には深く感謝申し上げます。

私は、学部在学中に司法試験に合格するという大きな目標を達成することができました。これは、中央大学の教授の先生方や多くの職員の皆様を支えられ、法律について深く学習することができたからです。これらの大学関係者の皆様へも深く感謝申し上げます。

大学入学当時、法曹になりたいと考えてはいましたが、法曹に対するイメージは漠然としたものでした。それでも、入学後に多くの法曹三者の先輩方とお会いし、お話をお聞きするなかで、法曹のやりがいや責任感の大きさを感ずることができ、法曹に対する憧れは強いものとなっていきました。

そして、私が学部在学中の司法試験合格を志すようになったのは、大学1年次の春休みでした。1年次に多くの法曹関係者と出会い、自身の将来について真剣に考えるようになったことや、先輩からのアドバイスを受けて自分も努力すれば学部中に司法試験に合格できると思うようになったのがきっかけです。在学中の合格を志してからは、一日の多くの時間を勉強に打ち込むようになりました。このような生活を送る上で、炎の塔は最高の環境であったと思います。各自に自習席が与えられ、同じ目標を持った仲間と切磋琢磨することができる環境で、つらくなくても周りを見れば、ライバルが勉強しており、自分もまだまだ頑張らうと思えました。弁護士先生から直接法律を教えていただける機会があったことも勉強のモチベーションにつながりました。

こうした環境で努力を続けた結果、大学3年次に予備試験に合格し、翌年の司法試験に合格することができました。合格発表を見た瞬間は、とても大きな喜びを感じ、ここまで頑張ってきて本当に良かったと思えました。

今後は、司法試験合格に満足することなく、より良い社会を実現するために法曹として何ができるのかということを考えながら日々精進していきます。



法曹会受賞によせて

池ノ谷 泰周

この度は、法曹会賞という大変名誉ある賞をいただき、誠にありがとうございます。短期での司法試験突破という結果は決して私一人で達成できたものではなく、中央大学の諸先輩方の様々なご支援のおかげで成し遂げることができたものと確信しています。この場をお借りし、心より御礼申し上げます。現在は、司法修習に向けた準備をする傍ら、先輩方から頂いた恩を少しでも返したいと思い、微力ながら法職専任指導員として炎の塔で後輩指導に携わっております。

大学では、炎の塔や済美会研究室という恵まれた環境を最大限活用するのはもちろんのこと、日頃の授業を大切にしていました。一人で教科書などを読んで学んだつもりになっていても、講義を聴くことで自分の理解が浅かったことを実感させられ、それがさらなる学習への意欲に繋がりました。特に専門演習（ゼミ）の指導教授でもあった安井哲章教授には授業のたびに質問させていただき、その度にとっても丁寧に対応してくださいました。他にも多くの先生方にお世話になり、試験科目か否かにかかわらずとても深い学びを積み重ねることができたと自負しています。この4年間で得たものが将来法曹として社会に出ていく上での糧となると思っています。

将来は、検察官を志望し、社会正義の実現に向けて尽力したいと考えています。被告人・被害者の両者に寄り添った、バランス感覚を持つ検事として一つ一つの事件と正面から向き合い、ひいては国家の治安・秩序を維持するという重責を担うことができるようになりたいと思っています。

令和2年12月から始まる司法修習までは、まだ時間があります。それまでの間、興味のある法分野についての知識を深めつつ、法律学以外の知見も広められるよう、さらに努力を続ける所存です。中央大学という大きな存在に助けられるばかりでなく、その期待に応え、いずれ還元できるような人材になるべく邁進したいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い致します。



中央大学学員会会則

- (名称)
第1条 本会は、中央大学学員会と称する。
- (目的)
第2条 本会は、学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。
- (事業)
第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
一 奨学援助及び学術研究に対する助成
二 各種研究会、講演会及び見学会の開催
三 父母連絡会との交流
四 学生との交流
五 会報の発行
六 学員名簿の編纂
七 その他必要と認める事業
- (会員及び準会員)
第4条 本会の会員は、学校法人中央大学基本規定（寄附行為）に定める学員とする。会員は、一定の会費を納入するものとする。
2 4年次以上の学部在籍学生を準会員とし、学員会の会員に準じる資格（学員会の意思決定への参画資格及び学員会役員への選任・被選任資格を有しない資格）を付与する。
一 準会員は、会費を大学に預託する。
二 準会員は、卒業の翌月から会員となる。
- (本部及び支部)
第5条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台3丁目11番地に置く。
2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設置することができる。
3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。
4 支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- (役員)
第6条 本会に次の役員を置く。
一 会長 1人
二 副会長 10人以上20人以内
三 常任幹事 25人以上30人以内
四 幹事 100人以上150人以内
五 会計監事 4人又は5人
六 協議員 800人以上1000人以内
2 会長及び副会長は、その在任中常任幹事及び幹事の地位につき、前項に定める数の制限を受けない。
3 会長、副会長、幹事、会計監事及び支部長は、その在任中協議員の地位につき、第1項に定める数の制限を受けない。
- (役員を選任)
第7条 会長、副会長、幹事及び会計監事は、協議員会において選任する。
2 協議員は、総会において選任する。
3 前二項の選任方法は、協議員会及び総会において定める。
4 常任幹事は、幹事の互選による。
- (役員任期)
第8条 役員任期は、3年とする。
2 補欠又は補充によつて選任された役員任期は、現任役員残任期間とする。
- (役員職務権限)
第9条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。
3 常任幹事、幹事及び協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会及び協議員会において、おのおの所定の職務を行う。
4 会計監事は、本会の会計を監査する。
5 会計監事は、常任幹事会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。
- (名誉会長)
第10条 本会に名誉会長1人を置くことができる。
2 名誉会長は、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。
3 名誉会長は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。
- (名誉顧問)
第11条 本会に名誉顧問を置くことができる。
2 名誉顧問は、学校法人中央大学理事長、学校法人中央大学総長及び中央大学学長に在任する者について、会長が委嘱する。
3 名誉顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。
- (最高顧問)
第12条 本会に最高顧問を置くことができる。
2 最高顧問は、顧問、参与及び本会並びに大学に特に功績があつたと認められる者のうちから、会長・副会長会議において、これを決定する。
3 最高顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。
4 最高顧問は、特別の事情があるときを除き終身在任する。
5 最高顧問は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。
- (顧問)
第13条 本会に顧問を置くことができる。
2 顧問は、会長及び副会長に在任した者について、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。
3 顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

- 4 顧問は、特別の事情があるときを除き、終身在任する。
5 顧問は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(参与)

第14条 本会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、特に本会の発展に功労があつたと認められる者のうちから、幹事会の議を経て、会長が委嘱する。
3 参与は、重要な会務について、会長に対して意見を述べることができる。
4 参与の就任年齢は60歳以上とし、任期は6年とする。ただし、特別の事情があるときは、さらに参与を委嘱することができる。この場合の任期は6年とする。
5 参与は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(総会)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、招集する。
3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、幹事会の議を経て、招集することができる。
4 総会の招集は、開催日の2週間前までに学員に周知させる方法により行う。
5 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各1人により行う。
6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項について審議する。

(協議員会)

第16条 協議員会は、定時協議員会及び臨時協議員会とする。

- 2 定時協議員会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、招集する。
3 臨時協議員会は、会長が必要と認めるとき、幹事会の議を経て、招集することができる。
4 協議員100人以上が、連署をもつて会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は、遅滞なく招集しなければならない。
5 前三項の招集は、開催日の2週間前までに通知を行う。
6 協議員会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各1人により行う。
7 協議員会は、次の事項を審議する。
一 会長、副会長、幹事及び会計監事の選任
二 事業計画、事業報告、予算及び決算の承認
三 会則の改正、規程の制定及び改廃
四 名誉会長及び顧問の推戴
五 その他本会の重要な事項
8 協議員会は、協議員の4分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
9 協議員会の議事は、特別の定めがあるときを除き、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 10 協議員は、書面により出席協議員に委任して、その権限を行使することができる。

(会長・副会長会議)

第17条 会長・副会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長・副会長会議は、会長が議長となり、第3条に規定する事業その他本会の事業の執行について協議決定する。

(幹事会)

第18条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 幹事会は、会長が議長となり、学員の推薦、規則及び細則の制定又は改廃その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(常任幹事会)

第19条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項について調査・研究し、意見を具申する。

(委員会)

第20条 本会は、必要に応じて幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

第21条 第3条第一号に定める事業を行うため、財団法人白門奨学会を設置する。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

第22条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て、学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(学校法人中央大学商議員候補者の選出)

第23条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て、学校法人中央大学商議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

第24条 本会の経費は、会費収入、支援金収入、寄附金、事業収入、補助金及びその他の収入をもつてまかなう。

(会費の納入及び預託)

第25条 会員の会費は3万円とする。ただし、準会員が預託する場合は2万円とする。

- 2 会費の納入及び預託については、別に定める中央大学学員会費納入規程による。

(寄附金)

第26条 寄附金は、特に指定されたもののほか、これを基本金に繰入れ、寄附者の氏名は、本会記録に記して、長くその厚意を彰する。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計処理)

第28条 本会の会計処理については、別に定める中央大学学員会経理規程による。

(本部事務局)

第29条 本会に中央大学学会本部事務局(以下「本部事務局」という。)を置く。

2 本部事務局に局長を置き、局長は、その在任中、常任幹事、幹事及び協議員の地位につき、第6条第1項に定める数の制限を受けない。

3 本部事務局に関する規程は、別に定める。

(会則の改正)

第30条 この会則の改正は、協議員会において、出席協議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

附 則

(改正会則の発効)

1 この会則は、協議員会において議決されたとき(昭和52年5月12日)から効力を生ずる。

(旧役員の任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事および会計監事の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和54年3月末日までとする。

4 この会則により、最初に選任された協議員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和54年5月末日までとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第10条第3項により委嘱されたものと見做す。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

6 この会則の発効日の前日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第19条に定める会費を完納したものと見做す。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

7 旧会則第15条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第19条の規定にかかわらず、1万5千円とする。ただし、昭和52年12月末日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和52年度の会計年度)

8 昭和52年度の会計年度は、第20条の規定にかかわらず、昭和52年4月1日から同年12月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、昭和53年3月16日から施行する。

(経過規定)

2 第16条の規定は、財団法人白門奨学会の設立が許可されるまでの間なお旧第16条の定めるところによる。

附 則

(改正会則の発効)

1 この会則は、協議員会において議決されたとき(昭和58年3月11日)から効力を生ずる。

(旧役員の任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事及び会計監事の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和61年5月31日までとする。

4 この会則により、最初に選任された協議員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和61年6月30日までとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第11条第3項により委嘱されたものとみなす。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

6 昭和58年3月31日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第20条に定める会費を完納したものとみなす。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

7 旧会則第19条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第20条の規定にかかわらず、2万円とする。ただし、昭和58年12月31日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和58年度の会計年度)

8 昭和58年度の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、昭和58年1月1日から昭和59年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成2年5月25日から施行する。

(経過措置)

2 この会則施行の際、現に在任する会長、副会長、常任幹事、幹事、会計監事及び協議員は、その在任中、それぞれこの会則により選任されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成6年5月14日から施行する。

(経過措置)

2 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第13条第4項の規定にかかわらず、終身在任するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成11年4月22日から施行する。

(経過措置)

2 学校法人中央大学商議員会の設置に伴い、商議員を推薦するため第22条を設置し、従来の会則第22条以下を1条ずつ繰り下げる。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成13年10月6日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の二・三・四号及び六号を増員する。

附 則

この会則は、平成15年5月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年5月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年5月12日から施行する。

中央大学法曹会会則

(制定昭44・5・17, 改正昭55・5・27, 平成2・5・16, 平3・5・23, 平10・5・14, 平11・5・13, 平13・5・15, 平28・11・23, 平30・5・16, 令元・5・31)

第1条 本会は、中央大学法曹会と称し、中央大学学会の支部とする。

2 本会は、本部事務所を東京都内に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり、学校法人中央大学(以下「中央大学」という。)の興隆と司法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること
- 二 会報及び会員名簿の発行
- 三 研究会、講演会及び座談会の開催
- 四 その他必要と認める事業

第4条 本会に、次の二種の会員を置く。

- 一 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法学を教授している講師以上の者。
- 二 準会員 中央大学の学員であって、司法修習生・司法試験合格者又は外国の法曹で本会の目的に賛同して書面により入会の申込みをした者。

2 前項第1号にかかわらず、中央大学又は中央大学大学院に在学したことのある法曹のうちから幹事会において承認された者は正会員とする。

第4条の2 会員は、会長に届け出て、退会することができる。

2 会員が、次の各号の一に該当するときは、幹事会の議決によりこれを退会させることができる。

- 一 法曹の品位を失うべき非行があったとき
- 二 本会の秩序をみだしたとき

第5条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長1名
- 二 副会長10名以内
- 三 常任幹事100名以内
- 四 幹事2000名以内
- 五 会計監事3名以内

第6条 会長、副会長、幹事及び会計監事は、総会において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任する。

2 常任幹事は、いずれも幹事の互選による。

第7条 役員は、任期は、2年とする。但し再選を妨げない。

2 補欠、補充又は増員によって選任された役員は、

前任者の残任期間とする。

第8条 本会に、顧問を置く。

2 顧問は、会長経験者等の中から会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の管理運営につき会長の諮問に応ずるほか、幹事会及び常任幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第9条 会長は、本会を代表し会務を掌理し、中央大学学会の支部長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

3 幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査し、常任幹事会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第10条 総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、毎年5月中旬に会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 会長は、100名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なく、招集しなければならない。

4 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各1名により行う。

5 議長は、会長より提案する議事を総会の審議に付する。

6 副議長は、議長を補佐する。

7 総会の議事は、出席会員の過半数によって決する。

第11条 幹事会は、会長、副会長、常任幹事及び幹事をもって組織し、年2回以上会長の招集によりこれを開く。

2 会長は、幹事15名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学会の役員各候補者に推薦する事項を議決する。

第12条 常任幹事会は、会長、副会長、常任幹事をもって組織し、年4回以上会長の招集によりこれを開く。

2 会長は、常任幹事5名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

3 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を議決する。

第13条 本会は、必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第13条の2 本会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会員は、別に定める会費規則により、会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第16条 本会則は、総会において、出席会員の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

第17条 本会は、別に定める支部規程に基づき、支部を設置することができる。

2 前項の支部の設置は、幹事会の議を経て、会長が承認する。

3 支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。

4 支部に入会した正会員又は準会員は、会則第4条第2項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

第18条 定時支部長会議は、会長、副会長、支部長をもって組織し、年1回以上会長の招集によりこれを開く。

2 会長が必要と認めるときは、臨時支部長会議を招集することができる。

3 会長は、支部長3名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく臨時支部長会議を招集しなければならない。

4 支部長会議は、会長が議長となり、支部に関連する重要事項等を議決する。

附 則

この会則は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

第1条第2項及び第13条の2の改正規定は、平成2年5月16日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成3年5月23日から施行する。

附 則

第4条第1項、第4条の2、第5条第3号、同第4号、第14条の改正規定は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成11年5月13日から施行する。

附 則

第5条第2号、第6条第2項但書、第17条第4項並びに第5項の改正規定、第18条の新設規定は、平成13年5月15

日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成28年11月23日から施行する。

附 則

第4条、第5条第2号、第6条2項及び第8条の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

1 第4条第2項、第4条の2第1項、第5条第1号及び第2号、第6条、第8条、第9条第1項及び第2項、第10条第1項から第3項まで及び第5項、第11条、第12条、第17条並びに第18条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

2 第8条第2項の改正規定の施行前に、幹事長の経験者であった者は、同項の会長経験者とみなす。

会員の請求による臨時総会招集規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則第10条第3項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 100名以上の会員が、会則第10条第3項により臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第3条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、会長に預託しなければならない。

2 前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等会長の積算する額によるものとする。

第4条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

附 則

第3条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

幹事候補者選出規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則第6条第1項による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 幹事候補者は、次の区分に従い、各別にその員数を選出するものとする。

一 東京弁護士会ブロック 500名以内

二 第一東京弁護士会ブロック 250名以内

三 第二東京弁護士会ブロック 250名以内

四 都内各裁判所ブロック 40名以内

五 都内各検察庁ブロック 40名以内

六 公証人ブロック 20名以内

七 支部(分会を含む。)ブロック 400名以内

八 その他の正会員または準会員 20名以内

第3条 削除(昭和55年6月1日施行)

第4条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは

幹事会においてこれを決定することができる。

第5条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

第2条各号の改正規程は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

第2条第7号の新設規程は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

第2条一乃至三の改正規定は、平成28年11月23日から施行する。

附 則

第2条の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

中央大学法曹会事務局規則

第1条 中央大学法曹会事務局（以下「事務局」という。）に次の職員を置く。

- 一 事務局長 1名
- 二 事務局次長 若干名

第2条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、会長がこれを任免する。

第3条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第4条 会長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第5条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成2年5月16日から施行する。

附 則

第2条、第3条第1項及び第4条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会会費規則

(趣旨)

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則（以下「本会会則」という）第14条第2項に基づき、会費の納入について定める。

(会費)

第2条 都内所属会員の会費は、年額金3,000円とする。但、入会后1年目の都内所属会員の会費は無料とする。

2 各支部は、所属会員から徴収する会費のうち、会員1名につき年額2,500円を本会の会費とする。

3 役員（本会会則第5条記載の者）は、年額金10,000円を負担する。但、入会后10年未満の役員の会費は年額金5,000円とする。

(納入の時期・方法)

第3条 会費の納入の時期並びに方法は、会長の定めると

ころによる。

(改正)

第4条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成9年12月4日から施行する。

附 則

第2条の改正規則は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

第2条の改正規則は、平成19年5月11日から施行する。

附 則

第2条の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

第3条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会支部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中央大学法曹会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）第17条第1項に基づき、本会の支部の設置について定める。

(支部の設置)

第2条 本会の幹事会の承認を経て、一定の地域毎に支部を設置することができる。

(会員)

第3条 支部は、当該地域内に住所又は勤務場所を有する次の会員をもって組織し、支部に入会した会員は、当然、本会に入会したこととする。

- 一 正会員 中央大学学生である法曹又は大学の法律講義を担当している講師以上の者
- 二 準会員 中央大学の学生であって、司法修習生・司法試験合格者又は外国の法曹で本会の目的に賛同して書面により入会の申込みをした者。

(支部長)

第4条 支部長は、所属各支部の推薦に基づき会長が委嘱する。

2 支部長は、会長にその支部の役員の名を届ける。

(会費)

第5条 支部の会費は、会費規則第2条第2項に基づき支部において定める。

2 支部は前項に基づき定めた会費を、支部所属会員から徴収したうえ、その徴収した会費のうち、会長と協議して決定した一定額を本部に一括して送金するものとする。

3 前項にかかわらず、支部は会費規則第3条第3項に基づき、会費徴収業務を本部に委任することができる。その場合、会長と支部長協議の上、当該支部会員が本部へ納入した金員のうち支部に送金する額を定める。

(会則等の準用)

第6条 支部の総会、役員、委員会及び会計については、本会会則及び各規則、規程等を準用する。

(改正)

第7条 この規程は、幹事会の承認を経て改正することができる。

附 則

この規程は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

平成16年11月25日幹事会において改正した部分については、平成17年1月1日から施行する。

2 旧第7条に基づいて既に設置されている府県単位の分会については、それを支部とみなす。

附 則

第3条及び第5条の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

第4条及び第5条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

毎年度司法試験合格者に対する記念品贈呈等の内規

(目的)

第1条 この内規は、中央大学法曹会(以下「本会」という。)が、次の各号のいずれかに該当する者に対し、記念品を贈呈することにより、その榮譽を讃え、中央大学法曹として後進の指導等の中央大学の新たな発展に関する寄与を促すことを目的とする。

- 一 中央大学在学学生及び卒業生であって、施行年度に司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成14年法律第138号。以下「新法」という。)附則第7条第1項の規定により行われる司法試験(以下「旧司法試験」という。)に合格した者
- 二 中央大学法科大学院の課程を修了し、施行年度に新法の規定による司法試験(以下「新司法試験」という。)又は旧司法試験に合格した者
- 三 中央大学卒業生であって、他の法科大学院の課程を修了し、施行年度に新司法試験に合格した者

(贈呈方法)

第2条 本会は、大学又は学会その他から合格者の氏名が公示された後、合格者に前条の記念品を贈呈する。

(費用)

第3条 本会は、毎年はじめ贈呈が予想される人数分の記念品代金を予算として計上しておくものとする。

附 則

この内規は、平成10年5月から施行する。

附 則

この改正規定は、平成19年10月9日における執行部会の承認を得、同年11月22日における幹事会への報告を経て、同年11月22日から施行する。

中央大学法曹会賞授与に関する内規

(目的)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という。)は、一世紀

を越える母校の歴史と伝統を受継ぎ、これに続こうとする後輩の直向きな研鑽の足跡を讃え、母校の新たな発展を願い、ここに中央大学法曹会賞を創設する。

(表彰方法)

第2条 本会は、中央大学(以下「大学」という。)が毎年3月に施行する卒業式において、学業成績の優秀なる卒業生または文化活動に顕著な功績を上げた卒業生に対して、副賞として記念品を添えて「中央大学法曹会賞」を授与する。

(選考方法)

第3条 大学及び本会執行部等から構成された法曹会賞選考委員会は、大学の推薦する受賞候補者の中から受賞者を決定する。

(表彰内容)

第4条 第2条の法曹会賞表彰状の内容及び副賞として贈呈する記念品については、前条の法曹会賞選考委員会において決定する。

(施行)

第5条 本内規は、平成11年3月の卒業式から施行する。

中央大学法曹会慶弔規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会の役員及び会員等の慶弔について、その取り扱いを定める。

第2条 顧問、会長、副会長及びその経験者の死去の際は、生花又は花環1個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員の死去の際、会長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第3条 会員たる学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員及びその経験者の死去の際は、生花又は花環1個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員又は会員以外の役員の死去の際、会長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第4条 会長は、前2条以外の場合において必要と認めるときは、副会長の意見を聞いて、前2条に準じ弔慰を表すことが出来る。

第5条 会員が受勲し又は栄進したときは、祝電を贈ることが出来る。

第6条 会員が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任したときは、祝電を贈ることが出来る。

2 会員以外の者が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任した際、会長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第7条 会長は、前2条以外の場合において必要と認めるときは、副会長の意見を聞いて、祝電を贈ることが出来る。

附 則

この規程は、平成15年5月16日から施行する。

附 則

第2条、第3条第2項、第4条、第6条第2項及び第7条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会奨学金規程

(趣旨)

第1条 中央大学法科大学院(以下「本大学院」という。)は、中央大学法曹会の篤志を尊重し、本大学院に在学する学生の勉学並びに研究活動を支援し、将来法曹として活躍が期待される人材の育成に資するための給付奨学金制度(以下「奨学金制度」という。)を設ける。

2 前項の奨学金の給付を受ける者を法曹会給付奨学生という。

(基金の設定)

第2条 奨学金制度に要する資金を確保するために、別に定めるところにより、中央大学法曹会奨学基金を設定する。

(制度の細目)

第3条 奨学金制度に関する細目は、本大学院教授会の議を経て、法務研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

(規程第2283号)

中央大学法曹会奨学基金規程

(基金の設定)

第1条 学校法人中央大学は、中央大学法曹会奨学金規程(以下「奨学金規程」という。)第2条に基づき、中央大学法曹会奨学基金(以下「基金」という。)を設定する。

(基金の使途)

第2条 基金から生ずる果実は、奨学金規程に定める奨学金に充てる。

2 奨学金規程に定める奨学金に充てるため必要がある場合には、予算で定めて基金の一部を取り崩すことができる。

(追加的組入れ)

第3条 この基金の趣旨に賛同する寄付金があったときは、基金に組み入れる。

(基金の管理)

第4条 基金は、最も安全かつ有利な運用を図るものとし、経理部資金課が管理する。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

(規程第2284号)

中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、中央大学法曹会奨学金規程第3条に基づき、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関して必要な事項を定める。

(給付の対象者)

第2条 中央大学法曹会奨学金(以下「本奨学金」という。)は、法曹として将来活躍が期待される中央大学大学院法務研究科(以下「法務研究科」という。)に在籍する学生に

対して給付する。

2 本奨学金以外の奨学金の給付又は貸与を受けている者であっても、本奨学金の給付を受けることができる。

(給付の人数及び額)

第3条 本奨学金の給付を受ける者(以下「本奨学生」という。)の人数及び給付の額は、法務研究科奨学委員会(以下「奨学委員会」)の議を経て、法務研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)が決定する。

(給付の方法及び時期)

第4条 本奨学金は、本奨学生に対し一括して給付する。

2 本奨学金を給付する時期は、奨学委員会が決定する。

(奨学生の募集)

第5条 本奨学金の募集については、別に定める。

(選考手続及び選考基準)

第6条 奨学委員会は、次の各号の事由に該当する者を本奨学生候補者として選考し、研究科教授会に推薦する。

- 一 成績が優秀であること
- 二 将来法曹として活躍が期待できること

2 本奨学生候補者の選考手続については、別に定める。

(奨学生の決定)

第7条 研究科教授会は、奨学委員会から本奨学生候補者の推薦を受け、本奨学生を決定する。

(奨学生の義務)

第8条 本奨学生は、所定書式により給付された奨学金での活動成果・結果を奨学委員会に報告しなければならない。

(異動届)

第9条 本奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、法務研究科長に対し速やかにその旨を届けなければならない。

- 一 本奨学生本人又は保証人の氏名、住所等に変更があったとき
- 二 休学又は退学したとき
- 三 停学又は退学の処分を受けたとき

(奨学金給付の辞退)

第10条 本奨学生は、本奨学金の給付を辞退することができる。

2 本奨学生が前項により本奨学金の給付を辞退する場合には、奨学委員会が指定する書式により辞退届を法務研究科長に提出しなければならない。

3 法務研究科長は、奨学委員会に対し、前項による辞退届を受理したことを速やかに報告しなければならない。本奨学生が前項により本奨学金の給付を辞退する場合には、奨学委員会が指定する書式により辞退届を法務研究科長に提出しなければならない。

(奨学生の資格喪失及びその後の処置)

第11条 本奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本奨学生の資格を喪失する(以下、本奨学生の資格を喪失した者を「資格喪失者」という。)

- 一 本奨学金の給付を受けた事由以外の理由で休学し

たとき

- 二 退学したとき
 - 三 停学又は退学の処分を受けたとき
 - 四 除籍となったとき
 - 五 最終学年にある学生にあっては、本奨学金の給付を受けた年度に修了することができなかつたとき
 - 六 前条第2項による辞退願が受理されたとき七その他、奨学委員会が本奨学生としてふさわしくないと判断したとき
- 2 前項による資格の喪失は、奨学委員会の議を経て、研究科教授会が決定する。
 - 3 法務研究科長は、前項の決定を受け、その資格喪失者に対し本奨学生の資格を喪失したことを通知する。
 - 4 本奨学金の給付を受ける前に第2項による本奨学生の資格喪失の決定があったときは、その資格喪失者に対する本奨学金の給付を中止する。5本奨学金相当額の返還に関する事項については、別に定める。

(事務所管)

第12条 この細則に関する事務は、中央大学専門職大学院事務部法科大学院事務課が所管する。

(施行についての取扱基準)

第13条 この細則に特別の定めがあるものを除くほか、この細則の実施に必要な取扱基準は別に定める。

附 則

この細則は、2008年11月19日から施行する。

中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する細則(以下「細則」という。)第5条、第6条第2項、第11条第5項及び第13条に基づき、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する取扱基準について必要な事項を定める。

(募集の方法)

第2条 細則5条に基づく募集方法、出願資格、時期、応募に必要な提出書類に関しては、奨学委員会がその都度定める。

(選考手続及び選考基準)

第3条 奨学委員会は、細則第6条第1項により本奨学生候補者の選考にあたり、本奨学生の募集に応じた者(以下「応募者」という。)につき、応募に必要な提出書類等に基づき審査を行う。ただし、審査にあたっては、必要に応じ面接を行うことを妨げない。

(奨学生の決定)

第4条 法務研究科長は、細則第7条による研究科教授会の決定を受けて、その結果を本奨学金の応募者に通知しなければならない。

2 前項に基づき本奨学生とする旨の通知を受けた者は、奨学委員会が指定する書式により誓約書を提出しなければならない。

(資格喪失者に対する給付金相当額の返還)

第5条 本奨学金の給付を受けた後に細則第11条2項による本奨学生の資格を喪失した者は、給付を受けた本奨学金相当額を一括して返還しなければならない。

2 前項にかかわらず、研究科教授会が、やむを得ない理由があると認めるときは、奨学委員会の議を経て、資格喪失者に対し給付を受けた本奨学金相当額の返還を免除することができる。

3 返還は、資格を喪失した日から起算して1ヵ月以内に行わなければならない。ただし、相当の理由がある場合は、その返還を猶予し又は返還時期を延長することができる。

4 法科大学院事務課は、返還期日以降における未納者に対して督促を行う。

5 前項の督促にも関わらず未納者からの返還がない場合は、法科大学院事務課が、保証人に対して督促を行う。

附 則

この基準は、2008年11月19日から施行する。

中央大学法曹会人事委員会規則

(設置)

第1条 本会に、人事委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、会長の諮問に基づいて本会が学校法人中央大学、中央大学学員会、その他に推薦する候補者の人選を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、次の者で構成する。

- 一 東京弁護士会ブロック 6名以内
- 二 第一東京弁護士会ブロック 3名以内

三 第二東京弁護士会ブロック 3名以内

四 裁判所、検察庁、公証人ブロック 3名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 本委員会は、委員長1名を置く、必要に応じ副委員長若干名を置くことができる。

2 委員長及び副委員長は、委員で互選する。

3 委員長は、会議を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長に代わる。

(会議)

第6条 本委員会は、第2条の目的を達成するため随時招集し、審議答申する。

(会長等の出席)

第7条 本委員会は、必要に応じて会長、副会長および事務局の出席を求め意見を聴くことができる。

附則

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

附則

第3条の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

附則

第2条、第5条及び第7条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会法職教育検討委員会規則

(設置)

第1条 本会に、法職教育検討委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(委員会の目的)

第2条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会及び中央大学司法特設講座運営委員会の各事業、その他、法職を目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、次の者で構成する。

- 一 中央大学法曹会推薦の中央大学法職講座運営委員会委員 2名以内
- 二 中央大学法曹会推薦の中央大学司法特設講座担当講師 6名以内
- 三 東京弁護士会ブロック 8名以内
- 四 第一東京弁護士会ブロック 4名以内
- 五 第二東京弁護士会ブロック 4名以内
- 六 裁判所、検察庁、公証人ブロック 4名以内

(委員長、副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条に定める委員のうち、同条第1号及び第2号の各委員を除いた委員で互選する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 委員は、任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(委員会)

第6条 委員会は、定例会と臨時会とし、委員長が招集する。

附則

この規定は、平成6年12月9日から施行する。

附則

第3条の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

附則

第5条第1項の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会大学問題委員会規則

(設置)

第1条 本会に、大学問題委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、会長の諮問により、中央大学法曹会会則第3条第1号に定める事項を審議し、答申することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会は、次の者で構成する。

- 一 中央大学法曹会選出の学校法人中央大学評議員若干名
- 二 東京弁護士会ブロック 24名以内
- 三 第一東京弁護士会ブロック 11名以内
- 四 第二東京弁護士会ブロック 11名以内
- 五 裁判所、検察庁、公証人ブロック 4名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 委員長は、会議を主催し、副委員長は、補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。委員長は、委員の互選により選出する。副委員長は、委員長の指名により選出する。

(委員会)

第6条 本委員会の開催は、定例会と臨時会とし、委員長がこれを招集する。ただし、委員長は、10名以上の委員から開催請求があったときは、遅滞なく委員会を招集しなければならない。

(事務局)

第7条 本委員会に、事務局担当者置き、委員会の設営、並びに議事録の作成等の事務を掌る。本委員会の事務局

担当者は、中央大学法曹会事務局長が指名する。

附 則

この規則は、平成6年3月23日から施行する。

附 則

第3条の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

第2条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会会則検討委員会規則

(設置)

第1条 本会に、会則検討委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、会長の諮問により、本会の会則、規則、規程、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会の委員は、10人とし、中央大学法曹会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 本委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各1名を選出する。委員長は、会議を主催し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(細則)

第6条 委員会の運営に関し、この規則に定めない事項については委員会で定めることができる。

附 則

本規則は、平成6年3月23日から施行する。

附 則

第2条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会広報委員会規則

(設置)

第1条 本会に、広報委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、本会の会報・ニュース等を編集・発行し、本会員らに配布し、その他本会の広報活動を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会の委員は、15名以内とし、本会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第5条 本委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(事務局)

第6条 本委員会は、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局員若干名を置く。

3 事務局員は、委員長が委嘱する。

附 則

本規則は、平成12年5月12日から施行する。

(経過措置)

本規則制定以前からの委員の任期は、第4条の定めにかかわらず、平成13年の本会幹事会において新委員が選任される日までとする。

中央大学法曹会進路指導対策委員会規則

(設置)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という。)に進路指導対策委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、学校法人中央大学及び中央大学員

と連携して、新・旧司法試験合格者の進路指導対策に取り組み、以て本会の組織拡充を図ることを目的とする。

(指導対象者)

第3条 前条の進路指導対象者は下記の者とする。

一 中央大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者

- 二 中央大学出身の旧司法試験合格者
- 三 中央大学出身で他大学法科大学院出身の新・旧司法試験合格者

(本委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、100名以内とし、本会幹事会において選任する。

2 本委員会は、次の者で構成する。

- 一 東京弁護士会ブロック 30名以内
- 二 第一東京弁護士会ブロック 16名以内
- 三 第二東京弁護士会ブロック 16名以内
- 四 裁判所、検察庁、公証人ブロック 12名以内
- 五 支部(分会を含む。)ブロック 20名以内
- 六 本会会長が指名する者 6名以内

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第6条 本委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき

はその職務を代行する。

(意見の聴取)

第7条 本委員会は、必要に応じて中央大学法科大学院関係者、本会関連委員会委員等、本委員会の運営に資する者から意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 本委員会に事務局担当者を置き、本委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

附 則

1 本規則は、平成18年11月23日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、本規則施行の際、最初に選任される委員のうち半数の委員の任期は1年とし、その余の委員の任期は2年とする。

附 則

第3条及び第4条第2項の改正規定は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

第4条第2項及び第5条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会機構改革実行特別委員会規則

(設置)

第1条 本会に、機構改革実行特別委員会(以下「本委員会」という。)を置く。

(本委員会の目的)

第2条 本委員会は、本会の機構を改革して、本会の組織を全国規模に拡大するために、本会支部及び支部分会の設立を実行、推進し、その他本会の組織拡大に必要な諸活動を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 本委員会の委員は20名以内とし、本会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第5条 本委員会は、委員の互選により委員長1名を置き、必要に応じ委員長代行1名、副委員長若干名を置くことができる。

2 委員長代行、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その順により職務を代行する。

(委員会)

第6条 本委員会は定例会と臨時会とし、委員長がこれを招集し、議長となる。

(会長等の出席)

第7条 本委員会は、必要に応じて会長、副会長及び事務局の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 本委員会に事務局担当者を置き、委員会の設営並びに議事録の作成等の事務を掌る。

2 本委員会の事務局担当者は、本会事務局長が指名する。

附 則

本規則は、平成15年5月16日から施行する。

附 則

第7条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会募金実行委員会規則

第1条 正副委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第2条 委員長は事務局を設置することができる。事務局員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第3条 期別責任者は2年毎に見直すものとする。

第4条 委員長は、随時委員会を招集する。委員長故障ある時は副委員長が招集する。

第5条 期別責任者は随時会合を開き、募金の推進をはか

らなければならない。同会合の結果、募金の推進の結果について事務局長にすみやかに文書を以って報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

第1条、第2条及び第3条の改正規定は、令和元年5月31日から施行する。

中央大学法曹会交流委員会規則

(設置)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という。)に交流委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、中央大学の関係諸団体と交流を図り、団体相互の親睦を深めるとともに、本会の会員の研鑽、業務拡充にとって有益な企画をし、実行することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、20人以内とし、幹事会において選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第5条 委員会は、委員の互選により委員長1人及び副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(細則)

第6条 委員会の運営に関し、この規則に定めのない事項については、委員会で細則を定めることができる。

附 則

この改正規定は、平成28年11月23日から施行する。

中央大学法曹会若手会員活動委員会規則

(設置)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という。)に若手会員活動委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、若手会員にとって有益な企画をし、その実行に取り組み、もって若手会員の活動及び本会の組織の充実を図ることを目的とする。

(若手会員)

第3条 若手会員とは、本会の会員のうち毎年4月1日時点において司法修習終了後15年以内の法曹をいう。

(委員会の構成)

第4条 委員会の委員は、20人以内とし、幹事会において選任する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長)

第6条 委員会は、委員の互選により委員長1人及び副委員長若干名を選出する。

2 委員長は、会議を主催し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(細則)

第7条 委員会の運営に関しこの規則に定めのない事項については、委員会で細則を定めることができる。

附 則

本規則は、平成21年1月22日から施行する。

中央大学法曹会執行部名簿(令和元・2年度)

()内数字は修習期

| | | | | | |
|---------|-----------|----------------|-------|-----------|-----------|
| 会 長 | 若 江 健 雄 | (一 弁, 35) | 事務局次長 | 黒 澤 圭 一 朗 | (一 弁, 65) |
| 副 会 長 | 池 内 稚 利 | (一 弁, 43) | 事務局次長 | 澤 木 謙 太 郎 | (一 弁, 68) |
| 副 会 長 | 合 田 悦 三 | (裁判所, 34) | 事務局次長 | 鈴 木 和 生 | (二 弁, 69) |
| 副 会 長 | 小 橋 常 和 | (検察庁, 45) | 事務局次長 | 中 村 恵 太 | (二 弁, 67) |
| 副 会 長 | 塩 路 広 海 | (大 阪, 39) | 事務局次長 | 西 原 正 騎 | (東 弁, 62) |
| 副 会 長 | 鈴 木 雅 芳 | (二 弁, 38) | 事務局次長 | 柳 澤 崇 仁 | (一 弁, 54) |
| 副 会 長 | 伊 達 健 太 郎 | (福岡県, 28) | 事務局次長 | 山 岸 久 晃 | (一 弁, 62) |
| 副 会 長 | 南 山 佳 仁 | (法科大学院・二弁, 60) | 事務局次長 | 山 口 純 子 | (一 弁, 63) |
| 副 会 長 | 森 田 憲 右 | (東 弁, 43) | | | |
| 事 務 局 長 | 吉 岡 毅 | (一 弁, 44) | | | |

中央大学法曹会役員名簿(令和元・2年度)

()内数字は修習期

1. 顧問

東京弁護士会(6名)

大 高 満 範(18) 大 谷 隼 夫(25) 才 口 千 晴(18) 坂 卷 國 男(24) 深 澤 武 久(13)
藤 井 光 春(7)

第一東京弁護士会(4名)

川 村 延 彦(22) 奈 良 道 博(26) 林 勘 市(31) 横 溝 高 至(30)

第二東京弁護士会(4名)

小 野 道 久(15) 鈴 木 誠(16) 千 葉 昭 雄(24) 山 崎 司 平(31)

2. 幹事(○は常任幹事)

東京弁護士会(212名)

相 澤 和 義(56) 藍 澤 幸 弘(58) 我 妻 真 典(20) 阿 南 三 千 子(25) 阿 部 鋼(53)
阿 部 正 博(36) 雨 宮 眞 也(14) 荒 井 清 壽(38) 荒 井 洋 一(23) 有 馬 幸 夫(25)
安 藤 良 一(27) 伊 井 和 彦(37) 飯 塚 孝(15) 飯 塚 卓 也(42) ○飯 沼 允(27)
五十嵐二葉(20) 石 井 芳 光(17) 石 川 秀 樹(37) ○石 田 茂(39) 石 葉 泰 久(17)
○石 灰 正 幸(60) 石 橋 克 郎(50) ○石 渡 光 一(19) 伊 藤 茂 昭(32) 伊 藤 孝 雄(22)
伊 藤 ま ゆ(21) ○稻 田 寛(17) 井 上 章 夫(33) 井 上 勝 義(25) 井 上 聡(39)
岩 井 重 一(24) 上 野 廣 元(36) 植 松 功(26) 宇 佐 見 方 宏(35) 宇 田 川 濱 江(20)
内 野 経 一 郎(17) 内 丸 義 昭(31) ○伯 母 治 之(40) 海 野 秀 樹(41) 榎 本 峰 夫(30)
海 老 原 覚(44) 大 澤 一 正(20) ○大 澤 成 美(32) ○太 田 治 夫(37) 太 田 秀 夫(29)
大 西 清(34) 大 森 八 十 香(33) 大 山 雄 健(57) 岡 内 真 哉(46) 小 川 信 明(20)
奥 野 善 彦(18) 小 名 弦(39) 小 名 雄 一 郎(24) 小 山 田 辰 男(39) 海 法 幸 平(13)
笠 原 克 美(22) 柏 谷 秀 男(23) 春 日 寛(16) 片 岡 義 広(32) 勝 野 義 孝(31)
河 東 宗 文(38) 金 井 孝 雄(27) 菅 重 夫(26) 岸 本 有 巨(57) 北 村 一 夫(25)
木 下 健 治(22) 木 村 晋 介(22) ○木 村 英 明(46) 木 村 美 隆(36) 久 木 野 利 光(16)
草 川 健(31) 楠 本 博 志(19) 楠 本 雅 之(52) ○國 井 友 和(64) 國 吉 克 典(24)
久 保 英 幸(37) 倉 田 大 介(37) 黒 岩 哲 彦(33) 黒 須 雅 博(29) 厚 井 乃 武 夫(40)
古 賀 政 治(38) ○小 関 勇 二(46) 小 林 明 彦(38) 小 林 力(58) ○小 林 信 明(35)
小 林 秀 正(9) 小 林 元 治(33) 小 林 喜 浩(42) 古 笛 恵 子(45) ○小 峯 健 介(57)
小 山 勲(20) 佐 々 木 敏 行(15) 笹 浪 雅 義(41) 笹 原 信 輔(37) 佐 瀬 正 俊(32)
佐 藤 勝(27) 佐 藤 正 八(26) 佐 藤 隆 男(41) 佐 藤 眞 喜 夫(24) 佐 藤 雅 彦(49)
佐 藤 む つ み(32) 志 賀 剛 一(41) 志 澤 徹(41) 篠 原 煜 夫(34) 島 田 修 一(26)
清 水 紀 代 志(21) ○白 井 正 明(17) ○水 津 正 臣(25) 菅 沼 真(50) 菅 野 谷 信 宏(19)
鈴 木 修 司(39) 鈴 木 正 貢(18) ○鈴 木 康 洋(15) ○瀬 川 徹(28) 関 口 徳 雄(24)

- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 関口博(42) | 関本隆史(35) | 曾田多賀(19) | 園田峯生(25) | 高石昌子(34) |
| 高木國雄(20) | 高崎一夫(22) | 高柳一誠(50) | 竹内義則(40) | 竹原孝雄(23) |
| 田崎信幸(29) | 田堰良三(24) | ○田中紘三(18) | 田中敏夫(20) | 田中英雄(19) |
| 千葉宗武(21) | 塚越豊(31) | 堤健太郎(50) | 堤淳一(19) | 津村政男(37) |
| 寺井一弘(22) | 寺口真夫(17) | 寺村温雄(25) | 登坂真人(39) | 富澤章司(66) |
| ○内藤貴昭(46) | 長井導夫(34) | 中島義勝(24) | 中陳秀夫(22) | ○中根茂夫(39) |
| 中野博保(23) | 永松榮司(31) | 中村浩紹(19) | 中村治郎(36) | 中村生秀(9) |
| 中村博明(49) | ○中村博(47) | 中村茂八郎(12) | 中村裕二(39) | 中村玲子(35) |
| 中山忠男(41) | 西込明彦(36) | 西林経博(16) | 西原正騎(62) | 二瓶和敏(24) |
| 橋本幸一(36) | 八戸孝彦(25) | 服部邦彦(11) | 羽成守(28) | 馬場栄次(29) |
| 林史雄(33) | ○平沢郁子(41) | 平野大(26) | 平野雅幸(34) | 廣瀬正司(51) |
| ○福家辰夫(19) | 藤井真人(31) | 藤村義徳(28) | 藤原力(44) | 船戸実(17) |
| 堀岩夫(15) | 堀合辰夫(13) | 牧野英之(42) | 松崎勝一(7) | 松村卓治(53) |
| 松山憲秀(46) | 圓山司(37) | ○水庫正裕(46) | 溝口敬人(35) | 宮口裕幸(57) |
| 三羽正人(22) | 村上昭夫(21) | 村上徹(37) | 村田裕(21) | 村田豊(30) |
| 村田由美子(33) | 本島信(25) | 森公任(33) | ○森徹(41) | 森田太三(34) |
| 安田隆彦(36) | 矢田英一郎(16) | 矢吹誠(39) | ○山岸憲司(25) | 山崎哲(35) |
| 山田八千子(40) | 山地義之(26) | 山中尚邦(38) | 山本昌平(50) | 山本剛嗣(24) |
| 湯川将(38) | 好川弘之(42) | 吉澤敬夫(27) | 吉田幸一郎(20) | 吉野徹(28) |
| 吉原大吉(20) | 脇田輝次(26) | | | |

東京第一弁護士会(98名)

- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 青木一男(18) | 赤井文彌(18) | ○秋定和宏(54) | ○浅野貴志(51) | 新谷謙一(37) |
| 安西愈(23) | 飯田数美(29) | ○碓由利絵(64) | 石田裕久(36) | 伊集院剛(63) |
| 井戸充浩(64) | 井上朗(52) | 岩田豊(10) | 岩知道真吾(48) | 大川隆之(53) |
| 大崎康博(14) | ○大山圭介(53) | 岡本政明(39) | 小口隆夫(32) | 奥平力(28) |
| 落合長治(9) | 片桐武(60) | ○金澤賢一(49) | 金澤均(35) | 金崎淳(48) |
| 川崎直人(39) | ○川添丈(43) | 川原史郎(29) | 川辺直泰(15) | 木谷太郎(57) |
| 木谷嘉靖(28) | 木ノ元直樹(40) | 窪木登志子(39) | 熊谷明彦(47) | 神部範生(32) |
| 後藤仁哉(38) | 小林美智子(37) | 五来久美子(57) | 近藤直子(46) | 斎藤祐一(32) |
| 酒井憲郎(24) | 篠原由宏(26) | ○島田一彦(27) | ○嶋田貴文(38) | 清水保晴(55) |
| 下山田聡明(22) | 末岡雄介(61) | ○鈴江辰男(29) | ○鈴木和憲(41) | 鈴木喜久子(41) |
| 鈴木秀一(40) | 竹川忠芳(32) | ○田中茂(29) | 田中太陽(60) | 土橋博孝(53) |
| 綱取孝治(25) | 寺島哲(57) | ○寺本吉男(39) | 遠山信一郎(34) | ○中井淳(51) |
| 中川浩輔(60) | 中野比登志(26) | 中野正人(40) | 中村忠司(57) | 西坂信(22) |
| 丹羽健介(20) | 橋本祥(63) | 樋口收(43) | 平手啓一(39) | 福田純一(59) |
| 福吉實(25) | 藤本英介(32) | 藤原朋奈(54) | 細田良一(31) | ○松尾紀良(28) |
| 村下憲司(37) | ○元木徹(29) | 森哲也(53) | 守屋文雄(35) | ○八木清文(41) |
| 保田真紀子(25) | 柳田康男(61) | 矢野篤(65) | ○矢部耕三(43) | 山崎健介(61) |
| 山崎源三(16) | 山本孝宏(21) | 山本隆幸(16) | 山本卓也(31) | 山本昌彦(43) |
| ○吉岡毅(44) | 吉川壽純(16) | 芳仲美恵子(48) | 葭葉昌司(12) | ○葭葉裕子(49) |
| 依田公一(50) | ○若江健雄(35) | ○渡辺一成(21) | | |

東京第二弁護士会(134名)

- | | | | | |
|-----------|------------|----------|-----------|-----------|
| 相原英俊(23) | 青木二郎(24) | 朝倉淳也(45) | 渥美央二郎(51) | 阿部一夫(40) |
| 新井嘉昭(21) | 池田眞一郎(47) | 石川幸吉(19) | 石川宏(42) | 石黒康(27) |
| 市毛由美子(41) | 一瀬晴雄(48) | 井手大作(38) | 伊藤圭一(55) | 猪山雄央(60) |
| 井堀哲(55) | 今中美耶子(17) | 今村健志(43) | 岩崎政孝(44) | 岩本公雄(20) |
| 上野操(22) | 上原康弘(24) | 大川原栄(44) | 大本康志(57) | 岡本敬一郎(37) |
| 小川恵司(46) | 奥野大作(62) | 尾崎毅(47) | 小笹勝章(52) | 小野征彦(60) |
| 笠井直人(42) | ○鍛冶美奈登(61) | 加戸茂樹(46) | 門屋征郎(23) | 鎌田正聰(30) |

- 亀井真紀(54) ○嘉本益巳(39) 菊地幸夫(39) 北村晋治(49) 木村武夫(33)
 清塚勝久(22) 切貫総子(53) 釘澤知雄(39) 栗林武史(59) 河野浩(55)
 小海正勝(17) 小林幸夫(47) ○小松淳一(63) 齋喜要(24) 坂井雄介(56)
 坂本行弘(38) 櫻井俊宏(61) 櫻井光政(34) 笹瀬健児(50) ○佐藤優(28)
 穴戸金二郎(20) 嶋田雅弘(38) 清水洋二(22) 杉井静子(21) 鈴木周(48)
 鈴木雅芳(38) 成豪哲(62) 滝田裕(40) 竹上英夫(12) 竹下慎一(53)
 田代則春(9) 田代浩誠(61) ○田瀬英敏(50) 多田武(12) ○伊達俊二(36)
 田中宏(17) 田中雅大(63) 田中美登里(13) 谷直樹(49) ○田宮武文(44)
 ○辻居幸一(35) ○土井隆(39) 戸谷雅美(32) ○栃木敏明(31) 戸張正子(47)
 鳥飼重和(42) 中所克博(44) 中村鐵五郎(23) 中吉章一郎(17) 柳楽晃秀(55)
 棗一郎(49) ○行方美彦(37) 奈良ルネ(27) ○西浦善彦(62) ○西本邦男(36)
 額田みさ子(36) 額田洋一(35) ○根岸清一(35) 羽尾芳樹(34) 長谷見峻一(63)
 ○原誠(23) 播磨源二(18) ○平賀修(55) 藤井篤(31) 藤井直孝(61)
 藤原真由美(36) 舟木健(62) 古屋亀鶴(10) 古屋有実子(53) 堀内幸夫(33)
 槇枝一臣(25) ○増田径子(48) 松井るり子(23) ○松田啓(44) 松田政行(29)
 松本公介(56) 丸山輝久(25) 三木茂(26) 水口洋介(38) 宮山雅行(25)
 村重慶一(11) 室谷和宏(61) 森誠一(26) 安井桂之介(20) ○柳澤泰(51)
 山内久光(45) 山岡義明(18) 山下清兵衛(27) ○山田明文(46) 山田忠男(23)
 ○山田瞳(62) 山本純一(48) 雪下伸松(13) ○横井弘明(36) 吉岡讓治(43)
 吉田榮士(35) ○吉野純一郎(28) 萬幸男(38) 脇坂治國(31)

3. 会計幹事

東京弁護士会

田中康一(60)

第二東京弁護士会

山川典孝(55)

中央大学法曹会各種委員会名簿(令和元・2年度)

()内数字は修習期

1. 人事委員会

委員長(東京)大谷隼夫(25)

委員(東京)石渡光一(19) 大高満範(18) 厚井乃武夫(40) 坂巻國男(24) 瀬川徹(28)
 (一弁)奈良道博(26) 横溝高至(30)
 (二弁)根岸清一(35) 松田啓(44) 山崎司平(31)

2. 広報委員会

委員長(東京)伯母治之(40)

委員(東京)國井友和(64) 小峯健介(57) 牧野英之(42) 圓山司(37) 好川弘之(42)
 (一弁)浅野貴志(51) 碓由利絵(64) 大山圭介(53) 川崎直人(39) 田中太陽(60)
 (二弁)奥野大作(62) 尾崎毅(47) 平賀修(55) 横井弘明(36)

3. 会則検討委員会

委員長(二弁)根岸清一(35)

委員(東京)石田茂(39) 太田治夫(37) 水津正臣(25)
 (一弁)金澤賢一(49) 元木徹(29) 八木清文(41)
 (二弁)河野浩(55) 戸張正子(47) 藤井直孝(61)

4. 法職教育検討委員会

委員長(二弁)松田啓(44)

委員(東京)厚井乃武夫(40) 寺村温雄(25) 安田隆彦(36) 山本昌平(50) 湯川將(38)
 (一弁)熊谷明彦(47) 清水保晴(55) 中井淳(51) 福田純一(59)
 (二弁)伊達俊二(36) 田中宏(17) 山川典孝(55)

5. 大学問題委員会

委員長 (一弁) 横溝高至(30)
 委員 (東京) 石田茂(39) 石渡光一(19) 稲田寛(17) 太田治夫(37) 大高満範(18)
 坂巻國男(24) 鈴木康洋(15) 瀬川徹(28) 田中紘三(18) 中島義勝(24)
 福家辰夫(19) 藤原力(44) 堀合辰夫(13) 山岸憲司(25)
 (一弁) 秋定和宏(54) 島田一彦(27) 寺本吉男(39) 丹羽健介(20) 林勘市(31)
 元木徹(29) 矢部耕三(43) 山崎健介(61) 若江健雄(35)
 (二弁) 今村健志(43) 嘉本益巳(39) 伊達俊二(36) 田中宏(17) 土井隆(39)
 行方美彦(37) 根岸清一(35) 山崎司平(31) 横井弘明(36)

6. 機構改革実行特別委員会

委員長 (一弁) 寺本吉男(39)
 委員 (東京) 伊藤茂昭(32) 伯母治之(40) 太田治夫(37) 小関勇二(46) 小林元治(33)
 鈴木康洋(15) 高石昌子(34) 高柳一誠(50) 富澤章司(66) 中村博(47)
 宮崎敦彦(39) 森徹(41)
 (一弁) 金澤賢一(49) 樋口收(43)
 (二弁) 小川恵司(46) 亀井真紀(54) 嘉本益巳(39)

7. 募金実行委員会

委員長 未定

委員 未定

8. 進路指導対策委員会

休会

9. 交流委員会

委員長 (一弁) 吉岡毅(44)
 委員 (東京) 相澤和義(56) 石渡光一(19) 小峯健介(57) 坂巻國男(24) 鈴木康洋(15)
 内藤貴昭(46)
 (一弁) 川添丈(43) 鈴木和憲(41) 横溝高至(30) 芳仲美恵子(48) 渡辺一成(21)
 (二弁) 小川恵司(46) 成豪哲(62) 根岸清一(35) 山崎司平(31)

10. 若手会員活動委員会

委員長 (東京) 飯塚卓也(42)
 委員 (東京) 藍澤幸弘(58) 岡内真哉(46) 小林力(58) 藤原力(44) 宮口裕幸(57)
 (一弁) 秋定和宏(54) 井上朗(52) 伊集院剛(63) 井戸充浩(64) 大山圭介(53)
 末岡雄介(61) 柳田康男(61)
 (二弁) 小松淳一(63) 田瀬英敏(50) 田中雅大(63) 根岸清一(35) 舟木健(62)

11. 親睦委員会(準備委員会)

委員長 (東京) 中村博(47)
 委員 (東京) 阿久津透(66) 池田大介(63) 小沢一仁(62) 川野浩典(60) 水津正臣(25)
 中野博保(23) 中村傑(62) 結城優(67)
 (一弁) 矢野篤(65)
 (二弁) 安本樹(67)

法学部都心移転 & 法科大学院へのご支援のお願い

(茗荷谷キャンパス) (新駿河台キャンパス)

中央大学は、2023年に茗荷谷キャンパスと新駿河台キャンパスを竣工し、
都心におけるロー&ロー構想を実現します

◆本学の募金活動について

本学は、白門飛躍募金として2016年度より寄付募集を実施しております。その中には2つの募金活動があり、一つは中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を資金面から支えることを目的とした「Chuo Vision 2025募金」、もう一つは中央大学の学生支援など経常的活動を支えることを目的とした「中央大学サポーターズ募金」です。2021年3月末日までに、「Chuo Vision 2025募金」5億161万4,782円、「中央大学サポーターズ募金」8億2,533万1,148円、総額13億2,694万5,930円のご寄付を賜っております。

「中央大学サポーターズ募金」寄付額が大きくなっており、先月の理事長挨拶にもございました通り、新型コロナウイルス対策支援募金を本募金の事業の一つとして実施した結果であり、これにより多くの学生の学びを継続することができました。今後もコロナ禍に苦しむ学生に対する支援の一助となるよう、同募金を継続しながらも、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」実現に向け、とりわけ同計画の中核的である都心におけるロー&ロー構想実現のため、2025年度末までの5年間、注力してまいりたいと存じます。

「Chuo Vision 2025募金」は、ロー&ロー構想を支える寄付対象事業「法学部&法科大学院の施設整備」のご指定が可能です。本事業をご指定いただいたご寄付については、法学部の都心新校地「茗荷谷キャンパス」の建築費用、並びに法科大学院の新校地「新駿河台キャンパス(駿河台記念館)」の建替費用に充てさせていただきます。春日通り(丸の内線)で繋がれた二つの新校地がロー&ロー構想の実現に大きな役割を果たします。

皆様からの多くのご支援を心よりお待ちしております。
*キャンパス正式名称は未定

◆ご寄付を賜る際のご留意事項など

- *寄付対象事業は、2-②「法学部&法科大学院の施設整備」をご指定下さい。
- *学員会ご所属支部を明らかにする場合は、「〇〇支部」とご記入下さい。
- *本寄付は、確定申告をすることで税制上の優遇措置を受けることができます(下記ご参照)。
- *寄付者顕彰は、2021年6月発行予定の「One Chuo 募金特別号」で発表予定です。
- *理事長ご挨拶中の、茗荷谷キャンパスホール座席プレート顕彰をご希望の方は、ご案内まで暫くお待ちください。
- *振込用紙によるご寄付の他、インターネット募金によりクレジットカード・コンビニ決済等がご利用いただけます。

【中央大学インターネット募金サイト】
<https://kifu.chuo-u.ac.jp/>



◆寄付金に係る税制上の優遇措置について

本学に対する2,000円を超えるご寄付は、確定申告をすることで税制上の優遇措置(寄付金控除)が受けられます。

所得税について適用できる寄付金控除制度は、①税額控除制度、②所得控除制度のいずれかです。確定申告の際に、寄付者ご自身でどちらか一方をご選択いただけます。また、いずれの制度も、寄付を行った年の所得税から控除されます。

①税額控除制度

寄付金額(総所得金額の40%が上限)から2,000円を差し引いた額の40%を、所得税額から直接控除(所得税額の25%が上限)する制度です。

②所得控除制度

寄付金額(総所得金額の40%が上限)から2,000円を差し引いた額を、課税所得から控除する制度です。

(ご参考) 寄付金控除による減税効果の目安金額

(単位: 円)

| 課税所得金額 | 1,000,000 | | 2,000,000 | | 3,000,000 | | 4,000,000 | | 5,000,000 | |
|------------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 税額控除 | 所得控除 | 税額控除 | 所得控除 | 税額控除 | 所得控除 | 税額控除 | 所得控除 | 税額控除 | 所得控除 |
| 10,000,000 | 407,584 | 336,257 | 450,261 | 571,291 | 450,261 | 806,121 | 450,261 | 1,011,914 | 450,261 | 1,011,914 |
| 20,000,000 | 407,584 | 407,584 | 815,984 | 815,984 | 1,224,384 | 1,153,057 | 1,328,321 | 1,489,987 | 1,328,321 | 1,826,917 |
| 30,000,000 | 407,584 | 407,584 | 815,984 | 815,984 | 1,224,384 | 1,224,384 | 1,632,784 | 1,632,784 | 2,041,184 | 2,041,184 |
| 40,000,000 | 407,584 | 407,584 | 815,984 | 815,984 | 1,224,384 | 1,224,384 | 1,632,784 | 1,632,784 | 2,041,184 | 2,041,184 |
| 50,000,000 | 407,584 | 458,532 | 815,984 | 917,982 | 1,224,384 | 1,377,432 | 1,632,784 | 1,836,882 | 2,041,184 | 2,296,332 |

その他、ご寄付に関するご質問などございましたら、中央大学総務部校友課(募金推進事務局は2021年4月から組織名称が変わりました)まで何なりとお問い合わせください。

中央大学総務部校友課
〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1
メール: b125-grp@g.chuo-u.ac.jp
電話: 042-674-2442

編 集 後 記

2020年より続いている新型コロナウイルス感染拡大の状況は、年が明けた2021年になっても、その勢いは衰えず、東京では、三度目の緊急事態宣言がなされ、その期間も延長されるという未曾有の事態が続いています。

法曹界にとっても、初めて体験する事態であり、その時々、どの様なことを考え、どの様な対応を取ったのかを記録することにも意味があると考え、本号の特集を設定しました。ただ、特集を組んだ時には、コロナ禍も収束に向かっていることを前提としていましたが、未だ収束の道筋が見えていないのは誠に残念です。

編集作業もWEB会議システムを使用して行うこととなり、これも初めての経験でした。慣れない中での対応で、苦労もありましたが、何とか発刊にこぎつけることが出来ました。

これも編集作業に大いに貢献頂いた幹事長若江健雄先生をはじめとして、西原正騎先生、國井友和先生、小峯健介先生他広報委員会ご担当の先生方に心より感謝いたします。

また、印刷会社の株式会社プロネートの佐久間大輔様には、最後までフォローを頂きました。関係した皆様に感謝すると共に、中大法曹会の益々の発展を祈念致し、結びとさせていただきます。

(広報委員会委員長 伯母^{うば} 治之)

当会では、隔年で冊子である「中大法曹」と「中大法曹ニュース」を交互に発行しておりましたが、昨年の「中大法曹ニュース」が、コロナ禍の影響で発行は見送られたこともあり、本冊子は、伯母広報委員長の下、満を持しての発行となります。

そのような事情から、特集記事は、「ビフォアコロナ、ウイズコロナ、そしてアフターコロナ」と題して、裁判官、検察官、弁護士会、修習生、学部生と様々な立場からのコロナ観について寄稿していただきました。

正直、この特集を組んだ時は、本冊子を発行する際には、コロナも収束し、振り返りになるのでは、と思っていましたが、かかる予想に反して残念ながら未だ収束の目処は立っておりません。

今夏は、オリンピックも控えており、それをやるのか、やらないのか、その後、日本がどのようになるのか、先行き不透明な中の発行となりましたが、数年後、皆様が本冊子をふと手にしたとき、そういえばこんなこともあったな、と思うような平和な世の中になっていれば、という願いを込めて、編集後記とさせていただきます。

(事務局次長 西原 正騎)

中大法曹 No.30

令和3年6月14日 印刷

令和3年6月30日 発行

(非売品)

発行人 若江健雄

編集人 伯母治之

発行所 中央大学法曹会

印刷所 株式会社プロネート

東京都板橋区前野町 2-19-8

電話 (03) 5392-7221

中央大学 校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

- 一 草のみどりに風薫る
丘に目映き白門を
慕い集える若人が
真理の道にはげみつつ
栄ある歴史を承け伝う
ああ中央 われらが中央
中央の名よ光あれ
- 二 よしや嵐は荒ぶとも
揺るがぬ意気ぞいや昂く
春の驕奢の花ならで
みのりの秋やめざすらむ
学びの園こそ豊かなれ
ああ中央 われらが中央
中央の名よ誉あれ
- 三 いざ起たて友よ時は今
新しき世のあさばらけ
胸に血潮の高鳴りや
湧く歌声も晴れやかに
自由の天地ぞ展げゆく
ああ中央 われらが中央
中央の名よ栄あれ

中央大学 応援歌

中央大学学生会選定歌詞
古関裕而 作曲

- 一 憧れ高く空ひろく
理想の光あやなせる
あゝ中央の若き日に
伝統誇る白門の
闘い挑む旗揚げ
力 力 中央 中央
- 二 情熱と力の若人が
精鋭こそりふるいたつ
あゝ中央の若き日に
雄叫ぶ血汐 紅は
闘魂たぎる火と燃える
力 力 中央 中央
- 三 我らが誇り覇者の歌
燦たり栄光我が生命
あゝ中央の若き日に
今ぞ座らん覇者の座に
いざ勝どきを揚げんかな
力 力 中央 中央

—— 中央大学法曹会 ——